

男鹿市過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)

令和3年9月

秋田県男鹿市

目 次

第1 基本的な事項	1
1 市の概況	1
(1) 男鹿市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	1
(2) 男鹿市の過疎の状況	1
(3) 男鹿市の社会経済的発展の方向の概要	4
2 人口及び産業の推移と動向	4
(1) 人口の推移と今後の見通し	4
(2) 産業の現況と今後の動向等	4
3 行財政の状況	6
(1) 行財政の現況と動向	6
(2) 施設整備の現況と動向	7
4 地域の持続的発展の基本方針	8
(1) 基本方針	8
(2) 都市像	8
5 地域の持続的発展のための基本目標	8
6 計画の達成状況の評価に関する事項	12
7 計画期間	12
8 公共施設等総合管理計画との整合	12
第2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	13
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の方針	13
(1) 移住定住	13
(2) 地域間交流の促進	13
(3) 人材育成	13
2 現況と問題点	13
(1) 移住定住	13
(2) 地域間交流の促進	13
(3) 人材育成	14
3 その対策	14
(1) 移住定住	14
(2) 地域間交流の促進	15
(3) 人材育成	15
4 計画	15
5 公共施設等総合管理計画との整合	17
第3 産業の振興	18
1 産業振興の方針	18
(1) 農林水産業の振興	18
(2) 船川港の活用	18
(3) 人材の活用と就労機会の充実	18
(4) 商工業の振興	19
(5) 観光又はレクリエーション	19
2 現況と問題点	19
(1) 農林水産業の振興	19
(2) 船川港の活用	20

(3) 人材の活用と就労機会の充実	21
(4) 商工業の振興	21
(5) 観光又はレクリエーション	22
3 その対策	22
(1) 農林水産業の振興	22
(2) 船川港の活用	25
(3) 人材の活用と就労機会の充実	26
(4) 商工業の振興	27
(5) 観光又はレクリエーション	28
4 計画	29
5 産業振興促進事項	36
(1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種	36
(2) 産業振興促進するために行う事業の内容	36
6 公共施設等総合管理計画との整合	38
第4 地域における情報化	39
1 地域における情報化の方針	39
2 現況と問題点	39
3 その対策	39
4 計画	39
5 公共施設等総合管理計画との整合	40
第5 交通施設の整備、交通手段の確保	41
1 交通施設の整備、交通手段の確保の方針	41
(1) 道路・交通網の整備	41
(2) 交通確保対策	41
2 現況と問題点	41
(1) 道路・交通網の整備	41
(2) 交通確保対策	41
3 その対策	41
(1) 道路・交通網の整備	41
(2) 交通確保対策	42
4 計画	42
5 公共施設等総合管理計画との整合	43
第6 生活環境の整備	44
1 生活環境の整備の方針	44
(1) 上水道、下水処理施設等の整備	44
(2) 斎場の整備	44
(3) 消防・救急施設の整備	44
(4) 公園・緑地の整備	44
(5) 公営住宅の整備	44
(6) 交通安全施設の整備	44
(7) 環境の保全	44
(8) 自然災害への対処・備えの充実	44
(9) 防犯体制の充実	45
(10) バリアフリーの推進	45
2 現況と問題点	45

(1) 上水道、下水処理施設等の整備	45
(2) 斎場の整備	47
(3) 消防・救急施設の整備	47
(4) 公園・緑地の整備	48
(5) 公営住宅の整備	48
(6) 交通安全施設の整備	48
(7) 環境の保全	48
(8) 自然災害への対処・備えの充実	49
(9) 防犯体制の充実	49
(10) バリアフリーの推進	49
3 その対策	49
(1) 上水道、下水処理施設等の整備	49
(2) 斎場の整備	51
(3) 消防・救急施設の整備	51
(4) 公園・緑地の整備	52
(5) 公営住宅の整備	52
(6) 交通安全施設の整備	52
(7) 環境の保全	52
(8) 自然災害への対処・備えの充実	53
(9) 防犯体制の充実	54
(10) バリアフリーの推進	54
4 計画	55
5 公共施設等総合管理計画との整合	57
第7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	58
1 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針	58
(1) 子育て環境の確保	58
(2) 地域福祉の増進	58
(3) 社会福祉の増進等	58
2 現況と問題点	58
(1) 子育て環境の確保	58
(2) 地域福祉の増進	59
(3) 社会福祉の増進等	59
3 その対策	60
(1) 子育て環境の確保	60
(2) 地域福祉の増進	61
(3) 社会福祉の増進等	62
4 計画	64
5 公共施設等総合管理計画との整合	66
第8 医療の確保	67
1 医療の確保の方針	67
(1) 地域医療対策	67
(2) 保健対策	67
2 現況と問題点	67
(1) 地域医療対策	67
(2) 保健対策	67

3	その対策	68
(1)	地域医療対策	68
(2)	保健対策	68
4	計画	69
5	公共施設等総合管理計画との整合	69
第9	教育の振興	70
1	教育振興の方針	70
(1)	学校教育の質の向上	70
(2)	学校教育環境の整備	70
(3)	生涯学習の推進	70
(4)	生涯スポーツ活動の推進	70
2	現況と問題点	70
(1)	学校教育の質の向上	70
(2)	学校教育環境の整備	71
(3)	生涯学習の推進	71
(4)	生涯スポーツ活動の推進	71
3	その対策	72
(1)	学校教育の質の向上	72
(2)	学校教育環境の整備	72
(3)	生涯学習の推進	72
(4)	生涯スポーツ活動の推進	73
4	計画	74
5	公共施設等総合管理計画との整合	75
第10	集落の整備	76
1	集落整備の方針	76
2	現況と問題点	76
3	その対策	76
4	計画	77
5	公共施設等総合管理計画との整合	77
第11	地域文化の振興等	78
1	地域文化の振興等の方針	78
2	現況と問題点	78
3	その対策	78
4	計画	79
5	公共施設等総合管理計画との整合	81
第12	再生可能エネルギーの利用の促進	82
1	再生可能エネルギーの利用の促進の方針	82
2	現況と問題点	82
3	その対策	82
4	計画	82
5	公共施設等総合管理計画との整合	83
第13	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	84
(1)	少子化対策	84
(2)	市街地活性化による賑わいの再生	84
(3)	男女共同参画社会の推進	84

(4) 行財政の効果的・効率的な運営	84
1 現況と問題点	84
(1) 少子化対策	84
(2) 市街地活性化による賑わいの再生	84
(3) 男女共同参画社会の推進	85
(4) 行財政の効果的・効率的な運営	85
2 その対策	85
(1) 少子化対策	85
(2) 市街地活性化による賑わいの再生	85
(3) 男女共同参画社会の推進	86
(4) 行財政の効果的・効率的な運営	86
(5) 過疎地域持続的発展基金の設置	87
3 計画	87
◆再掲 事業計画（令和3年度～7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分	88

第1 基本的な事項

1 市の概況

(1) 男鹿市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本市は、秋田県臨海部のほぼ中央、日本海に突き出た男鹿半島の大部分を占め、県都秋田市までは、鉄道距離で39.6km、自動車で約45分、秋田空港までは、自動車で約1時間10分の距離にあります。

男鹿半島は、米代川と雄物川の運搬土砂の堆積による2本の砂州で繋がった複式の陸繋島で、西部は山岳地形、その周囲は海岸段丘となっています。

気候は、日本海岸式気候に属し、年平均気温は11.0℃、年間平均降水量は1,517.1mmで、風は、春から秋には主として南西の風、冬は西及び西北西の風が吹き、年間を通じて西よりの風が多い地域です。また、冬季に日本海からの季節風が吹き付ける積雪寒冷地ですが、内陸部よりは降雪が少なく、比較的温暖な地域です。

男鹿の地名は、日本書紀によると、阿倍比羅夫の蝦夷征伐のとき、齧田（あぎた）の酋長恩荷（おんが）がおり、この恩荷が転じたものといわれています。

市の中心地船川地区は、明治43年の船川港の重要港湾指定に伴い、明治44年に築港工事が開始され、大正5年国鉄船川線（現JR男鹿線）の開通とあわせ、海陸の交通が飛躍的に発展しました。

また、昭和58年に国家石油備蓄基地の建設工事が着工され、平成7年までに東・西基地すべてのタンクが完成し、オイルインも完了しています。

本市の基幹産業の一つである観光については、昭和30年代以降、本市のもつ美しい自然景観を活かした観光施設の整備に努めてきたほか、昭和48年5月に指定を受けた国定公園、平成23年9月に認定された男鹿半島・大潟ジオパークの地域資源を活かした観光振興や平成30年11月にユネスコ無形文化遺産に登録された「男鹿のナマハゲ」、道の駅おが「オガール」の開業など、本市独自の魅力を発信するとともに、地域の賑わいを創出しており、秋田県の観光拠点として、また東北でも有数の観光地として発展してきました。

(2) 男鹿市の過疎の状況

本市の人口は、昭和30年代前半をピークに減少の一途をたどり、昭和45年には旧若美町が過疎地域対策緊急措置法による過疎指定を受けたほか、平成4年には旧男鹿市が過疎地域活性化特別措置法による過疎指定を受け、平成17年3月の市町合併を経て、同年4月に過疎地域自立促進特別措置法による過疎地域として公示され、現在に至っております。

人口減少の主な要因は、若年層を吸引する魅力ある雇用の場の不足から、若者の流出が多いことや石油精製業の縮小等による地域経済の低迷や半島特有の立地条件により産業立地が進まないことによる人口の市外流出による社会減、出生率の低下による少子化など自然減があげられます。

このような中、「総合計画」及び「過疎地域自立促進計画」に基づき、産業の振興や生活基盤の整備、福祉、教育の向上を柱に、豊かで住みよい地域共同社会の実現を目指し、諸施策・事業を総合的かつ計画的に推進してきたところです。

産業では、農林業の振興のため、生産基盤や経営近代化のための施設等の整備を行ってきたほか、メロンや日本なし（和梨）、花き、葉たばこ等の主産地化を図り複合経営の確立に努めてきました。

水産業については、種苗放流、増養殖など、つくり育てる漁業を推進するとともに、漁港施設の整備に努めてきました。商工業については、就労の場の確保や地域の活性化を図るため、

既存企業の振興と企業誘致を推進してきました。

観光については、滞留型観光を図るため、オガーレの開業や男鹿駅周辺の整備など観光拠点の施設整備や広域観光を推進し、観光客の誘致に努めてきました。

交通通信体系については、半島内の国道・県道・市道など幹線道路をはじめ、生活道路の整備を積極的に推進してきました。また、携帯電話の通信エリアを拡大するための通信施設やテレビ難視聴地域の解消を図るための共同受信施設、民間進出が困難な地域の光通信網の整備に努めてきました。

生活環境については、安全で快適かつ潤いのある市民生活の確保を図るため、上・下水道、消防施設、公営住宅、街区公園等の整備に努めてきました。

福祉については、幼児施設の整備のほか、介護支援センターやデイサービスセンターなどを整備し、在宅福祉サービスの充実を図ってきました。

医療については、地域医療の充実を図るため、中核医療機関である男鹿みなと市民病院の整備に努め設備充実を図ったほか経営健全化を推進しました。

教育・文化の振興については、学校規模の適正化を図るため、学校統合を推進してきたほか、タブレットなど教育機器の整備を推進するなど教育環境の向上を図ってきました。また、文化財などの保存・伝承に努めてきたほか、総合体育館の建設や人工芝球技場を整備するなどスポーツの振興を推進してきました。

しかしながら、依然として人口の減少、高齢化が進んでおり、特に若年層の人口流出が多いほか、出生率の低下による少子化が進行している状況にあり、今後もこの傾向が続くものと予想されます。

このため、若者定住促進のための魅力ある都市環境や子供を産み育てやすい環境づくりとあわせ、高齢者の生きがいと社会参加の基盤づくりを推進する必要があります。

また、地域の特性を最大限に活かした産業の振興など、持続的発展のための諸施策・事業を推進することが急務となっています。

過疎対策の実績（H28～R2）

（単位：千円）

区分	事業名	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
産業の振興	(1) 基盤整備					
	基盤整備事業等	173,780	288,145	203,793	80,340	24,870
	(2) 漁港施設					
	県営漁港事業等	61,367	91,568	41,343	37,931	71,761
	(3) 経営近代化施設					
	園芸メガ団地整備事業	20,929		131,986	4,023	
	(5) 企業誘致					
	商工業振興促進事業等	1,900	1,732	548	36,142	286
	(6) 起業の促進					
	空き店舗等利活用事業				572	983
	(8) 観光又はレクリエーション					
複合観光施設整備事業	8,903	788,347	148,750	11,961	8,678	
(9) 過疎地域自立促進特別事業						
間伐材有効活用事業等	56,650	29,322	46,311	23,925	33,648	
(10) その他						
マツ林・ナラ林等健全化事業等	104,014	103,069	126,944	104,003	79,648	
小計	427,543	1,302,183	699,675	298,897	219,874	
交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の推進	(1) 市町村道					
	社会資本整備総合交付金事業等	181,761	125,104	165,938	137,640	114,209
	(6) 電気通信施設等情報化施設					
	防災行政無線整備事業	2,754			9,350	8,415
	(9) 道路整備機械等					
	除雪機械更新事業					20,186
	(11) 過疎地域自立促進特別事業					
	二次交通推進事業等	103,743	132,320	146,041	22,880	184,265
	(12) その他					
	市単独運行バス実証運行事業				141,426	
	小計	288,258	257,424	311,979	311,296	327,075
生活環境の整備	(1) 水道施設					
	老朽管更新事業等	72,092	70,036	82,984	83,060	206,201
	(2) 下水処理施設					
	流域関連公共下水道等	333,309	294,542	291,597	258,070	18,805
	(4) 火葬場					
	斎場施設等長寿命化事業			497	1,210	
	(5) 消防施設					
	消防施設整備事業等	34,806		45,718	30,284	46,548
	(6) 公営住宅					
	公営住宅建設事業等	34,992	17,771			
	(7) 過疎地域自立促進特別事業					
公共施設除却事業等		15,000	10,000	20,000	24,350	
(8) その他						
滝川河川改修事業等	428,840	347,176	336,297	90,444	13,523	
小計	904,039	744,525	767,093	483,068	309,427	
高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域自立促進特別事業					
	子育て応援米支給事業等	7,751	17,493	10,000	10,417	20,000
	(9) その他					
福祉医療給付事業等	265,156	280,556	242,687	248,788	217,027	
小計	272,907	298,049	252,687	259,205	237,027	
医療の確保	(1) 診療施設					
	医療機器整備事業	29,679	52,881	17,836	42,236	40,874
	(3) 過疎地域自立促進特別事業					
医師等修学資金貸与事業	2,400	1,600	3,300	4,270	2,420	
小計	32,079	54,481	21,136	46,506	43,294	
教育の振興	(1) 学校教育関連施設					
	船川第一小学校屋内運動場改築事業等	457,561		77,509	51,251	85,158
	(3) 集会施設・体育施設					
	地区公民館施設改修事業等	8,845		709	1,934	979
	(4) 過疎地域自立促進特別事業					
	教育施設維持補修・管理事業基金積立等		20,000	12,000	36,000	12,000
(5) その他						
男鹿駅伝競走大会補助金等		8,061	7,650	6,750		
小計	466,406	28,061	97,868	95,935	98,137	
地域文化の振興等	(2) 過疎地域自立促進特別事業					
	ジオパーク推進事業等	4,200	2,400	4,200	5,040	4,200
	(3) その他					
脇本城跡環境整備事業等	16,732	4,247	19,340	16,641	11,931	
小計	20,932	6,647	23,540	21,681	16,131	
集落の整備	(2) 過疎地域自立促進特別事業					
	地域コミュニティ支援事業等	23,845	11,965	12,178	12,399	9,379
小計	23,845	11,965	12,178	12,399	9,379	
その他地域の自立促進に関し必要な事項	(3) その他					
	公共施設等総合管理計画策定事業等	16,967	6,596	8,232	3,056	3,773
小計	16,967	6,596	8,232	3,056	3,773	
総計	2,452,976	2,709,931	2,194,388	1,532,043	1,264,117	

(3) 男鹿市の社会経済的発展の方向の概要

平成 27 年における就業者数は 12,497 人で、そのうち第 3 次産業が 7,877 人 (63.0%) と最も多く、次いで第 2 次産業の 2,900 人 (23.2%)、第 1 次産業の 1,720 人 (13.8%) と続いています。業種別就業者数をみると、第 1 次産業では農業、第 2 次産業では建設業、第 3 次産業では卸売・小売業が多くなっています。就業者数は年々減少傾向にあり、平成 27 年では平成 2 年と比較すると 7,683 人の大幅な減少となっています。この要因は、若年層の流出や農林水産業の後継者不足、高齢化等によるもので、この傾向は今後も続くものと予想されます。

本市の社会経済は、三方が海に囲まれ、変化に富む雄大な海岸線に代表される「男鹿国定公園」の観光拠点として、また、重要港湾船川港が物流の拠点として、さらに古くから漁場として海に深くかかわり発展してきました。今後とも、大きな可能性を秘めている海洋沿岸域を適切に保全しつつ、漁業生産力の向上はもとより、県都秋田市に近い立地特性を活かしながら、海洋レクリエーションや海洋に関する調査・研究・開発の場等として多面的な利用計画を推進する必要があります。

社会経済的発展の方向としては、国定公園に指定された雄大な自然、日本海に臨む美しい砂丘、稲作やメロン・日本なし (和梨)・花き・葉たばこを中心とした農業、そして、なまはげに代表される郷土の伝統文化などがあり、これらの自然や産業、伝統などは全国的にも貴重な資源です。

この優位性を最大限に引き出しながら、農林水産業の 6 次産業化と地域資源を活用した体験・滞在型観光を推進しながら、本市の経済的発展に結びつける必要があります。

2 人口及び産業の推移と動向

(1) 人口の推移と今後の見通し

平成 27 年の国勢調査によると、総人口は 28,375 人で、25 年前の平成 2 年と比較すると 33.6% 減となっています。また、人口動態では転出者が多く、出生数が減少傾向にあります。

年少人口 (0~14 歳) は 2,206 人で、過去 25 年間で 69.7% の大幅な減少となっており、少子化の進展がみられます。また、生産年齢人口 (15~64 歳) は 14,492 人で、平成 2 年と比較して 48.3% の減少となっています。

一方、老年人口 (65 歳以上) は 11,664 人で、過去 25 年間で 57.2% と急激な増加をみせていますが、その伸び率は鈍化しています。

この傾向は今後も続く見込みであり、男鹿市人口ビジョン (平成 27 年 11 月) では、令和 7 年には、平成 22 年と比較して総人口は 26% 以上の減少と推計されています。

(2) 産業の現況と今後の動向等

第 1 次産業就業人口比率は、平成 2 年に 21.5% を占めていましたが平成 27 年には 13.8% と 7.7 ポイント低下、第 2 次産業就業人口比率は、32.6% から 23.2% と 9.4 ポイント低下しているのに対し、第 3 次産業就業人口比率は、45.9% から 63.0% と 17.1 ポイント高くなっています。

この傾向は今後も続く見込みであり、就業人口比率については、今後も第 1 次産業及び第 2 次産業が低下し、第 3 次産業が高まる見込みとなっています。

表1-1(1)人口の推移(国勢調査)

区 分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 58,075	人 49,063	% △15.5	人 42,723	% △12.9	人 35,637	% △16.6	人 28,375	% △20.4
0歳～14歳	21,526	11,584	△46.1	7,278	△37.2	3,531	△51.5	2,206	△37.5
15歳～64歳	33,151	32,752	△1.2	28,015	△14.5	21,264	△24.1	14,492	△31.8
うち15歳～29歳(a)	14,605	11,385	△22.0	6,644	△41.6	4,996	△24.8	2,475	△50.5
65歳以上(b)	3,074	4,727	53.8	7,422	57.0	10,842	46.1	11,664	7.6
(a)／総数 若年者比率	% 25.1	% 23.2	—	% 15.6	—	% 14.0	—	% 8.7	—
(b)／総数 高齢者比率	% 5.3	% 9.6	—	% 17.4	—	% 30.4	—	% 41.1	—

人口の推移(住民基本台帳)

区分	平成2年3月31日		平成17年3月31日			平成27年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数	人 44,097	—	人 36,258	—	% △17.8	人 30,035	—	% △17.2
男	21,209	% 48.1	17,191	% 47.4	△18.9	14,154	% 47.1	△17.7
女	22,888	% 51.9	19,067	% 52.6	△16.7	15,881	% 52.9	△16.7

区分	令和2年3月31日			令和3年3月31日			
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	
総 数 (外国人住民除く)	人 24,880	—	% △3.2	人 25,913	—	% △2.4	
男 (外国人住民除く)	12,602	% 47.5	△2.8	12,317	% 47.5	△2.3	
女 (外国人住民除く)	13,938	% 52.5	△3.2	13,596	% 52.5	△2.5	
参 考	男 (外国人住民)	27	50.9%	—	33	55%	22.2
	女 (外国人住民)	26	49.1%	—	27	45%	3.8

産業別人口の動向(国勢調査)

区 分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 24,880	人 22,694	% △5.3	人 20,180	% △11.1	人 16,095	% △20.2	人 12,497	% △22.4
第一次産業 就業人口比率	% 63.0	% 35.9	—	% 21.5	—	% 15.1	—	% 13.8	—
第二次産業 就業人口比率	% 13.9	% 25.2	—	% 32.6	—	% 25.3	—	% 23.2	—
第三次産業 就業人口比率	% 23.1	% 38.9	—	% 45.9	—	% 59.6	—	% 63.0	—

表1-1(2)人口の見通し(男鹿市人口ビジョン)

[人口]

区 分	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年
社人研推計準拠	32,294	29,283	26,572	23,858	21,228	18,723	21,228
日本創生会議推計準拠	32,294	29,283	26,223	23,130	20,148	17,315	20,148

[指数]

区 分	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	令和 7 年	令和 12 年	令和 17 年	令和 22 年
社人研推計準拠	100.0	90.7	82.3	73.9	65.7	58.0	50.6
日本創生会議推計準拠	100.0	90.7	81.2	71.6	62.4	53.6	45.3

出典：平成 22 年は国勢調査の実績値。平成 27 年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」および「日本創成会議」の推計に準拠。

3 行財政の状況

(1) 行財政の現況と動向

行政に対する市民のニーズは、ますます多様化・高度化しており、迅速かつ的確に対応できる効率的な行政システムの確立、ICT の活用による行政サービスのデジタル化のほか、職員の政策形成能力の向上等が求められています。

このようなことから、市では平成30年に第4次行政改革大綱（平成30年度～令和3年度）を策定し、将来にわたり市民サービスの維持・向上に取り組んでいくため、事務及び事業の見直し、補助金等の見直しなど内部努力の徹底により様々な改革に取り組み、歳出の抑制、財源の確保など財政基盤の強化に努めているところです。

しかしながら、人口減少への対応の課題に加え、新型コロナウイルス感染症による市内経済等への影響など、市を取り巻く社会経済情勢は刻一刻と変化し、従前として厳しい行財政運営を強いられており、今後ともより効率的な行政運営、さらなる財政基盤の強化を図る必要があります。行政改革は、単なる歳出の削減ではなく、市民サービスの向上と行政運営の質の向上を図るため職員の意識改革が重要であることから、一過性の取組に終わることなく、常に改革意識をもって継続的に推進することが肝要であります。

本市の財政状況は、令和2年度決算において、経常収支比率が92.9%で県内13市でも下位に位置しており、財政が硬直化している状況にあります。

令和3年度以降は、歳入では、令和2年度国勢調査結果による地方交付税の縮減が予想され、今後も市税の増収が期待できないほか、石油備蓄基地の国有財産台帳価格の見直しによる国有資産等所在市交付金の減少が見込まれます。歳出では、新型コロナウイルス感染症対策や、人口減少対策に要する経費、高齢化の進行に伴う扶助費や医療、福祉及び介護サービスを確保するための特別会計への繰出金などの義務的経費の増加に加え、各種公共施設等の老朽化による維持補修費、小学校及び保育園の統廃合に伴う施設整備に係る投資的経費の増加が見込まれるほか、市内経済の活性化対策、雇用の確保、地域医療の確保など、様々な行政課題に取り組むための財源の確保が喫緊の課題となっています。

表 1-2(1)市町村財政の状況

(単位:千円)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度
歳 入 総 額 A	17,232,487	17,877,364	19,667,405
一 般 財 源	11,367,982	10,997,736	10,846,342
国庫支出金	1,882,226	2,100,365	5,033,512
都道府県支出金	1,336,135	1,301,184	1,212,241
地 方 債	1,592,796	1,595,910	950,272
うち過疎債	21,400	629,800	235,100
そ の 他	1,053,348	1,882,169	1,625,038
歳 出 総 額 B	16,650,051	17,455,131	19,074,419
義務的経費	7,284,003	6,962,591	13,693,594

投資的経費	1,813,099	2,441,821	1,209,398
うち普通建設事業	1,808,977	2,441,774	1,204,908
その他	7,552,949	8,050,719	4,171,427
過疎対策事業費	1,700,271	2,822,472	1,264,117
歳入歳出差引額 C(A-B)	582,436	422,233	592,986
翌年度へ繰越すべき財源 D	353,225	74,295	51,344
実質収支 C-D	229,211	347,938	541,642
財政力指数	0.420	0.364	0.354
公債費負担比率	14.2	12.2	12.4
実質公債費比率	14.1	12.1	9.6
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	87.1	93.8	92.9
将来負担比率	135.2	130.8	52.7
地方債現残高	16,060,623	16,450,396	13,594,190

(2) 施設整備の現況と動向

市民生活や経済活動にとって最も基本的な都市施設である道路は、令和元年度末の市道の改良率が49.1%で、全国平均を下回り、舗装率も63.0%と低い状況にあります。このため、今後とも国道101号や半島内循環道路の整備を促進する一方、市道の改良、舗装を推進するほか、農林道の整備が必要となっています。

生活環境の整備については、水道・ガスはほぼ全域に普及しており、今後、上水道については、良質な水源の確保と水質の保全に努めるとともに、経年管の更新等が必要となっています。

ガスについては、原料の安定確保に努めるとともに、非耐震管の更新が必要となっています。

下水道については、水洗化率が令和元年度末で67.5%となっており、今後とも公共下水道事業をはじめ、浄化槽設置事業などを推進する必要があります。

ごみ処理については、限りある資源の有効利用を図るなど資源循環型システムを推進する必要があります。

医療施設については、地域医療の充実を図るため、中核医療機関である男鹿みなと市民病院を建設するとともに、保健活動の拠点として保健福祉センターを建設するなど、保健・医療の充実に努めてきました。

義務教育施設については、児童生徒の減少に対応した適正規模化を推進し、教育効果の向上を図るため、状況に応じた施設整備が必要です。

表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市 町 村 道(m)	713,164	745,998	783,597	800,610	803,727
改 良 率 (%)	18.0	33.8	43.3	47.0	49.1
舗 装 率 (%)	33.3	46.9	57.6	61.1	63.0
農 道 延 長(m)	—	—	—	—	—
耕地 1ha 当たり農道延長(m)	53	46	67	—	—
林 道 延 長(m)	—	—	—	15,911	19,411
林野 1ha 当たり林道延長(m)	11	14	9	—	—

水道普及率(%)	90.4	90.8	92.1	95.3	98.0
水洗化率(%)	0.0	2.0	22.3	57.7	67.5
人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)	4	4	5	5	5

4 地域の持続的発展の基本方針

(1) 基本方針

本市の人口は、昭和40年度後半まで5万人を超えていた総人口は、昭和50年代から現在に至るまで徐々に人口減少を続け、平成27年の国勢調査では、28,375人とピーク時の半数ほどの人口となっています。

また、年齢構成では、平成2年国勢調査を境に年少人口(0～14歳)を高齢人口(65歳以上)が上回り、生産年齢人口(15～64歳)も減少し続けています。

こうした中、本市では人口減少の要因を踏まえ、本市の実情に応じた人口減少対策及び自然減対策を講じることとし、令和2年3月に「第2期男鹿市総合戦略」を策定したところです。

これらの状況を踏まえ、今後の過疎対策については、「男鹿市総合計画 ～なまはげの里 夢への挑戦～」及び「第2期男鹿市総合戦略」、そして「秋田県過疎地域持続的発展方針」に基づき、次の都市像、まちづくりの基本目標を定め、地域の持続的発展を目指します。

(2) 都市像

市民の夢の実現に向かう活力はまちづくりの源であり、その活力は本市の発展を牽引していくものと考えます。

オール男鹿で、本市の将来あるべき姿を市民とともに考え、行動する協働のまちづくり、それぞれの夢の実現に向けて、だれもが健康に暮らせる地域社会の形成をまちづくりの根幹として考え、目指す都市像を次に定めます。

「健康・教育・環境でみんなが夢を実現できるまち」

5 地域の持続的発展のための基本目標

① 産業の振興

本市の魅力をもっと発揮できる観光の振興や、産業として魅力と誇りを感じることでできる農林水産業の振興を図るとともに、資源を活かした地場産業の活性化や起業の支援など、産業の振興を目指します。

■ 5年後の目標

() 内は令和元年度実績

(1) 農業

- ・新規就農者が年間3人以上就農する。(4人)
- ・農業生産法人数を新たに5経営体以上にする。(1法人)
- ・認定農業者、集落法人等が管理する農用地の面積割合を80.0%以上にする。(70.8%)
- ・複合作物の生産額を10億円以上にする。(5.5億円)
- ・6次産業化に取り組む農業経営体を5経営体以上にする。(2経営体)
- ・園芸メガ団地の生産額を2億円以上にする。(1.8億円)

- ・市内の直売所の販売総額を 3.5 億円以上にする。(0.4 億円)
- ・ほ場整備率を 80.0%以上にする。(75.3%)
- (2) 林業
 - ・森林整備の推進を図るため、3,300ha を整備する。(2,850ha)
 - ・林業事業者へ 5 名就業する。(0 人)
- (3) 水産業
 - ・漁業経営体当たり漁獲額を 5%増やす。
 - ・水産業事業者へ 5 名就業する。(0 人)
 - ・漁業生産の拠点である漁港の安全性を向上させるため、市管理 4 漁港の長寿命化を行う。
- (4) 観光
 - ・年間の宿泊客数を 15 万人以上にする。(11.7 万人)
 - ・年間の入込客数を 270 万人以上にする。(258.9 万人)
- (5) 雇用
 - ・創業件数を 5 年間で 35 件以上にする。
- (6) 商工
 - ・男鹿駅周辺やオガレを起点とした賑わいを創出し、商業の活性化を図る。

② 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

本市の道路・交通体系の整備、地域情報通信基盤などの都市基盤整備を計画的に進め、利便性の確保を図るとともに、自然環境の保全に配慮しながら、快適な暮らしと新たな地域間交流の促進のための生活基盤を整備することで、人と自然が共存する環境づくりを目指します。

■ 5年後の目標

- ・男鹿市内運行路線バスの一人当たり平均利用回数 4.1 回以上を維持する。

③ 生活環境の整備

本市では、子供から高齢者まですべての市民が生涯にわたり安全に暮らし、積極的に社会参加ができるように、関係機関との連携を図り、地域ぐるみの防犯活動を展開します。また、交通事故や犯罪に巻き込まれないよう、情報提供や安全教育を行うなど、市民生活の安全対策を推進し、こころ和む郷づくりを目指します。

■ 5年後の目標

() 内は令和元年度実績

- (1) 上水道
 - ・有収率を 85.0%以上にする。(77.9%)
- (2) ガス
 - ・耐震化率を 75.0%以上にする。(57.0%)
 - ・各地区整圧器を計画的に更新し、達成率を 90.0%以上にする。(19.0%)
 - ・家庭用需要の温水暖房契約の普及を促進し、契約件数が 120 件以上にする。(73 件)
- (3) 生活排水処理施設の整備
 - ・公共下水道整備済の地域において、加入率が 80.0%以上になり、快適な市民生活と公衆衛生の向上及び公共用水域の水質を改善する。(73.4%)
 - ・農業集落排水事業完了区域の加入率が 85.0%以上となり、農業用排水の水質汚濁、集落内の水路における滞留、悪臭などが改善され生活環境が良好となる。(83.5%)

- ・漁業集落排水事業完了区域の加入率が95%以上となり、周辺海域の水質及び観光施設周辺の環境が良好となる。(90.8%)
- ・個別処理区域の一般住宅に設置されている合併浄化槽基数が、平成26年度末に比べ60.0%以上増加する。

(4) 環境対策

- ・環境負荷のない電気自動車などを庁用車として5台以上維持する。(7台)

(5) 環境と循環型社会形成

- ・家庭系の可燃ごみと不燃ごみを合わせた1人1日あたりのごみ排出量が500グラム以下にする。(664g)

(6) 防災

- ・防災情報メール配信サービスの登録者数を3,500人にする。(2,881人)

(7) 消防

- ・消防団員の確保対策等により、消防団員の充足率が95.0%以上になり、そのうち女性消防団員数を50名以上にする。(94.9%、15名)

④ 地域共生と福祉の増進

本市における健康づくりの推進、医療体制の構築、福祉サービスの質的充実を図り、かつ、保健・福祉・医療の包括的で連携のとれたサービス提供に努め、ともに暮らし、ともに助け合う環境を整備し、生きがいと安らぎに満ちたまちづくりを目指します。

■ 5年後の目標

() 内は令和元年度実績

(1) 介護保険

- ・居宅介護サービス受給率は11.0%以下を維持する。(11.0%)
- ・地域密着型サービス受給率は2.0%以下を維持する。(2.2%)
- ・施設介護サービス受給率は5.0%以下を維持する。(4.0%)

(2) 低所得者福祉

- ・生活困窮者の有する複雑かつ多様化している課題に対応するため、就労、家計など様々な面から自立に向けた包括的な相談支援ができるよう関係機関との連携体制が強化される。
- ・被保護者に対する就労支援を充実させ、状況に応じた適切な支援を行う。
- ・生活保護における後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用割合が国で定める目標値の80.0%以上を維持する。(83.5%)

(3) 国民健康保険

- ・国民健康保険被保険者の後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用割合が国で定める目標値の80.0%以上にする。(76.4%)

⑤ 医療の確保

本市の拠点医療施設である男鹿みなと市民病院の機能充実を図るとともに、診療所及び周辺医療機関との緊密な連携により、常に新しく良質な医療サービス提供を目指します。

■ 5年後の目標

- ・医療法における医師の標準人員を保持するとともに、看護師、薬剤師、医療技術者を安定的に確保する。

⑥ 教育の振興

子供たちの学ぶ意欲を高め、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む学校教育を目指します。

また、生涯にわたって市民一人ひとりが学び続けたりスポーツに親しんだりできる環境を整備し、「健幸都市」づくりを目指します。

■ 5年後の目標

() 内は令和元年度実績

(1) 学校教育

- ・「全国学力調査」において、全教科の正答率が県平均を2ポイント以上上回る。
- ・「県学習状況調査」における英語の正答率が県平均を2ポイント以上上回る。
- ・「全国学力質問紙調査（英語）」における肯定的評価が県平均を2ポイント以上上回る。
- ・新体力テストにおいて、測定値が県平均を上回る種目数の割合が、小学校で65.0%以上、中学校で50.0%以上にする。(28%、39%)

(2) 生涯学習

- ・生涯学習講座から生涯学習を担う新たな指導者等による自主的な学習グループが5グループ以上育成され、年間の講座参加者数を2万5千人以上にする。

(3) 生涯スポーツ

- ・体育施設の整備を図るとともに良好な施設の保全に努め、年間の利用者数を20万人以上にする。

⑦ 地域文化の振興

本市に伝わる民俗行事や文化財、郷土芸能などを保護・保存し、後世に継承し、地域の心のよりどころとする、文化・伝統のまちを目指します。

■ 5年後の目標

- ・史跡脇本城跡案内人を30人以上にし、案内人による受入れ人数を年間1,000人以上にする。
- ・ジオパークを通したまちづくり活動が注目され、旅行雑誌各社に大きく取り上げられるとともに、ジオサイトの保全、案内板・説明板等の整備により、ジオパークガイドを50人以上にし、ジオパークガイドによる受入れ人数を年間5,000人以上にする。

⑧ 集落の整備

本市では、まちづくりの運営にあたり、住民への適切で迅速な情報提供を図ることや、地域の住民が主体的に行う地域活動を支援し、地域コミュニティの維持・活性化に取り組み、効率的・計画的な行財政運営を行いながら、住民と行政が知恵を出し合い、ともに育む地域づくりを目指します。

■ 5年後の目標

- ・市内の全域において地域コミュニティの機能を維持する。

⑨ 人口減少対策

人口減少問題は、本市の最大の課題であり、未婚率の改善や移住・定住の推進を図るため、結婚支援を実施するほか妊娠・出産・子育て支援などの施策を重点的に展開し、人口減少の抑制を目指します。

具体的には、2040年には2万人超、2060年には1万5千人を維持することを目標とします。
以上、これらの目標を達成し施策を実現させるため、過疎地域持続的発展特別事業（ソフト対策）を含めた過疎対策事業の活用により効果的な持続的発展を推進します。

■ 5年後の目標

() 内は令和元年度実績

(1) 少子化対策

- ・30歳代前半の未婚率が、男性は40.0%以下、女性は30.0%以下になる。
- ・年間の出生数が75人になる。(74人概数)

(2) 移住・定住対策

- ・移住定住施策等を通じた移住世帯数が60世帯となる。
- ・空き家バンクを活用して移住した世帯数が15世帯となる。
- ・ふるさと特産品の充実及び納税環境の整備により、ふるさと納税額が5年間で40億円以上になる。

(3) 男女共同参画社会の推進

- ・委員会・審議会等における女性委員の割合が40.0%以上になる。

(4) 行財政の効果的・効率的な運営

- ・歳入に見合った歳出で、効率的で健全な財政運営が行われている。
- ・個々の手続、サービスが一貫してデジタルで完結するとともに、複数の手続、サービスがワンストップで実現されている。

6 計画の達成状況の評価に関する事項

男鹿市過疎地域持続的発展計画の推進に当たっては、年に一回、庁内行政評価委員会において事務事業の総合評価を実施し、総合評価結果を踏まえ、学識経験者等で組織する外部評価委員会において検証する。不断の進捗管理とPDCAサイクルによる分析・評価を行い、その評価結果を次年度計画に活用し、施策の実効性を高めていきます。

7 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とします。

8 公共施設等総合管理計画との整合

市民ニーズの変化に対応した効率的かつ効果的な公共施設サービスの提供を目的に、各課で個別に管理している公共施設について、施設全体を総合的かつ計画的に管理するための考え方と基本方針を定めた「男鹿市公共施設等総合管理計画」を平成29年2月に策定しています。

公共施設等総合管理計画では、公共施設等を管理していく上での課題について整理し、課題解決に向けた基本方針として、①予防保全型維持管理・長寿命化による修繕・更新費の縮減、②公共建築物の質と量の最適化による修繕・更新費の削減、③修繕・更新工事の分散・分割による修繕・更新費の平準化の3点を定めています。

また、これら基本方針を推進するための実施計画として、男鹿市個別施設計画（第1期）や各種インフラ長寿命化計画、小中学校施設・保育施設の再編整備計画等を策定しています。

今後、公共施設等総合管理計画の推進により、安全・安心で質の高い施設サービスの提供と、持続可能な財政運営を目指すことが、深刻化する過疎問題に対処していく上で必要不可欠な取組となることから、公共施設等総合管理計画に適合する本計画においても適切に事業を推進します。

第2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の方針

(1) 移住定住

市では、人口が減少する中でも活気のある地域づくりを継続していくため、若者の定着・回帰を促進するとともに、市外からの移住者を受け入れる環境の整備を図ります。

また、本市を訪れる人材との関係を築き、関係人口の創出を図るため、リモートワークやワーケーションなどの新しい働き方に向けた対応を検討します。

良好な住環境と市民の利便性を考慮したインフラを整備することで、若者の定住促進と転出抑制を図ります。

(2) 地域間交流の促進

地域コミュニティの機能や住民の連帯感強化を図るため、町内会や自主防災組織同士の連携や交流を促進します。

市民のふるさと意識の醸成や地域間の相互理解を深めるため、他の自治体との交流を推進します。

また、国際感覚を身に付け、異文化に対する理解を深め、思いやりの気持ちや感性豊かな心を育みます。

(3) 人材育成

地域づくりの新たな担い手となる「関係人口」を創出し、課題解決に向けた取組へと結びつけます。

また、地域おこし協力隊を任用し、隊員の特技を生かした活動や、リモートワークやワーケーションなどで本市を訪れる外部人材と地域を繋ぐ活動などにより、市内人材との交流を活性化させます。

2 現況と問題点

(1) 移住定住

少子化や若年層の市外への進学・就職に伴う人口減少、農林水産業の後継者不足などによる地方の衰退を背景に空き家が発生する一方で、都市部では現役引退に伴い、セカンドライフを地方に移住するという動きや新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う社会情勢の変化を踏まえ、地方での暮らしを検討する方が増えると考えられています。

市では、人口が減少する中でも活気のある地域づくりを継続していくために、他の基本施策とも連携しながら、移住者を受け入れる環境を整備し人口減少社会に対応していくことが今後の地域づくりの重要な取組となっています。

また、良好な住環境と市民の利便性を考慮したインフラを整備することで、若者の定住促進と転出抑制を図り、ふるさと納税を通じた全国の「男鹿人」との交流を推進する必要があります。

(2) 地域間交流の促進

人口減少や高齢化、生活様式の多様化により、自治会等団体の役員等のなり手不足や地域行事への参加意欲の低下による地域コミュニケーションの衰退等、地域活動の減少が懸念されています。そのような中で地域活性化を図る上では、地域間交流は不可欠なものとなっています。

地域住民主体の地域運営を推進するには、現在の自治会単位を超えた連携による組織力の維持・強化、人材の確保と育成を促進する必要があります。

また、市民のふるさと意識の醸成や地域間の相互理解を深めるため、他の自治体との交流を推進する必要があります。

さらに、国際感覚を身に付け、異文化に対する理解を深め、思いやりの気持ちや感性豊かな心を育むとともに、インバウンドに対応できる人材の育成や、地場産業の国外への事業展開を促進するため、国際交流を推進する必要があります。

(3) 人材育成

人口減少や高齢化をはじめ、世代間格差や暮らしや考え方の多様化などにより、自治会等の組織力の低下、人材の減少により、地域内のコミュニケーションの衰退が懸念されるなか、廃止された地域活動や役員不足による自治会の解散といった状況につながる恐れがあり、自治会の役割や活動の活性化が課題となっています。

地域価値の再発見や地域住民の「気づき」を促す取組、地域内人材を育成する必要があります。

3 その対策

(1) 移住定住

取組体制強化と総合的な移住情報の発信

- ・地域おこし協力隊員を任用し、支援体制の強化を図ります。
- ・秋田県、NPO法人等との連携によるマッチング機能の強化を図るとともに、移住ポータルサイトによる情報発信及び首都圏で開催される移住促進フェアへ積極的に参加し、移住希望者に対して「男鹿半島」の魅力をPRします。
- ・地域の環境や特色を生かした移住体験機会の提供等を実施し、将来的な移住の増加にもつながることが期待される関係人口の拡大を目指します。

受入体制の整備

- ・人口減少対策として、新規就農・漁業就業者や田舎暮らしを希望する移住者受け入れに積極的にかかわる企業、団体、町内会等の取組を支援します。
- ・活用可能な空き家情報を全国に情報発信するとともに、移住希望者が求める多様なライフスタイルに対応した支援の提供と、空き家を活用した住環境の整備等を支援し、移住・定住を促進します。
- ・移住支援として地域おこし協力隊員を採用します。
- ・ワーケーションやリモートワークへ対応した施策を検討し、関係人口の創出に向けた取組を推進します。

移住者への支援制度の強化

- ・子育て世帯やUターン世帯の移住を促進するため、住環境支援制度を強化し、移住後の生活をサポートすることにより、移住者の定住を支援します。
また、空き家等を活用して移住した世帯の住宅リフォーム費用を支援します。
- ・就職等により地域に定着する大学生・高校生等を支援します。

転出の抑制

- ・ストック総合改善事業と計画的な維持補修を実施することにより、多様なニーズに対応した公営住宅の整備を推進し、若者や子育て世帯の定住の促進につなげます。
- ・人口減少社会において、公共施設の利用需要が変化していくことから、長期的視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより財政負担を軽減・平準化するとともに、その最適配置を実現し、時代に即したまちづくりを行います。

ふるさと納税の推進

- ・ふるさと納税制度を活用し、税外収入を確保するとともに、返礼品として使用する市内特産品の売上増加及び知名度の向上を図り、全国の「男鹿人」との交流を推進します。

(2) 地域間交流の促進

- ・人口減少と高齢化が進む地域コミュニティにおいて、連帯による共助や見守り機能の強化、伝統文化の継承、自主防災組織の機能強化などを図るため、地域コミュニティ間の交流を促進します。
- ・地域間交流を発生させる仕掛けづくりや環境づくり、地域活動等の広域的な取組を高めるための取組を行います。
- ・春日井市をはじめとする他の自治体との交流を推進し、地域間交流の機会を提供します。
- ・台湾、韓国、中国などからのインバウンドによる観光面での交流を推進します。

(3) 人材育成

- ・地域リーダーの育成など自治会等の組織力の維持・強化を高めるための取組を行います。
- ・関係人口は地域づくりの担い手となるとともに、地域住民との交流を通じた新たな価値の創造につながることから、その増加を目指した各種取組の推進を図ります。
- ・地域おこし協力隊や関係人口など外部人材との交流により地域価値の再発見など地域住民の「気づき」を促す取組や地域内人材の育成を進めます。

4 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業概要	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住			
	(2) 地域間交流			
	(3) 人材育成			
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住定住	移住定住交流促進事業 ①事業の必要性 人口が減少する中でも活気のある地域づくりを継続していくため、価値観の多様な人材を含む移住者の受入れを推進する必要がある。 ②具体的な事業内容 本市への移住を促進するため、暮らしや地域の情報を発信するほか、首都圏でのイベントや移住者交流会を開催し、移住定住を促進する。 ③事業の効果 移住者、関係人口の増加等につながり、地域の活性化や地域活力の維持が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	市	

		<p>地域おこし協力隊誘致事業</p> <p>①事業の必要性 移住者目線での地域価値の再発見など地域と外部とのマッチングにより地域活性化、関係人口や移住者の増加に寄与する。</p> <p>②具体的な事業内容 地方での生活に興味をもつ都市部居住者を「地域おこし協力隊」として任用、本市の魅力を発信する。</p> <p>③事業の効果 地域内外のコミュニケーションの構築、移住者、関係人口の増加等につながり、地域の活性化や地域活力の維持が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	
		<p>移住者住宅取得等支援事業</p> <p>①事業の必要性 市内空き家等住宅の取得を奨励し、本市への移住を促進する。</p> <p>②具体的な事業内容 市外から転入する世帯の住宅の取得、改修、住宅の賃貸に要する費用の一部を助成する。</p> <p>③事業の効果 移住者の増加、空き家の利活用が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	
		<p>移住支援事業</p> <p>①事業の必要性 首都圏から本市への移住を促進し、地域で働く人材を確保する必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 首都圏から移住し、人材を募集する本県の企業に就業した場合に移住支援金を交付する。</p> <p>③事業の効果 移住者の増加、人材の確保が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	
		<p>移住活動支援事業</p> <p>①事業の必要性 移住検討に対するきめ細かな対応をすることで、移住者の増加につなげる。</p> <p>②具体的な事業内容 移住の実現に向け、本市での暮らし、仕事、住居の下見を実施する際の交通費の一部を助成する。</p> <p>③事業の効果 移住者、関係人口の増加等につながり、地域の活性化や地域活力の維持が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	
		<p>奨学金返還助成事業</p> <p>①事業の必要性 地域活性化や関係人口や移住者の増加への寄与度が比較的高いとされる若者層の転入促進及び転出抑制の強化を図る。</p> <p>②具体的な事業内容 就職等により市内へ転入、定住する若者を促進し、転出の抑制を図るため、奨学金の返還を支援する。</p> <p>③事業の効果 移住者、関係人口の増加、若者の地域事業への参加等が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	
	地域間交流	<p>地域振興基金活用事業</p> <p>①事業の必要性 地域事業の担い手の確保が困難になる中、広域での取組による事業の継続により、安心して暮らし続けることができる地域を目指す必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 複数の町内会を構成員として組織する団体が主体となって実施する地域振興事業に対し助成する。</p> <p>③事業の効果 地域事業の継続によるコミュニティの活性化、地域間交流の促進が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	

		<p>ふるさと交流事業</p> <p>①事業の必要性 現地秋田県人会との交流を含め、現地事業者との商流構築にむけた関係づくりを行う。</p> <p>②具体的な事業内容 【首都圏男鹿の会】研修会や見学会、男鹿市の産業振興及び活性化に資する事業などを実施する。 【春日井交流】児童交流、J Aによる梨等の即売、地元業者による商品の販売などを実施する。</p> <p>③事業の効果 現地秋田県人会等との連携した本市及び本市産品の知名度向上と観光誘客、商工業の振興と地域活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	
	人材育成	<p>スポーツ大会等補助事業</p> <p>①事業の必要性 大会や合宿等を実施することにより、競技力向上を図るとともに、県外選手等との交流人口拡大を推進する。</p> <p>②具体的な事業内容 ・男鹿駅伝競走大会補助金 ・なまはげカップ中学生バスケットボール大会補助金 ・日本海メロンマラソン補助金 ・スポーツ合宿等誘致促進事業</p> <p>③事業の効果 全国各地から参加者が集まるスポーツ大会及び合宿等を実施することにより、地域経済の活性化、関係人口の拡大につながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	実行委	補助金
		<p>シルバー人材センター活用事業</p> <p>①事業の必要性 高齢者就業機会を確保し、高齢者の生きがいを推進する。</p> <p>②具体的な事業内容 男鹿市シルバー人材センターが行う高齢者就業機会確保事業の実施に要する経費に対し助成する。</p> <p>③事業の効果 地域社会に密着した臨時的・短期的業務を通じて社会参加することによる生きがいの充実、高齢者の就業機会の増大と社会福祉の増進が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	補助金
	その他 基金積立			
	(5) その他			

5 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等統合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

また、市が保有している低・未利用地の公共建築物及び公的不動産（PRE）について、ニーズがあった場合は、可能な限り売却や貸付け等の利活用を推進します。

第3 産業の振興

1 産業振興の方針

ナマハゲやハタハタなど地域資源の発掘や磨き上げにより地域のブランド力を高め、本市の魅力を存分に発揮できる観光の振興、産業として魅力と誇りを感じることのできる農林水産業の振興及び資源を活かした地場産業の活性化や起業の促進などを図ることで、産業の振興を推進します。

(1) 農林水産業の振興

◆農業

担い手の育成・確保や農地の集積・集約化を推進するとともに、生産基盤の整備、複合型生産構造への転換に対応した農業の振興を推進します。併せて、農村の多面的機能が将来にわたって維持・発揮されるよう農村の振興を図ります。

◆林業

林業の振興を図るため、林業担い手の育成と計画的な間伐、間伐材の有効活用を促進します。

また、森林のもつ多様な公益的機能の発揮と合わせた、レクリエーションの場としての活用や海洋資源を保持するための森づくりを図るとともに、森林の保護保全に努め、松くい虫及びナラ枯れの防除対策や被害森林の整備を推進します。

◆水産業

水産資源の維持・増大を図るため、中高級魚等の種苗放流、増養殖に努めるなど、県水産振興センターと連携しながら栽培漁業や資源管理型漁業を強力に推進するとともに、漁場や漁港の整備を図ります。

また、水産資源の有効利用と安定的な供給先の確保のため、加工品の開発を促進するとともに、消費者へのPRや販路拡大を図る取組に支援します。

(2) 船川港の活用

国を挙げて取組が進められている洋上風力発電事業において、船川港は高い静穏性や、利活用が可能な広大な土地を有しているといった利点を最大限に発揮し、基地港である秋田・能代港の機能を補完し、広域的な船舶の整備・修理等を担うメンテナンス拠点としての機能を高めていくことにより、洋上風力発電事業や水素エネルギーをはじめとする、再生エネルギー活用促進に大きく貢献することができることから、土地所有者に対するトップセールスのほか、国や県に対する港湾計画の改訂に向けた働きかけを行うなど、船川港の活用を関係機関に働きかけていきます。

また、洋上風力以外の事業においても、更なる利用促進を図るためポートセールスに取り組み、取扱貨物量の拡大を図ります。

(3) 人材の活用と就労機会の充実

商工団体、金融機関等との連携及びあきた創業サポートファンドの活用などにより、コミュニティビジネス、空き店舗を活用したITビジネス及び飲食店等を行う起業家を支援し、地域産業の振興を図ります。

本市においては「社会保険・社会福祉・介護事業」の雇用力が比較的高いことから、就業資格取得制度による人材育成を図り、ハローワーク男鹿、男鹿雇用開発協会、地元高等学校と連携し若年者の地元就職を促進します。

また、医師等修学資金を貸与することにより、男鹿みなど市民病院における医療人材の確保と本市への定住人口の増加を図ります。

(4) 商工業の振興

オガーレを中心とし、男鹿産の新鮮で安全な農水産物、加工品を産地直送で販売することにより、男鹿の魅力を直接消費者に伝え、観光客を呼び込みます。

さらに、男鹿駅周辺の整備により、新たな人の流れを作り上げることで、中心市街地における賑わいやふれあいを創出するとともに、新規企業等による空き店舗の利用を促進するなど、賑わいあふれる商店街づくりを推進します。

また、船越地区の大規模商業施設の跡地には、令和4年度中にショッピングモールの出店が計画されていることから、今後検討される保育施設や小中学校の再編計画等も踏まえながら、既存のショッピングセンターや近隣の飲食店、商店等とも連携し、船越地区における産業の活性化や住みよい地域づくりに向けた取組を推進します。

(5) 観光又はレクリエーション

滞在型観光につながる取組を活性化させていくため、観光地域づくり法人（登録DMO）と一体となった観光振興に継続的に取り組みます。

また、ターゲットを明確にした誘客プロモーション活動を展開するほか、官民一体となった教育旅行の誘致や秋田県と連携したインバウンド誘客、利用者目線に立ったホスピタリティの向上に取り組むなど、地域の魅力発信に努めます。

2 現況と問題点

(1) 農林水産業の振興

◆農業

本市の農業は、豊かな自然環境がもたらす肥沃な大地により、稲作を中心に和梨・メロン・ねぎ・たまねぎ・花き・葉たばこ・大豆等を生産しながら、土地の保全や自然環境維持の役割を果たしています。

農業生産の現場では、農地中間管理機構を活用した大規模ほ場整備の実施や、整備後の園芸メガ団地では、ねぎの大規模経営に取り組むなど、新たな動きが見られます。

今後はさらに、担い手の育成・確保や農地の集積・集約化の推進、生産基盤整備の推進、複合型生産構造への転換に対応した農業の振興が求められています。併せて、農村の多面的機能が将来にわたって維持・発揮されるよう農村の振興を図っていく必要があります。

◆林業

本市の森林面積は、令和元年10月現在12,347haで、その内人工林面積は8,319haで67.4%が杉で占められています。

現在、森林の整備にあたり、「森林経営計画」を作成し、施業の集約化による間伐等を推進しています。今後さらに林業の振興を図るためには、林業担い手の育成と計画的な間伐、さらには間伐材の有効活用を促進することが必要です。

また、森林のもつ多様な公益的機能の発揮と合わせ、レクリエーションの場としての活用や海洋資源を保持するための森づくりを図る必要があります。

本市は地形上災害が発生しやすい地域が多いことから、山腹崩壊、土砂の流出防止等森林の保護・保全に努めるとともに、松くい虫及びナラ枯れ等の森林病虫害により貴重な森林が消失して自然景観を損ねている現状から、この防除対策や被害森林の整備を推進する必要があります。

◆水産業

本市は、県内最大の漁場を有しており、漁獲量は約 3,400 トンと県全体の約半分を占めています。

市では、水産資源と漁獲量の確保を図るため、アワビやガザミなどの種苗放流や増養殖等の「つくり育てる漁業」、地場産の水産物の付加価値を高める水産加工などの取組に支援しています。

また、市の魚、県の魚であるハタハタについては、資源の回復を図るため、自然ふ化による放流に取り組んでいます。

しかし、本市の漁業就業者は、個人経営が主で高齢化傾向にあり、後継者の確保・育成が大きな課題となっています。

こうしたことから、資源の維持・増大を図るため、中高級魚等の種苗放流、増養殖に努めるなど、県水産振興センターと連携を図りながら、栽培漁業や資源管理型漁業を強力に推進するとともに、漁場の整備を図る必要があります。

漁業生産基盤である漁港については、水産基盤整備事業等の計画に基づき整備を進めていますが、さらに、地域に密着した安全な漁業基地とするため、環境整備に努める必要があります。

水産資源の有効利用と安定的な供給先の確保のため、加工品の開発を促進するとともに、流通販売の強化が必要となっています。

加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大により、本市の観光・飲食を中心とした第三次産業だけでなく、供給元の水産・加工業においても価格の低下や在庫の滞留など大きな影響を及ぼしているため、さらなる販路拡大を図り、生産流通体制を強化する必要があります。

また、コロナ禍の収束を見越して、新たな水産加工品の開発を促進し、販路拡大や安定的な供給先を確保するなど、流通販売の強化が必要です。

(2) 船川港の活用

船川港は古くから静穏な海域を有する天然の良港として知られ、これまで地域を支える港、避難港としてその役割を果たしてきました。

現在の主な取扱い品目は原油、石材、廃土砂、製材等で、近年における取扱い貨物量は、平成 11 年の石油関連事業所の事業縮小以降、石油類等の取扱量が大きく減少したこと等により、30 万トンから 55 万トンの間で推移し、依然として低迷が続いています。

また、人口減少や若年層の流出、経済の停滞等により、地域の活力が低下しており、船川港は地域活性化をリードする地域振興港湾としての役割を強く求められています。

今後は、規定水深を確保するための浚渫や、広域的な船舶整備・修理等を行う拠点としての機能を高めるなど、洋上風力発電事業の基地港である秋田港・能代港の機能を補完する港として整備していくための港湾計画の改訂、洋上風力発電関連の産業集積や物流機能の強化に向けたポートセールスによる関連企業の開拓等を、官民一体となって進めていく必要があります。

さらに、みなとオアシスおがの構成施設であるオガーレ、男鹿マリーナ、船川港金川多目的広場（OGA マリンパーク）等のレクリエーション施設や恵まれた海洋資源、観光資源等の魅力を活用するなど、港湾背後地と連携した賑わいあるみなと空間づくりを推進し、物流機能のみならず、地域間交流・国内外からの観光誘客による観光交流機能を併せもった多機能型の港湾空間の形成を図る必要があります。

加えて、大規模地震、津波等の発災時に対する地域防災力の強化のため、港湾における防災面での施設整備を促進するとともに、地域住民の生命と財産を守るため港湾に対する理解を深め、防災意識の醸成につながる啓発活動を推進する必要があります。

地方港湾の戸賀港は、避難港としての役割を果たし、漁船や観光船などの基地として利用されており、今後、さらにその機能を高める必要があります。

(3) 人材の活用と就労機会の充実

本市の雇用状況は、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況にあり、有効求人倍率は県平均を下回る状況で推移しています。

市内事業所は、従業員30人未満の小規模企業が多くを占め、全体として労働集約的な基礎素材型、生活関連型の業種が多く、事業拡大や新分野進出といった意欲的な企業は少ない状況にあります。

一方で新たな企業の進出は、若年労働力の市外流出の防止や地域の活性化に有効であることから、商工業振興促進制度など独自の支援策等により誘致に努めていますが、誘致件数は伸び悩んでおります。

こうしたことから、新型コロナウイルス収束後の需要回復を促進するとともに、既存企業が取り組む事業拡大や新たな分野への進出に対する支援、創業支援等を強化するとともに、引き続き、秋田県企業誘致推進協議会との連携による誘致活動の展開や、船川港臨港部などの活用可能性のある用地への企業立地を促進し、雇用機会の拡大を図っていく必要があります。

また、本市の恵まれた観光資源と豊富な農林水産資源を有効活用し、新しい地場産業の育成による雇用創出を促進することにより、産業の活性化策を推進する必要があります。

(4) 商工業の振興

◆商業

本市の商業は、集落に散在する小規模零細商店が店舗数では多数を占めていますが、市民の買い物行動が、地域の商店から郊外に進出した大型量販店へと変化してきたことから、商店数は減少傾向にあります。特に中心市街地である船川地区では、男鹿駅周辺部を中心とした既存商店街の沈滞化がみられ、その他の地区でも集落における商店の空洞化が進んでいます。

このため、オガレの開業をきっかけとした男鹿駅周辺整備を再生の核として推進するとともに、賑わいやふれあいを創出できる商業環境の整備などにより魅力ある商店街を形成する必要があります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中、「新しい生活様式」に対応する店舗改修、新たな運営体制の構築等経営の改革を促進していくことが必要です。

特産品については、農林水産業や観光産業と連携し、地場産品を活用した新商品の開発や既存商品の改良を促進するとともに、消費者ニーズを的確にとらえ宣伝や販路拡大を図る必要があります。

◆工業

本市の工業は、建設業や製造業等の誘致企業が主流をなしていますが、地域経済の低迷、半島特有の地理的条件により産業立地が進まないことなどから事業所数が減少し、従業員数、出荷額も減少傾向にあるなど、全体として企業競争力は低下し、今後も厳しい状況が予想されます。

このため、工業においては、コロナ禍の収束後を見越した国際化の進展や地域間競争に対応するため、技術基盤、経営基盤を強化する必要があります。また、新商品の開発など技術力の強化により既存工業の振興を図る必要があります。さらに、経営基盤の脆弱な中小企業の経営の安定化と活性化を図るため、必要な資金のあっ旋など金融の円滑化、基盤整備及び製品需要の拡大促進などの支援に努める必要があります。

船川港の活用としては、豊富な観光資源を活用した、新たな地域産業の創出を促進するとともに、港のポートセールスに取り組み、原木・石灰石等のバルク貨物の取扱量の増加による既存事業所の規模拡大を支援するなど工業等の振興を図る必要があります。

さらに、秋田県沖における洋上風力発電事業について、「能代市、三種町および男鹿市沖」など沿岸区域での進捗が見込まれることや、国レベルでの脱炭素化に向けた取組の加速化を見据え、船舶整備や修理拠点としての活用や、メンテナンス等への活用促進に向けた地元意識の高揚を図るほか、国・県に対しては港湾施設の適切な維持管理、更なる活用を推進するための港湾整備を働きかけるとともに、関連産業の集積や、物流機能の強化等を図る必要があります。

(5) 観光又はレクリエーション

本市は、男鹿国定公園として恵まれた自然景観や文化財など観光資源が多いことから、東北地域における主要な観光地になっています。本市における観光客数を見ると、オガールの完成や「男鹿のナマハゲ」のユネスコ無形文化遺産の登録、大型イベント等の効果により、平成30年から日帰り客数は回復が見られましたが、宿泊客数は減少傾向にあり厳しい状況にあります。

観光関連産業は、コロナ禍の影響を大きく受けていることから、観光イベントの充実や教育旅行の誘致、新たな需要を創出するためのサイクリングを始めとしたスポーツツーリズムの推進、インバウンドの誘客などについて、コロナ後を見据えたあり方を検討し、宿泊客の増加を目指す必要があります。

また、二次交通の充実、ホスピタリティの向上などにより、受入態勢の強化を図るとともに、周辺地域との連携や冬期間の観光資源の掘り起こしを進め、誘客宣伝活動を一層推進する必要があります。

さらに、観光地としての特色を一層際立たせるため、オガールを核として、農林水産業などの関連産業と連携し、地域資源と結びつけた観光を推進することにより、地域経済の発展を促す必要があります。

3 その対策

(1) 農林水産業の振興

◆農業

地域を支える担い手の育成・確保

【経営能力に優れた経営体の育成】

- ・農地中間管理機構を活用して、地域内に分散する農地を借り受け、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるように貸し付けることで、担い手への集積・集約化を推進します。
- ・担い手のさらなる経営発展のため、国・県等の補助事業及び制度資金を活用して、経営の多角化や新たな事業展開を支援し、経営能力に優れた経営体を育成します。
- ・担い手不足の解消・生産性の向上・低コスト化のため農業法人制度の普及・啓発に努め、集落営農の組織化・法人化を促進します。

【新規就農者の育成】

- ・就農意欲の喚起と就農後の定着等を図るため、就農の準備や所得の確保、並びに、県の未来農業のフロンティア育成研修や農業法人等が実施する実践研修等を支援し、新規就農者の育成・確保の取組を促進します。

- ・新たに農業経営を開始する青年等が、効率的かつ安定的な農業経営へ発展できるよう、県の取組等を活用するとともに、青年等就農計画の作成を支援し、認定就農者の認定取得を促進します。

【女性農業者の主体的活動を推進】

女性農業者は地域農業の振興や6次産業化の展開に重要な役割を担っていることから、女性農業者が主体的に取り組む直売所活動や農産物加工等に必要な生産施設・機械の導入を支援します。

担い手への農地集積・集約化

【人・農地プランの作成】

- ・各地域の人と農地の問題を解決していくため、水土里情報システムを活用して地域の話し合いを進め、地域農業の将来の在り方などを明確化し、実質化された人・農地プランの定期的な見直しを推進します。

【農地中間管理機構の活用】

- ・農地中間管理機構の「地域の人・農地プランと連動した取組」、「基盤整備事業と連動した取組」、「農業法人等が分散した農地を交換により集約化するための取組」等により、担い手への集積・集約化を推進します。

生産基盤施設の整備

- ・大型機械導入などにより効率的な営農による生産コストの低減、農用地の利用集積を図るため、大区画ほ場及び農道の整備を推進します。
- ・農用地や農業用施設を災害から未然に防ぎ、農業生産性の維持向上を図るため、ため池等の施設整備を推進します。
- ・用水の安定供給、水田の汎用化や資源の維持・保全管理を図るため、用排水施設等の整備を推進します。

複合型生産構造への転換

【加工用米等の戦略作物の生産拡大】

- ・高齢化、人口減少等による米の消費減少が今後も続く中、米政策の着実な推進により需要に応じた生産を推進するとともに、水田収益力強化ビジョンによる備蓄米、うるち・もち加工用米、飼料用米等の戦略作物の生産拡大を推進します。

【実需者ニーズ等に対応した産地づくり】

- ・和梨・メロンは、農家所得の向上と産地の維持・拡大を図るため、市場性の高い新品種や新技術の導入による、高品質・安定生産を推進します。
- ・大豆は、担い手を中心に、ほ場の団地化・ブロックローテーションを図り、高品質・安定生産を推進します。
- ・畜産は、優良雌牛や肥育用の子牛の導入を支援し、経営の安定を図ります。

【園芸品目の生産拡大】

- ・園芸メガ団地の育成や戦略作物の産地拡大、経営の複合化などにより付加価値の創出が期待できる取組に必要な施設・機械の導入を支援します。
- ・需要が増加している加工・業務用ニーズに対応した、ねぎ・たまねぎの生産を拡大する

ために必要な生産施設・機械の導入を支援します。

- ・葉たばこは、産地の維持を図り、省力化施設・機械の導入を支援します。
- ・菊の園芸メガ団地では、国のスマート農業実証事業を活用し、安定出荷・大規模生産を推進します。

農業の有する多面的機能の発揮の促進

【多面的機能支払制度への取組】

- ・担い手に集中する水路、農道等の管理を地域全体で支えることで担い手への農地集積を後押しするとともに、地域コミュニティによる農地、農業用水、農道等の地域資源の保全活動（農地維持支払）や、質的向上を図るための共同活動等（資源向上支払）を支援し、多面的機能の維持・発揮を促進します。

【中山間地域等直接支払制度への取組】

- ・中山間地域等における高齢化や人口減少の進行を踏まえ、農業生産条件の不利を補正するための中山間地域等直接支払を引き続き実施し、農業生産活動の維持と多面的機能の確保を促進します。

6次産業化の推進

- ・農作物の安定供給や高付加価値化の推進を図るため、6次産業化サポートセンター（農業公社）や秋田中央地域地場産品活用促進協議会と協力し、6次産業化プランナーの活用や地場産品を使用した商品開発などの活動を支援します。
- ・地域の特性に応じて、観光農園、農家レストランや農家民宿等の多様な事業展開を図る女性農業者を支援します。

生産流通体制の強化

- ・小規模経営農家の収入増加や経営安定を図るため、男鹿市複合観光施設「道の駅おが」（以下「オガーレ」という）を核とした直売を促進します。
- ・一年を通じて安定的な農産物の供給を図るため、施設の整備を支援します。

◆林業

森林施業の推進

- ・健全な森林を長期的な観点から計画的に維持・育成していくため「森林経営計画」を作成し間伐など施業の集約化を図るほか、生産基盤強化のため路網整備を推進し、森林整備に努めます。
- ・森林浴や健康づくり、野外レクリエーション、自然体験学習など、多くの市民が気軽に森林とふれあえる場として利用できるよう、既存の森林公園を再整備します。

森林の保護・保全と利用

- ・山腹崩壊、土砂流出の防止など森林の保護・保全に努めます。
- ・地方行政機関（森林管理署、県、周辺市町村）、森林組合、森林所有者等の連携により森林病虫害の効率的な防除に努めるとともに、森林のもつ公益的機能の確保を図ります。
- ・国有林・民有林を通じて川上から川下まで一体となり、関係者の一層の合意形成を進め、木材及び林産物の効率的な加工と安定供給体制の整備を推進します。

林業担い手の確保・育成

- ・林業関係の講習会や研修会への積極的な参加を促し、林業技術や知識の取得向上に努めます。
- ・秋田県林業大学校の活用などを通じて、将来的に林業経営を担う人材の確保・育成を推進します。

◆水産業

つくり育てる漁業の推進

- ・秋田県水産振興センター、秋田県栽培漁業協会及び漁業者等と密に連携をとり、「つくり育てる漁業」による継続的な種苗放流と資源管理型漁業の推進により、重要魚種の生産拡大と資源の維持・増大を図ります。
- キジハタ、ガザミ、アワビなどの放流及びクルマエビなどの増養殖事業を推進します。
- ハタハタ、ヒラメ、サケなどの魚種やイワガキ、アワビなどの地先資源の合理的利用を図ります。
- ワカサギのふ化放流を推進します。

漁業生産基盤の計画的整備

【漁港・漁場等の水産基盤の整備】

- ・漁業生産の拠点である漁港の安全性を向上させるため、基本施設の長寿命化に努めます。
- ・老朽化した漁港施設の機能を保全するため、保全工事を実施します。
- ・沿岸漁場の生産性の向上を図るため、沿岸域から沖合域にかけて魚礁の整備や藻場の造成など、漁場の整備開発を推進します。
- ・漁港海岸施設の長寿命化計画策定により、海岸堤防等の老朽化対策を行います。

【漁業を支える人づくりの推進】

- ・次代の漁業を担う漁業団体や青年グループの学習及び交流の活動を強化し、地域における自立経営型の漁業者を育成するため、漁業後継者対策事業を推進します。

【生産流通体制の整備促進】

- ・漁業者の収入増加のため、ハタハタ等漁獲量の多い魚を有効活用した加工品開発と販路拡大を図る取組に支援します。
- ・市民や観光客に新鮮な魚介類を提供するなど、観光との有機的な結びつきを図るため、農産物と一体となり、オガーレを核とした直売を促進するとともに、地引き網やサケ稚魚放流等の漁業体験学習を推進します。
- ・小規模経営漁業者の収入増加や経営安定、事業の持続化を図るため、オガーレへの出品を促進します。

(2) 船川港の活用

船川港の整備促進

【港湾関係団体との連携による港湾機能の整備促進】

- ・船川港や港湾用地の利活用に向けたポートセールスに取り組むとともに、国及び県に対し、既存港湾施設の適切な維持管理や、更なる港湾の利活用促進に向けた港湾整備を働きかけるなど、洋上風力発電事業をはじめ脱炭素化に関連する産業等の集積、取扱貨物量の拡大を図ります。
- ・安定的な港湾の利用を図るため、既存泊地の機能維持とさらなる利活用を促進します。

【賑わいあるみなと空間づくり】

- ・市民や民間企業、関係団体等と連携し、港湾周辺に立地するオガレーや、男鹿マリーナ、船川港金川多目的広場（OGA マリンパーク）、男鹿市民ふれあいプラザ、男鹿市商工会館など、みなとオアシスの指定を受けた施設等の利活用を促進するとともに、男鹿駅周辺広場を活用した起業にチャレンジする機運の醸成など、賑わいづくりに向けた個性的で魅力あるみなと空間づくりを進め、港を核とした地域の振興を図ります。

戸賀港の整備促進

避難港として、また漁船や観光船などの拠点としての機能維持を促進します。

(3) 人材の活用と就労機会の充実

新規産業の導入

【企業立地の推進】

- ・船川臨海地区などの用地や船越地区の工場跡地など、所有者と立地希望事業者とのマッチングを図ることで、市内の活用可能性のある多様な用地を活かし、既存企業の事業拡大及び新規企業の立地を促進します。
- ・本市の商工業振興促進制度等の企業立地支援策や、秋田県企業誘致推進協議会との連携した企業セールス等により誘致活動を推進します。

【新規産業の創出や企業の推進】

- ・観光資源と農林水産物等の資源を有効活用した新たなサービスや商品の開発を促進します。
- ・市、商工会、観光協会及び金融機関が一体となり、創業を支援するためのバックアップ体制を構築するほか、あきた創業サポートファンドの活用等により、コミュニティビジネス、空き店舗を活用した ICT ビジネス及び飲食店経営等を行う起業家を支援します。
- ・男鹿市誘致企業等懇話会等を通じた、市内企業活動の的確な情報収集により、各事業所の特徴を生かした取組に対する支援を行います。

地元雇用機会の拡大

【就業の促進】

- ・ハローワーク男鹿、男鹿雇用開発協会、地元高等学校と連携し、高校生など若年層の地元就職と、離職者の再就職を促進します。
- ・建設業・福祉等サービス業などの人材不足を解消するため、就業資格取得支援制度などにより雇用のミスマッチを解消します。
- ・医師等修学資金を貸与することにより、男鹿みなと市民病院における医療人材の確保と本市への定住人口の増加につなげます。

【労働機会の拡大と能力活用】

- ・高齢者の豊富な知識と経験や能力を生かせる雇用環境の整備の促進を図ります。
- ・心身障がい者の自立を促進するため、障がいに対応した職域の拡大や就労の場の確保に努めます。

(4) 商工業の振興

◆商業

中心市街地の活性化

- ・オガーレを中心とした市内製品の販売促進や、旧男鹿駅舎を活用した事業活動の後押しなど、男鹿駅周辺の活性化や起業機運の醸成を図るとともに、男鹿市商工会や金融機関と連携し、新規起業者をはじめ、事業者・団体等への適切な支援を行います。
- ・既存事業者への支援や空き店舗等の利活用により、魅力ある商店街の形成を促進します。

商業環境の整備と小規模店舗の経営近代化の促進

- ・多様化する消費者ニーズ、複雑化する産業構造に対応するため、事業者意識の向上、販路拡大等に係る支援を行い、小規模店舗の事業継続を図ります。
- ・商業地域における交通環境の充実を図ります。また、電子商取引（EC サイト）の活用推進、電子決済環境整備などを促進することにより、経済活動の活性化を図ります。

観光資源の活用と販路の拡大

- ・農林水産業や観光産業の各機関・団体と連携を強化し、地場産品を活用した新商品の開発や既存商品の改良に努めます。
- ・展示会などへの新商品の出展を促すほか、特産品の販路拡大を図ります。
- ・男鹿の地域ブランドを高め、市場での優位性を確保し、販路拡大を図ります。

◆工業

技術、技能の高度化と新エネルギー関連産業の振興

- ・男鹿市誘致企業等懇話会等を通じた企業間連携により、各事業所の特徴を生かした新たな事業展開を促進します。
- ・本市の特性を生かし、風力、太陽光等を活用した新エネルギーの導入や、関連産業の集積を促進します。

中小企業の経営安定と活性化及び創業支援

- ・商工会、金融機関等との連携を強化し、必要な資金のあっ旋や保証料の負担等による金融の円滑化など、市内中小企業の経営の安定と活性化に向けた支援を行います。
- ・商工業振興促進制度などの活用促進により、事業拡大や新たに立地する企業の基盤整備を支援します。
- ・市、商工会、観光協会及び金融機関が一体となり、創業を支援するためのバックアップ体制を構築するほか、日本政策金融公庫の創業者向け融資制度、県制度の新事業展開資金、あきた創業サポートファンド等の活用を促進することにより、創業によるUターン・Iターン・Jターン者の雇用を促進します。

地域産業の観光産業化と港湾の活用

- ・観光分野における新たなビジネスチャンスを見出すために、地域資源を活用した地場産業と観光の連携を強化します。
- ・関係機関等との連携を図り、船川港や港湾未利用地の利活用に向けたポートセールスに取り組むことで、新たな企業の進出や取扱貨物量の増加を図り、既存事業所の事業規模拡大を支援します。

(5) 観光又はレクリエーション

【観光拠点等の整備】

快適な環境整備の推進

- ・ 男鹿市の美しい景観など観光資源の保全・維持を図ることで、再び訪れたい観光地とするため、観光拠点の草刈り、清掃を実施するほか、公衆トイレを清潔な状態に保ち、観光客の受入環境を整備します。

観光施設の維持管理

- ・ 効率的かつ効果的な観光振興のため、「なまはげ館」や「男鹿総合観光案内所」など、男鹿市の観光誘客施設の適切な維持管理・長寿命化に努めます。また、老朽化などより維持管理のために大規模な修繕経費の見込まれる温泉施設等については、公共施設等総合管理計画・個別施設管理計画との整合性を図りながら、民間譲渡や廃止などを視野に今後の施設のあり方を検討します。

【観光誘客宣伝・受入態勢の整備】

観光情報発信の強化と積極的な誘客プロモーションの展開

- ・ 地域の魅力を広く発信し、来訪に結び付けるため、インターネットやマスメディアの各種媒体を効果的に活用します。
- ・ 観光素材の魅力度の向上を図り、SNSの活用など情報発信の強化に取り組みます。
- ・ 観光誘客拡大のための誘客プロモーション活動を積極的に展開します。

ターゲットを意識した着地型旅行商品造成の推進

- ・ 自然や景観、歴史、伝統、文化、食など、男鹿ならではの観光資源を磨き上げ、男鹿観光の魅力向上を図ります。
- ・ スポーツツーリズムやなまはげ文化ツーリズムなどの旅行プランや商品の造成を推進します。
- ・ 本市への観光客が多い台湾や訪日観光客の増加が顕著な中国など訪日旅行意欲が高いアジアをメインターゲットとして、県と連携しながらインバウンド誘客に継続して取り組みます。

おもてなしの心を込めた受入態勢の整備

- ・ 観光地としての受入態勢を構築するため、二次アクセスを整備し、交通拠点と観光スポット、観光施設、宿泊施設間の移動の利便性向上を図ります。
- ・ 多言語に対応した観光案内機能・設備の充実を図るとともに、市民を挙げてホスピタリティ向上を図ります。
- ・ 交通拠点、観光スポット等の整備を図り、バリアフリー観光を推進します。

【観光地域づくり法人（登録DMO）と一体となった観光産業の振興】

- ・ 旅行者等と地域をつなぐ、観光地域づくりのかじ取り役を担う観光地域づくり法人（登録DMO）の取組を推進します。
- ・ 各観光施設の周遊促進や、旅行者ニーズに対応した宿泊サービスの提供による地域の魅力の向上、教育旅行やスポーツ合宿等の誘致を図ります。
- ・ スポーツや文化を活用した新たな旅行商品の開発や、素材の磨き上げを通して、男鹿観光の魅力向上を図ります。

4 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業概要	事業主体	備考	
2 産業の振興	(1) 基盤整備	農業	県営経営体育成基盤整備事業〔農地集積加速化型〕（五里合地区）A=249.4ha 区画整理ほか	秋田県	負担金
			県営経営体育成基盤整備事業〔農地集積加速化型〕（野村地区）A=45.4ha 区画整理ほか	秋田県	負担金
			県営経営体育成基盤整備事業〔農地中間管理機構関連ほ場整備事業〕（脇本地区）A=244ha 区画整理ほか	秋田県	負担金
			県営ため池等整備事業〔用排水施設〕（八西第1地区）排水機場 N=1基	秋田県	負担金
			県営ため池等整備事業〔用排水施設〕（八西第2地区）排水機場 N=1基	秋田県	負担金
			県営水利施設等整備事業（八西地区）排水路工 L=3.9km	秋田県	負担金
			林業		
		水産業			
	(2) 漁港施設		県営漁港事業 樺漁港、北浦漁港、畠漁港 防波堤改良等	秋田県	
			水産物供給基盤機能保全事業 市管理漁港 機能保全工事	市	
	(3) 経営近代化施設	農業			
		林業			
		水産業			
	(4) 地場産業の振興	技能修得施設			
		試験研究施設			
		生産施設			
		加工施設			
		流通販売施設			
	(5) 企業誘致				
	(6) 起業の促進				
	(7) 商業	共同利用施設			
		その他			
	(8) 情報通信産業				
	(9) 観光又はレクリエーション	なまはげ館施設整備事業 ユネスコ無形文化遺産にも登録されている「男鹿のナマハゲ」を伝える観光施設として、施設開始から使用している空調設備の更新や電話機器等の更新を行うことで適切な施設維持を図る。	市		
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	担い手育成研修支援事業 ①事業の必要性 農業従事者の高齢化が急速に進展する中、持続可能な力強い農業を実現するには、青年等の新規就農者及び経営継承者の確保が必要であり、新規就農または新たな部門開始に必要な技術身につけようとする者の研修を支援し、地域農業の優れた担い手の確保・育成を図る必要がある。 ②具体的な事業内容 県の研究機関等で技術取得研修する研修生や新規就農を支援、また公的雇用・研修制度の受入れ等の取組を行う農業法人等に支援する。 ③事業の効果 農業従事者の高齢化並びに後継者不足は依然として厳しい状況であるが、研修期間中に支援することで生活面での不安を軽減し、研修生が増えることにより、地域における担い手の確保・育成が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	市		

	<p>間伐材有効活用事業</p> <p>①事業の必要性 木材価格の低迷や、森林所有者の高齢化により、森林所有者独自で森林の適切な管理が困難な状況にあり、森林の荒廃が進んでいる中、計画的に間伐を行い森林の持つ公益的機能を保全する必要があり、間伐材の運搬費用の負担軽減により、森林整備意欲を向上させ、私有林の間伐促進と間伐材の有効活用を図る必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 合板工場及び製材工場への私有林間伐材の運搬経費の1/2を助成する。</p> <p>③事業の効果 計画的に実施することにより、森林の公益的機能の維持増進が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	補助金
	<p>漁村再生交付金事業</p> <p>①事業の必要性 底質悪化により効用の低下した天然漁場において、海底耕耘を実施し底曳き網漁業等の漁獲量増加を図る必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 秋田県沖の底曳き網漁場において、底質改善を図るため5カ年で海底耕耘を行う。事業主体は県、実施主体は秋田県漁業協同組合、関係市町村は八峰町、にかほ市、男鹿市。</p> <p>③事業効果 底曳き網漁業等の漁獲量の増加により漁業者所得の向上につながり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	秋田県	負担金
	<p>種苗等放流事業</p> <p>①事業の必要性 つくり育てる漁業による継続的な種苗放流と資源管理型漁業の推進により、重要魚種の生産拡大と資源の維持・増大を図る必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 秋田県漁業協同組合等が実施する中高級魚等の種苗放流、増養殖、ハタハタふ化放流及びサケふる里回帰放流などに要する費用の一部を支援する。</p> <p>③事業の効果 放流魚種の漁獲量の増加により漁業者所得の向上や資源管理が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	秋田県漁協等	補助金
	<p>新時代を勝ち抜く農業夢プラン応援事業</p> <p>①事業の必要性 米依存からの脱却による複合型生産構造への転換を進め、戦略作物の産地づくりを一層強化するとともに、将来の農業を担う新規就農者の経営確立や6次産業化の推進による新たなビジネスの創出など、競争力の高い多様な経営体の確保育成を図る必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 戦略作物の産地拡大や経営の複合化、新規就農者の早期定着、6次産業化への発展等により付加価値の創出が期待できる取組に必要な機械・施設等の導入を支援する。</p> <p>③事業の効果 長年継続され農家に最も浸透し、複合化を進める契機となる事業であり、需要が増加している野菜等の生産の機械化、省力化などの効率のよい生産体制を推進していくことにより、農業経営の安定対策と体質強化の確立や戦略作物の生産拡大による経営規模の拡大が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	農業者	補助金
	<p>農業経営法人化支援事業</p> <p>①事業の必要性 地域において将来にわたって農地を維持できるよう、農業の法人化の推進を図る必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 経営相談・診断を受けた集落営農等が農業経営を法人化する取組へ支援する。</p> <p>③事業の効果 農業を取り巻く国内外の情勢の変化に対して、競争力のある法人を育成していくことにより、戦略作物の生産拡大、担い手の確保、農地の安定的な利用、対外的な信用力の向上等が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	

		<p>農林漁業後継者奨励制度事業</p> <p>①事業の必要性 農業従事者の高齢化が急速に進展する中、持続可能な力強い農業を実現するには、青年等の新規就農者及び経営継承者の確保が必要であり、事業の実施により新規就農者の資金面での負担軽減を図る。</p> <p>②具体的な事業内容 本市の農業の振興及び活性化を図るため、新たに農業を承継、経営する者に対し、条件を満たす場合50万円を交付する。</p> <p>③事業の効果 農業従事者の高齢化並びに後継者不足は依然として厳しい状況であるが、国の事業と併せて新規就農を支援することにより、営農の定着及び経営不安の軽減が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	補助金
		<p>市内直売所等生産活動支援事業</p> <p>①事業の必要性 国や県の農業者支援が認定農業者や農業法人等へ特化する中、農産物直売所等での直接販売活動に大きな役割を果たしている女性、高齢者及び小規模農家の農業生産活動に支援し、農業所得の向上と地域の活性化を図る必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 市内直売所等を主とした、農業生産拡大に向けた周年を通じた取組に必要な園芸用パイプハウスの導入を支援する。</p> <p>③事業の効果 生産及び売上の拡大を図るためには、冬期間の野菜等の生産ができるパイプハウスなどの施設が必要であり、周年栽培を推進することにより、地域の活性化及び直売所の農産物売上の拡大が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	
		<p>鳥獣被害防止対策事業</p> <p>①事業の必要性 カラス・カルガモ・ムクドリ・アナグマ・タヌキ等の有害鳥獣から、農作物の被害を防止し、収量、品質の安定生産を図るため、男鹿市有害鳥獣駆除対策協議会の有害鳥獣駆除対策に関する活動を支援し、農業生産や地域住民生活の安定を図る必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 カラス・ムクドリ等の水稲等への被害やアナグマ・タヌキ等による農作物への被害が広がっていることから、被害の拡大防止に取り組む男鹿市有害鳥獣駆除対策協議会の有害鳥獣駆除対策に関する活動を支援する。</p> <p>③事業の効果 有害鳥獣対策は現体制において最大限の成果が見られ、従来の鳥類、獣類の捕獲に加え、数年前からツキノワグマの目撃情報も寄せられており、市内の有害鳥獣駆除を的確かつ効率的に実施することにより、被害の拡大防止及び地域住民生活の安定が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	
		<p>森林環境保全整備事業</p> <p>①事業の必要性 市有林の健全な森林整備を実施することにより、国土の保全、水源かん養機能の維持向上を図るとともに、計画的な間伐及び除伐等を実施することにより、森林の機能の維持向上を図る必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 市有林の計画的な間伐及び除伐に対して国51%、県17%の補助を受け実施する。</p> <p>③事業の効果 計画的に実施することにより、森林の公益的機能の維持増進が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	林業者	補助金
		<p>松くい虫防除対策事業</p> <p>①事業の必要性 松くい虫被害予防のための樹幹注入及び被害木の伐倒処理を実施することにより、松くい虫被害の拡大防止と景観の保全を促進し、森林の持つ公益的機能の確保を図る必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 被害拡大防止を図るため、地上散布や樹幹注入を実施する。国50%、県25%補助。</p> <p>③事業効果 松くい虫被害の拡大防止や景観保全が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	

商工業・6次産業化	<p>ナラ枯れ防除対策事業</p> <p>①事業の必要性 ナラ枯れ被害予防のための樹幹注入及び被害木の伐倒処理を実施することにより、ナラ枯れ被害の拡大防止と景観の保全を促進し、森林の持つ公益的機能の確保を図る必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 被害拡大防止を図るため、伐倒くん蒸や樹幹注入を実施する。国50%、県25%補助。</p> <p>③事業効果 ナラ枯れ被害の拡大防止や景観保全が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	
	<p>マツ林・ナラ林等健全化事業</p> <p>①事業の必要性 森林病虫害被害により、貴重な森林が消失し、自然景観を損ねている現状から、森林病虫害被害による枯損木の伐倒処理を実施することにより、倒木等の危険防止と景観の保全を図る必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 松くい虫及びナラ枯れ被害による枯損木の伐倒処理を行う。森づくり税100%。</p> <p>③事業の効果 森林病虫害被害による枯損木の伐倒処理を実施することにより景観保全が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	
	<p>森林整備推進事業</p> <p>①事業の必要性 森林整備の停滞により、森林の荒廃、公益的機能の低下につながることから、森林所有者の森林整備の費用負担を助成し、計画的な森林整備の推進を図る必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 私有林の下刈りや除伐に対し、受託金額から国（51%）、県（17%）補助を差し引いた事業費（個人負担分）の1/2を補助する。</p> <p>③事業の効果 計画的に実施することにより、森林の公益的機能の維持が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	林業者	補助金
	<p>商工業振興促進事業</p> <p>①事業の必要性 雇用の場の確保、市内経済の振興及び商工業振興促進条例制度など独自の支援策等による企業誘致を促進する。</p> <p>②具体的な事業内容 男鹿市商工業振興促進条例に適用する事業者に対して、施設整備に係る費用への助成及び所有する資産に対する税の減免、新たな雇用に対する助成を行う。</p> <p>③事業の効果 秋田県企業誘致推進協議会との連携による誘致活動の展開（あきたリッチセミナーへの参加）、既存企業の事業拡大、船川港臨港部の未利用地活用など、企業立地の促進や創業支援による雇用機会の拡大が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	補助金
	<p>販路拡大支援事業</p> <p>①事業の必要性 道の駅おがの課題である商品不足や、産業振興に直接作用する事業となっており、地域産業の発展に寄与する。</p> <p>②具体的な事業内容 販路拡大を目的とした商品開発等への補助。販路拡大支援事業補助金により支援した商品の売込に関する補助。地場産品のPRを目的としたイベント事業の実施。</p> <p>③事業の効果 地域資源の販路拡大事業を展開することで、地域産業の発展と雇用の安定が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	
	<p>男鹿市中小企業振興資金預託金</p> <p>①事業の必要性 中小企業者等の運転資金のほか、創業に関する経費の下支えを行う。</p> <p>②具体的な事業内容 中小企業者等に融資する原資を規則で定める金融機関6支店に預託する。各金融機関は預託金に自己資金を加え、保証融資として預託金の5倍を限度として貸付する。</p> <p>③事業の効果 市内中小企業者等に必要な資金の融資をあっせんすることにより産業の振興が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	貸付金

		<p>男鹿市中小企業振興資金保証料補給金</p> <p>①事業の必要性 中小企業者等の運転資金のほか、創業に関する経費の下支えを行う。</p> <p>②具体的な事業内容 男鹿市中小企業振興資金融資あっせんに関する条例に基づき、秋田県信用保証協会と保証料補給契約を締結。融資利用者に代わって同協会に保証料を補給する。</p> <p>③事業の効果 保証料を補給することにより、男鹿市中小企業振興資金保証制度運用の円滑化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	補給金
		<p>クルーズ船寄港誘致推進事業</p> <p>①事業の必要性 船川港の利用拡大や観光誘客、関係人口拡大につなげる。</p> <p>②具体的な事業内容 県やあきたクルーズ振興協議会等と連携した商談会への参加、国内船社及び船川港に入港可能な外国客船の代理店等を対象とした市長のトップセールス及びフォローアップを行うことによりクルーズ船の寄港誘致を図る。</p> <p>③事業の効果 船川港への寄港促進とクルーズをきっかけとした誘客推進による観光入込数・関係人口の増を推し進めることにより、地域の活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	
		<p>船川港港湾振興会補助金</p> <p>①事業の必要性 港湾に関連する産業振興のため、港湾計画の在り方、施設整備に向けた研究、要望など同会の取組に対する支援は必要なもの。</p> <p>②具体的な事業内容 船川港港湾振興会の活動に対し、運営費の一部補助を行う。</p> <p>③事業の効果 港湾に関係する企業、団体等で組織される当会の育成・強化を図り、官民一体となった港湾振興を図るとともに、各種行事を通じ、海洋・海事思想の普及、地域の活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	補助金
		<p>男鹿市商工会補助金</p> <p>①事業の必要性 市内商工業者の経営強化、安定に向けた独自の取組を実施するなど、市施策の推進を図る。</p> <p>②具体的な事業内容 経営改善普及事業に要する経費に対し、その一部を助成する。</p> <p>③事業の効果 地域振興活動や市内事業者への経営支援事業等積極的な取組を促し、市内商工業の安定が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	補助金
		<p>男鹿市経営安定資金危機関連枠利子補給金</p> <p>①事業の必要性 新型コロナウイルス感染症の影響により、資金繰りがひっ迫している中小企業者支援のために設けられた秋田県経営安定資金危機関連枠の融資を受ける市内中小企業者の経営基盤の安定と地域経済の活性化に向けた取組である。</p> <p>②具体的な事業内容 新型コロナウイルス感染症対応（危機関連枠）で設けられた県資金の融資を市内事業者が受ける際に借入れから2年間利子補給を行う。</p> <p>③事業の効果 市内中小企業者の経営基盤の安定と地域経済の活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	補給金
	情報通信産業 観光	<p>なまはげ柴灯まつり補助金</p> <p>①事業の必要性 観光需要の落ち込む冬季間に、観光誘客を図る必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 全国的にも有名な「男鹿のナマハゲ」と、真山神社で毎年1月3日に行われている神事「柴灯祭」を組み合わせた観光イベントを毎年2月の第2土曜日を含む金・土・日の3日間で実施。</p> <p>③事業効果 国内外の観光客の増加や冬期に減少する観光客数の増加、宿泊事業者や観光事業者への送客が見込まれるほか、なまはげ文化の継承と地域の活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	実行委	補助金

		<p>男鹿版DMO推進事業</p> <p>①事業の必要性 男鹿市及び関係諸団体と連携して、地域に所在する景勝地、史跡、文化、祭り等を宣伝し、観光客の誘致、観光産業の振興を図り、地域経済の発展と生活・文化の向上に努める。</p> <p>②具体的な事業内容 本市の観光事業者と密接な関係を築き、観光資源のブラッシュアップや誘客促進、受入れ体制の強化を行うとともに、地域観光事業者や所有者がより、稼げる仕組みづくりを促進するとともに、母体である観光協会そのものの収入増加を図る。</p> <p>③事業の効果 観光協会の稼ぐ力を向上させることで観光産業の振興が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	
		<p>連携誘客イベント推進事業</p> <p>①事業の必要性 関係人口拡大のため、男鹿の観光資源を活用したイベントを関係者と連携して実施し誘客を図る。</p> <p>②具体的な事業内容 観光関係者、地元関係者との連携により、寒風山、男鹿駅前広場、道の駅おが、入道埼灯台等での新たなイベントの企画・開催をし交流人口の拡大と市内全域への波及効果に繋げる。</p> <p>③事業の効果 観光産業の振興及び地域経済の活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	
		<p>インバウンド促進事業</p> <p>①事業の必要性 海外からの誘客、宿泊客の増加を図るために、県と連携した旅行エージェント等へのトップセールス、T商談会等の現地イベントへ参画することにより、男鹿の売り込みを図る。</p> <p>②具体的な事業内容 県と連携して台湾・タイの旅行エージェント等へのトップセールスの実施をはじめとする、AGT商談会等の現地で開催されるイベントへ市内事業者と合同で参画することにより男鹿・秋田を積極的に売り込むと同時に、多言語化による情報発信・販売促進により、海外（主に東アジア）からの誘客、宿泊客の増加を図る。</p> <p>③事業の効果 外国人観光客の増加により、地域経済の活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	
		<p>教育旅行誘致推進事業</p> <p>①事業の必要性 滞在型観光の主要メニューである教育旅行誘致を促進し、関係人口拡大と経済効果を図る。</p> <p>②具体的な事業内容 教育旅行担当教諭の招聘、県及び県内各地域と一体となった説明会・キャラバンの実施により誘致を図るほか、教育旅行を本市で実施した生徒に対し、市内の宿泊施設及び観光施設等で使用できるお土産割引券を配布することで、市内観光施設への経済波及効果が図られる。</p> <p>③事業の効果 教育旅行の受入増加及び地域経済の活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	
		<p>船川港クルーズ船寄港歓迎事業</p> <p>①事業の必要性 港湾の利用促進を図り、クルーズ船寄港をきっかけとした産業振興のために必要なもの。</p> <p>②具体的な事業内容 クルーズ船歓迎に係る諸事業を円滑に実施し、また寄港誘致及び観光誘客を推進するため、寄港歓迎事業等を行う実行委員会に対し補助金を交付する。</p> <p>③事業の効果 船川港の利活用促進、交流人口の増加、観光振興や地域活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	補助金

		<p>首都圏等誘客キャンペーン</p> <p>①事業の必要性 首都圏等でのキャンペーンによる露出機会を創出することにより、秋田県・男鹿市への誘客を促進し、観光客入込みを向上させ地域経済の発展に寄与する。</p> <p>②具体的な事業内容 秋田県やJR等との連携により、誘客効果の高い首都圏等でのキャンペーン活動を実施。</p> <p>③事業効果 観光誘客の増進及び地域経済の活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	
		<p>なまはげ太鼓活用事業</p> <p>①事業の必要性 キャンペーン活動や地元地域での、宣伝・受入れ時のなまはげ・なまはげ太鼓の出演により、男鹿のイメージをアピール・PRを実施し、誘客に努める。</p> <p>②具体的な事業内容 誘客キャンペーンや地元イベントで、なまはげ太鼓の演奏、なまはげの練り歩きを実施する。</p> <p>③事業の効果 本市のイメージPR効果及び観光誘客の増進が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	
		<p>観光情報発信事業</p> <p>①事業の必要性 様々な媒体を通じた観光情報の発信により、観光客入込みを向上させ地域経済の発展に寄与する。</p> <p>②具体的な事業内容 ポスター・パンフレット等の作成・配布及び新聞・雑誌・ウェブ等へ広告を掲出するとともに時代に即したソーシャルネットワークサービスを活用する。</p> <p>③事業の効果 観光イメージの醸成、関係人口の増加等につながり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	
		<p>スポーツツーリズム推進事業</p> <p>①事業の必要性 男鹿の地形及び環境を活用し、スポーツに特化した旅行商品を造成すると共に、受入環境も併せて整備していくことで、誘客を図る。</p> <p>②具体的な事業内容 自転車環境の整備及びサイクルイベント等の実施。</p> <p>③事業の効果 サイクリング環境の整備及び地域経済の活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	
		<p>観光旅客船活用事業</p> <p>①事業の必要性 旅客船を活用し、西海岸を改めて観光コンテンツとしてブラッシュアップすることで、受入態勢を整備し、観光誘客を図る。</p> <p>②具体的な事業内容 門前からの発着で観光遊覧船を運行し西海岸クルーズを実施。</p> <p>③事業効果 西海岸地域への誘客及び地域経済の活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	
企業誘致		<p>空き店舗等利活用推進事業</p> <p>①事業の必要性 事業者等を支援することで、地域の空き家や空き店舗を減らし、地域の活性化を図るため必要である。</p> <p>②具体的な事業内容 市内の空き店舗を活用し開業しようとする事業者に対し、店舗等の改修に係る経費及び賃借料の一部を助成する。</p> <p>③事業の効果 事業にチャレンジする機運を後押しし、地域の魅力アップ及び賑わい創出が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	補助金

	その他	<p>男鹿市就業資格取得支援助成金</p> <p>①事業の必要性 求職者が資格の取得等本人の能力開発等により、正規雇用や昇給など就労するうえでよりよい待遇、経済的自立につながるため必要である。</p> <p>②具体的な事業内容 男鹿市就業資格取得支援助成金交付要綱に基づき、求職活動を行っている者又は就業を前提とする高校生に対して、就業する上で有利となる資格の取得に要する費用の半額（1人あたり上限5万円）を助成する。</p> <p>③事業の効果 「福祉・介護事業分野」の雇用力が比較的高いことから、医師等就学資金貸付制度とともに制度活用による人材育成が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	補助金
	基金積立			
	(11) その他	<p>地場産品活用推進事業</p> <p>①事業の必要性 水産加工品の開発・販売を促進することにより、地域産業の活性化につながるため必要である。</p> <p>②具体的な事業内容 道の駅おが水産部会、加工部会との意見交換による共同事業実施に向けた取組、加工品開発及び製造に向けた取組及び鮮魚おろし教室の開催や鮮魚、加工品の宣伝に向けた取組を実施する。</p> <p>③事業の効果 地場産品の新しい活用方法を見出し、製造、販売に繋げることで、地域産業の振興と促進が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	
		<p>ふるさと納税返礼事業</p> <p>①事業の必要性 地域事業者の振興や男鹿市の魅力発信につながるため必要である。</p> <p>②具体的な事業内容 寄附者に対して男鹿の特産品を返礼品として送付する。寄附受付・返礼品発送等業務を委託する。</p> <p>③事業の効果 市内事業者の販路拡大や男鹿産品並びに男鹿の知名度向上、地域経済の活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	
		<p>ふるさと納税促進事業</p> <p>①事業の必要性 地域事業者の振興や男鹿市の魅力発信を促進する。</p> <p>②具体的な事業内容 WEB・雑誌等での広告宣伝、返礼品カタログの作成、首都圏や春日井市等に赴いてPR活動を行う。</p> <p>③事業の効果 市内事業者の販路拡大や男鹿産品並びに男鹿の知名度向上、地域経済の活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	

5 産業振興促進事項

(1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
市内全域	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産物等販売業 ・製造業 ・旅館業 ・情報サービス業等 	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(2) 産業振興促進するために行う事業の内容

本市の産業各分野が持続的に発展していくためには、各産業に対する支援制度について、時代のニーズに応じた見直しを図りながら頑張る地元企業の新分野進出や設備投資などの事業拡大と

雇用創出につながる支援に取り組むことが必要であり、基幹産業である農業・水産業はじめ製造業及び観光業等の更なる振興を図ることが重要です。

このため、平成 27 年に本市の産業振興に関する基本方針及び施策を示し、自立的発展の促進、地域経済の好循環を図るため、平成 27 年度施行の改正半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 9 条の 2 第 1 項の規定に基づき、男鹿市産業振興促進計画を策定しています。

また、市の産業振興を図るため、以下のとおり、市と他市町村、関係機関が連携して取組を推進します。

① 農林水産業（農林水産物等販売業を含む）

地域を支える担い手の育成、生産基盤施設整備の推進、新たな戦略作物の産地形成の推進、消費者が求める農産物の生産販売、つくり育てる漁業を推進するとともに、農産物及び水産物の加工品開発や販路拡大等の取組を図ります。

取 組 内 容	事業主体
認定農業者や集落営農組織、農業法人等の確保・育成するため、農用地の利用集積、低利資金の融資など経営安定化の推進	県・市
複合経営の拡大と経営の多角化に取り組む、発展型の経営体に対する支援	県・市
男鹿産農産物の生産拡大を図るため、新規就農者の研修や直売所活動、女性農業者等への生産活動支援	県・市
林業関係の講習会や研修会への積極的な参加を促し、林業の担い手確保と育成の実施	市・森林組合
森林の健全な育成や水源涵養機能の維持向上を図るための整備事業	国・県・市
森林病虫害等防除を実施による被害防止と景観保全	国・県・市
種苗放流等による資源の確保とつくり育てる漁業の推進	市・県・漁業組合
水産物販路拡大	市・漁業組合
学習及び交流活動を強化し、漁業後継者対策	県・市・漁業組合
漁獲量の多い魚を有効活用した加工品開発と販路拡大	市・漁業組合
販売拠点を活用した地場産農産物・水産物の販売の拡大	市・民間
農産物及び水産物を活用した加工品開発等に対する支援	市

② 商工業（製造業を含む）

商工業の活性化に必要な資金の斡旋や保証料の負担等による金融の円滑化を図るなど、中小企業の経営の安定と活性化及び産業経済の発展と雇用機会の拡大を図ることを目的とした男鹿市商工業振興促進制度などの活用による企業の基盤整備を支援します。

また、市と商工会等との共同イベントの開催や販路拡大活動などを実施し、商業活動の活性化を図るとともに地域資源を活用した地場産業と観光との結びつきの強化を促進し、地場産業の観光産業化を図ります。

取 組 内 容	事業主体
資金融資制度預託金等を活用した中小企業金融円滑化	市・団体
雇用奨励金や施設整備費補助金を活用した製造業等の立地促進	県・市・民間
助成金を活用した就業資格取得支援	市
地場産品の観光産業化	市・団体・民間
農産物及び水産物を活用した加工品開発・製造等に対する支援	市

③ 観光（旅館業を含む）

年間を通じた観光イベントの実施や観光拠点等の整備、誘客宣伝活動、受け入れ態勢の強化、地域経済の活性化につながる滞在型観光の推進、ユネスコ無形文化遺産「男鹿のナマハゲ」の文化や「男鹿半島・大潟ジオパーク」等の自然を活用した商品造成、地場産品を活用した観光誘客の促進等に積極的に取り組み、観光振興を図ります。

取 組 内 容	事業主体
宿泊に結び付く観光イベントの実施	市・観光協会・商工会
DMOや各観光施設と協働した宿泊を伴う観光誘客プロモーション活動	市・観光協会
滞在時間を長め、宿泊需要を掘り起こすため、DMOと協働した観光資源の発掘や体験プログラム造成、ブラッシュアップ、それを核とした旅行商品造成	市・観光協会・商工会
核となる観光地点を結ぶのりあいタクシー（なまはげシャトル）の充実	市・観光協会

④ 情報通信業（情報サービス業等を含む）

取 組 内 容	事業主体
企業等が実施する設備投資、事業規模拡大に対する支援	市
第1次産業の情報通信技術を活用した販路拡大に対する支援	市
遊休地および廃校舎等の未利用建物への誘致の推進	市・民間
雇用奨励金や施設整備費補助金を活用した情報通信事業の立地促進	市

⑤ 共通

工業用機械等の取得等にかかる割増償却制度の市ホームページへの掲載やチラシ配布等周知を徹底し、事業者の設備投資を促進します。また、事業税の不均一課税の実施や、県と市町村が連携した事業者向けの説明会を実施します。

取 組 内 容	事業主体
租税特別措置、不均一課税の活用の促進	県・市

6 公共施設等総合管理計画との整合

産業の振興に係る施設の整備等については、公共施設等総合管理計画で定める施設類型ごとの適正管理に関する実施方針及び個別施設計画、各長寿命化計画との整合性を図りながら過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

第4 地域における情報化

1 地域における情報化の方針

情報化の推進

社会資本としての情報通信技術を活用し、観光産業の振興、地域産業の高度化、防災・減災を含む効率的な行政サービス等、市民サービスの向上を目指し、市民・企業・団体・行政が一体となって地域情報化を推進します。

2 現況と問題点

情報化の推進

本市が抱える様々な課題（産業振興、移住・定住対策、少子化対策、地域社会の維持・活性化等）に対応するために、ICTの利活用は必要不可欠なものとなっています。

国では、多様な分野におけるICTの効果的な利活用の促進に取り組んでおり、効率的で災害に強い「電子自治体」の実現に向けて各種施策を推進しています。

本市においても、行政の透明性・信頼性の向上、住民参加・民間との協働の推進、経済の活性化、行政の効率化、防災・減災を図るため、情報化の推進に取り組んでいく必要があります。

3 その対策

情報化の推進

- ・各種事務事業の電子化を推進するとともに、ICTを活用した申請、届出等の電子化により市民への各種サービスの向上を図ります。
- ・スマートフォンの普及や外国人観光客の増加に対応するため、公衆無線LANの整備を促進します。
- ・民間事業者との連携により光通信網を活用した新たなサービスの提供を図るとともに、光通信網の適切な維持管理に努めます。
- ・テレビ共同受信設備の適切な維持管理に努めます。
- ・携帯電話などの移動通信設備について、高速化通信に対応するよう電気通信事業者との連携を図りながら通信施設の整備を促進します。
- ・緊急時の気象情報及び災害情報等に関し、防災行政無線の利活用は地域住民等に対する確かつ迅速な伝達を伝える有効な手段であり、防災・減災を実現するために定期的かつ適正な施設の整備、修繕に努めます。

4 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業概要	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設			
	通信用鉄塔施設			
	テレビ放送中継施設			

		有線テレビジョン放送 告知放送施設			
		防災行政用無線施設	防災行政無線施設整備事業 防災行政無線施設の整備とその維持修繕を行うもの	市	
		テレビジョン放送等難 視聴解消のための 施設			
		ブロードバンド施 設			
		その他の情報化の その他			
	(2)	過疎地域持続的発 展特別事業			
		情報化			
		デジタル技術 活用			
		その他			
		基金積立			
	(3)	その他			

5 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

第5 交通施設の整備、交通手段の確保

1 交通施設の整備、交通手段の確保の方針

本市の道路・交通体系などの都市基盤整備を計画的に進め、利便性の確保を図るとともに、自然環境の保全に配慮しながら生活基盤の整備を行います。

(1) 道路・交通網の整備

本市の点在する居住地区及び産業活動地域と、数多くの観光地との一体性の確保を図るため、幹線道路の整備を図り、連続的で回遊性のある交通ネットワークの形成と高速交通へのアクセス道路の整備を推進します。

日常生活における生活道路の整備とともに災害時における避難路としての利便性の向上を図るため、改良、維持管理を推進します。また冬期間の安全で円滑な道路交通の確保及び歩行者安全確保のための除雪・防雪対策の充実を図ります。

(2) 交通確保対策

住民の移動手段と観光客の二次アクセス確保を図るため、地域公共交通の確保とJR東日本との連携による男鹿駅を中心とした利便性の高い交通体系の構築を推進します。

2 現況と問題点

(1) 道路・交通網の整備

◆国道・県道

秋田自動車道（昭和男鹿半島IC）、日本海沿岸東北自動車道（琴丘森岳IC）の開通により高速交通体系へのアクセス道路整備が急務となってきています。特に本市にとっては観光・文化・産業・経済的交流など地域間交流・連携に大きな役割を果たすものであり、国道・主要地方道の整備促進を図る必要があります。

◆市道

本市は地理的条件により集落が点在しており、道路網の整備については地域の利便性と一体感を確保するという点からも重要な課題です。

また、幹線道路、生活道路の整備は生活基盤の確立、活力ある地域づくりを進める上でも重要であり、災害時の避難路、冬期間の車両・歩行者の安全確保等と併せ、早期整備が必要です。

(2) 交通確保対策

本市の公共交通機関としての鉄道とバスについては、道路の高規格整備と車社会の進展にともない利用者数が減少しています。一方で、高齢化社会の進行や運転免許返納者の増加などにより、通院、通学、買い物などの日常の移動手段としての公共交通の必要性は高まっており、運行の維持は地域の強い望みです。このため、常に状況を把握し関係機関と連携して持続可能な公共交通サービスの提供を行っていく必要があります。

3 その対策

(1) 道路・交通網の整備

◆国道・県道

国道101号の整備促進

・浜間口地区の狭隘道路の解消を図るため早期完成を促進します。

主要地方道・一般県道の整備促進

- ・通行の安全と利便性の向上を図るための整備を促進します。

◆市道

- ・本市の点在する居住地区及び産業活動地域と数多くの観光地との一体性の確保を図るため幹線道路の整備による連続的で回遊性のある交通ネットワークの形成の整備を推進します。
- ・日常生活における生活道路の整備とともに災害時における避難路としての利便性の向上を図るため改良、維持管理を推進します。
- ・冬期間の安全で円滑な道路整備の確保及び歩行者の安全確保の推進と除雪・防雪対策の充実を図ります。

(2) 交通確保対策

- ・JR 男鹿線（通称：男鹿なまはげライン）は、市域外への極めて重要な移動手段として、利用促進による維持確保を図るとともに、利用者の乗車目的に合う適切な運行ダイヤの設定を働きかけ、利便性の向上に努めます。
- ・路線バスは、現在の公共交通サービスの水準を極力維持することを前提に、需要を踏まえた効率的な公共交通システムの構築を図り、生活バス路線の維持確保に努めます。
また、JR 男鹿線との連携を図るため、鉄道との乗り継ぎに配慮した生活路線バスの運行ダイヤを設定し、乗客の利便性の向上と利用促進に努めます。
- ・男鹿半島へのアクセスや半島内周遊など観光客のための二次交通について、生活路線バスとの連携を図りながら、関係団体、交通事業者等と一体となって整備を図ります。

4 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業概要	事業主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1) 市町村道			
	道路	女川天台線道路改良事業 道路改良 L=1,500m W=4.0m	市	
		船越前野杉山線外道路改良事業 道路改良 L=900m W=6.5m	市	
		杉山1号線外道路改良事業 道路改良 L=800m W=6.0m	市	
		船越弘戸線舗装修繕事業 舗装修繕 L=100m	市	
		姫ヶ沢元浜町線舗装修繕事業 舗装修繕 L=480m	市	
		寒風山麓線舗装修繕事業 舗装修繕 L=2,120m	市	
		東中線舗装修繕事業 調査設計・舗装修繕 L=220m	市	
		山田中間口線舗装修繕事業 調査設計・舗装修繕 L=1,280m	市	
		松木沢潟端線舗装修繕事業 調査設計・舗装修繕 L=4,000m	市	
		北浦真山線舗装修繕事業 調査設計・舗装修繕 L=500m	市	
		石神中石線舗装修繕事業 調査設計・舗装修繕 L=420m	市	
		福米沢八ツ面線舗装修繕事業 調査設計・舗装修繕 L=1,360m	市	
		船越前野下谷地線舗装修繕事業 調査設計・舗装修繕 L=240m	市	

		赤坂板引沢台線舗装修繕事業 調査設計・舗装修繕 L=2,900m	市	
		南ヶ丘線舗装修繕事業 舗装修繕 L=750m	市	
		船川北町線舗装修繕事業 舗装修繕 L=840m	市	
		芦沢増川線舗装修繕事業 調査設計・舗装修繕 L=1,850m	市	
		化世沢外ヶ沢線舗装修繕事業 調査設計・舗装修繕 L=460m	市	
		元浜町化世沢線舗装修繕事業 調査設計・舗装修繕 L=980m	市	
		仁井山北町線舗装修繕事業	市	
	橋りょう	橋梁補修事業 橋梁定期点検 N=205橋、調査設計・補修 N=1式	市	
	その他			
	(2) 農道			
	(3) 林道			
	(4) 漁港関連道			
	(5) 鉄道施設等			
		鉄道施設		
		鉄道車両		
		軌道施設		
		軌道車両		
		その他		
	(6) 自動車等			
		自動車		
		雪上車		
	(7) 渡船施設			
		渡船		
		係留施設		
	(8) 道路整備機械等	建設機械整備事業 凍結防止剤散布車 1台	市	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	市単独運行バス事業		
	公共交通	①事業の必要性 住民の日常的な交通手段の確保を図るため、路線バス事業者の撤退に伴い廃止となるバス路線を市が単独で運行する。 ②具体的な事業内容 路線バス事業者の撤退に伴い廃止となったバス路線を市が単独で委託運行する。 ③事業の効果 住民生活に必要な不可欠なバス路線を維持することで、交通弱者の外出支援にもつながるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	市	
	交通施設維持	二次交通整備推進事業		
	その他	①事業の必要性 観光誘客の拡大及び地域経済の活性化に資するため、男鹿半島を訪れる観光客の交通利便性の向上を図る。 ②具体的な事業内容 観光関係者で協議会を組織し、リーズナブルに男鹿市内の主要観光スポット巡る「あいのりタクシー」を運行。また、4月から10月までの土日祝日や大型連休などの繁盛期に予約なしで運行する「なまはげシャトルバス」を実施。 ③事業の効果 観光客の利便性向上及び観光誘客の増進が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	協議会	負担金
	基金積立			
	(10) その他			

5 公共施設等総合管理計画との整合

交通施設については、公共施設等総合管理計画で定める施設類型ごとの適正管理に関する実施方針及び道路舗装修繕計画、橋梁長寿命化計画等との整合性を図りながら過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

第6 生活環境の整備

1 生活環境の整備の方針

本市では、子供から高齢者まですべての人が生涯にわたり快適な環境で安全に暮らし、積極的に社会参加ができるように、防犯、防災、環境保全を図り、市民の生命、財産を守るため、生活環境の整備を推進します。

(1) 上水道、下水処理施設等の整備

上水道は、漏水等の原因となる老朽管の更新と各種施設設備を計画的に整備し、水利の効率的活用を図るとともに、需要の確保に努めます。また、滝ノ頭、一ノ目潟を中心とした良質な水源の確保、水源周辺の環境保全と整備を図り、水質の保全と水源涵養機能の充実を推進します。

下水道は、下水道施設等の老朽化が進行していることから、汚水・雨水の処理を支障なく行うため、適正な維持管理及び計画的な更新に努めます。

(2) 斎場の整備

斎場は建物や付属設備等の老朽化が進んでいることから、火葬業務を支障なく行うため、施設の適正な運営と維持管理に努めます。

(3) 消防・救急施設の整備

市民の生命と財産を守るため、消防・救急施設や装備品等の更新整備を促進するとともに、地域防災の中核となる消防団員の確保に努め、消防力の充実強化を図ります。

(4) 公園・緑地の整備

公園・緑地については、レクリエーションや交流の場として整備に努めるとともに、地域住民やボランティア等と連携を図り、適正な維持管理に努めます。

(5) 公営住宅の整備

公営住宅は、定住対策の一環として、多様なニーズに対応した整備を推進するとともに、安全で良好な居住環境を創出するための整備に努めます。

(6) 交通安全施設の整備

交通安全に対する意識の啓発と交通マナーの徹底を図るとともに、カーブミラー、ガードレール、区画線等の交通安全施設を整備します。

(7) 環境の保全

男鹿国定公園の豊かな自然環境を大切にし、この資源を次代に引き継ぐため、景観の保全に配慮しながら地域振興の推進に努めます。

市民の健康と生活環境を良好に保つため、環境保全に対する意識の高揚を図ります。

生活環境を快適にするため、全市一斉清掃の実施、各地域住民による地域ぐるみの清掃活動を通して、環境美化への意識の高揚を図ります。

(8) 自然災害への対処・備えの充実

地震・火災・水害などの災害から住民の生命と財産を守るため、地域防災計画に基づき、避

難情報を的確に発令して被害の防止に努めるほか、河川環境の整備や急傾斜地崩壊対策などの治山治水事業を計画的に推進します。

(9) 防犯体制の充実

子供やお年寄りを狙った弱者への犯罪や、電話による特殊詐欺など、犯罪の多様化、広域化が顕著になっていることから、犯罪の未然防止のため、警察、防犯協会、防犯指導隊、沿岸防犯協会などの関係機関と連携を強め、市民総参加での防犯体制の強化を図ります。

(10) バリアフリーの推進

すべての人が安全で快適に生活ができる社会の実現のため、高齢者や障がい者などに配慮したまちづくりを推進します。

2 現況と問題点

(1) 上水道、下水処理施設等の整備

◆上水道

本市では、市民が安全に上水道を使用できるよう、今後もその責任を果たし、信頼性を高めていく必要があります。

上水道事業では、これまでの拡張の時代から、維持管理、施設更新の時代へと大きな転換期を迎えています。根木浄水場を高度浄水施設へ更新しており、この後、滝ノ頭水源浄水場、若美浄水場など各施設の老朽化した設備の計画的な更新が必要となっています。

また、水源周辺における環境の変化が水質や水量に影響を及ぼすことから、水源周辺の環境保全と整備に取り組むとともに、新たな水源の確保をするため調査を進め、災害など緊急時における給水の確保と安全でおいしい水の安定供給及び普及率の向上に努める必要があります。

さらに、今後の人口減少を見据えて上水道の広域化を図りながら需要を確保する必要があります。

◆都市ガス

市内全域に導管が布設され、普及率は69.7%（令和2年度末）となっていますが、生活様式の変化や他燃料との競合などによる需要の落ち込みは避けられない状況であります。

また、非耐震管の更新事業等を推進し、保安の向上を図るとともに、地区整圧器の更新及び統廃合を実施し安定供給に努める必要があります。

◆生活排水処理施設

平成25年度に見直しを行った男鹿市生活排水処理基本計画では、地域の実情に応じた効率的かつ適正な生活排水処理の整備を推進するため、集合処理区域及び個別処理区域を一部変更し、平成30年度末の生活排水処理の普及率を81.7%、接続率を78.4%とすることを目標とし、公共下水道についても、令和6年度の概成を目指しています。

しかし、公共下水道の加入率は、少子高齢化などの社会情勢の変化や経済状況の停滞により、目標達成は厳しくなっています。

また、公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水の生活排水処理施設は、各施設の老朽化が進行していることからトータルコストの削減を図るため、長寿命化修繕計画を策定し計画的な維持管理及び更新等を推進する必要があります。

① 公共下水道

公共下水道は、3市4町1村の秋田湾・雄物川流域下水道（臨海処理区）の関連公共下水道として、男鹿処理区は昭和53年度より、若美処理区は昭和63年度より事業に着手し、令和元年度までに男鹿地区は約587ha、若美地区は約226haの整備で終了し、供用を開始しています。

今後とも快適な市民生活と公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全を図るため、未接続となっている事業所及び世帯の加入促進に努めます。

② 農業集落排水施設

農村地域における生活様式の近代化、多様化により、家庭からの生活雑排水量が増加していることから、農業用排水の水質汚濁が進行し、農作物の生育障害、農業用排水施設の機能低下などの農業生産環境だけでなく、集落内の水路における汚水の滞留、悪臭など生活環境への影響がみられます。五里合地区については農業集落排水整備事業が完了し、その改善が図られています。今後も農村生活環境の改善及び農業用排水の水質保全のため、未接続となっている事業所及び世帯の加入促進に努めます。

③ 漁業集落排水施設

漁業集落の周辺には景勝地が多く、観光施設や集落内からの生活雑排水が漁港やその周辺海域に流出し、水質悪化の原因となっています。入道崎地区、若美地区及び門前地区については漁業集落排水整備事業により整備が完了し、その改善が図られています。今後も漁業集落内の生活環境改善及び公共用水域の水質保全のため、未接続となっている事業所及び世帯の加入促進に努めます。

④ 合併処理浄化槽

公共下水道、農業・漁業集落排水施設など集合処理をする区域以外においては、家庭からの生活雑排水の排出により生活環境への影響が懸念されています。

こうした中で下水道等集合処理により整備が進められる区域以外については、合併処理浄化槽設置整備事業により整備に努めてきましたが、今後も身近な生活環境整備と公共用水域の水質保全を図るため、循環型社会形成推進地域計画に基づいて合併処理浄化槽の設置を計画的に推進する必要があります。

◆廃棄物処理施設

①ごみ処理施設

八郎湖周辺5市町村(男鹿市・五城目町・八郎潟町・井川町・大潟村)で構成される八郎湖周辺清掃事務組合が運営するごみ処理施設「八郎湖周辺クリーンセンター」が平成20年4月から稼働し、リサイクル施設も併設されていることから、ごみの大半は一元化処理が可能となっています。

ごみの収集運搬は、家庭系ごみについては委託方式で行い、可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみ・粗大ごみの4分別で実施し、事業系ごみは排出する事業者が許可業者に依頼し有料で処理しています。なお、家庭系の粗大ごみは平成23年4月から有料で戸別収集しています。

「八郎湖周辺クリーンセンター」で処理後に排出される焼却灰や破碎残さは、管理型の一般廃棄物最終処分場へ搬入し埋め立て処理しています。

令和元年度の排出量は9,225トンとなっています。1人1日当たりに換算すると935グラムですが、男鹿市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の令和7年度の目標値である約890グラムを上回っています。資源化物を除いた家庭系ごみの1人1日当たりの排出量は678グラム

であり、同計画の目標値である約 500 グラムを達成するためには約 26%の減量化を進める必要があります。

また、令和元年度の八郎湖周辺クリーンセンターのごみ処理量によるリサイクル率は 7.8%で、平成 30 年度の環境省調査結果の全国平均 19.9%を大きく下回っています。

なお、一般廃棄物最終処分場並びにクリーンアップのごみ等を埋め立て処分している申川不燃物処理場及び戸賀不燃物処理場は残余年数が少なくなっていることから、施設の適正な管理に努める必要があります。

②し尿処理施設

し尿の収集処理量は、公共下水道等の普及や人口の減などにより平成 8 年度から減少しており、収集にあたっては、地域別に許可業者が行っています。

し尿の処理は、男鹿市と潟上市で構成する男鹿地区衛生処理一部事務組合の「男鹿地区衛生センター」で行っています。同センターでは、し尿のほか浄化槽汚泥等の処理も行っており、質的・量的変化に対応できるよう処理対策を講じながら、環境保全に配慮した処理に努めています。

(2) 斎場の整備

斎場は、昭和 62 年 12 月の供用開始以来 30 年以上経過しています。これまで建屋及び火葬炉設備については、適宜、修繕を行い施設の機能を維持してきましたが、全体的な老朽化が進んでいる状況となっています。

施設の安定した稼働・運営を維持していくため、施設の長寿命化や斎場のあり方を検討する必要があります。

(3) 消防・救急施設の整備

◆消防

本市は、昭和 48 年に常備消防を広域消防体制に移行し、消防力の充実強化と市民の防災意識の高揚を図りながら、消防体制を確立しました。平成 18 年に消防組織法が一部改正され、市町村の消防広域化の取組が求められたことから、平成 19 年度に男鹿潟上南秋地区の 6 市町村で消防広域化協議会を設置し、広域化に向け協議を重ねたものの、運営方式や経費負担等の課題が解消されず、広域化の協議は凍結となりました。その後、平成 30 年 4 月に市町村消防の広域化に関する基本指針が改正されたことに伴い、令和 2 年 4 月に秋田県消防広域化推進計画が再策定されました。今後は、令和 6 年度までに、広域化のメリットが最も大きいとされる「全県一区」を将来のあるべき姿の一つとしながら、広域化対象市町村の組み合わせや時期、高機能消防指令センターの共同運用等について、協議を進めることとなります。

男鹿地区消防本部では平成 26 年度に高機能消防指令システムを導入したほか、平成 27 年度に消防救急デジタル無線の運用を開始しています。引き続き効率的な活動体制の整備や、消防設備・装備品の更新整備など消防力の充実強化を図る必要があります。

非常備消防については、平成 25 年 12 月に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が成立し、消防団が将来にわたり欠くことのできない代替性のない存在として位置づけられたことから、団員の確保や処遇改善、装備の改善等を進め、消防団の更なる充実強化を図る必要があります。

◆救急

救急業務は高度化が進み、救急救命士による処置の範囲が拡大しています。今後も高齢化の進行による人口構成の変化等により、救急需要は高まる可能性があることから、救急車の更新

整備や救急救命士の増員を図る必要があります。

また、例年、海や湖沼などでの水難事故が多く発生することから、救助、救急体制の強化を図る必要があります。

(4) 公園・緑地の整備

現在、維持管理している公園は、都市計画事業で整備した総合運動公園 1 箇所、近隣公園 3 箇所、街区公園 29 箇所の計 33 箇所（47.23ha）のほか、その他事業による公園で計 5 箇所（17.98ha）の合計 38 箇所（65.21ha）となっています。

都市計画決定済みの未整備公園については、社会情勢の変化の中で見直しを図りながら、レクリエーション機能の充実や防災機能の役割を担う公園の整備に努める必要があります。

また、既存公園及び緑地は、安全と快適性の保持のため適切な維持管理が必要です。

(5) 公営住宅の整備

若者の定住促進は、人口減少の抑制や高齢化対策の重要な施策となっています。このため定住対策の一環として、公営住宅 411 戸、特定公共賃貸住宅 15 戸、計 426 戸の住宅整備をしております。

しかし、近年、地区によって需要に偏りが生じていることと、既存の公営住宅は、狭小で老朽化した建物が多いことから、多様なニーズに対応した公営住宅の整備を推進する必要があります。

(6) 交通安全施設の整備

本市の交通情勢は、県道男鹿半島線や国道 101 号の四車線化、秋田自動車道・昭和・男鹿半島 IC へのアクセス道の整備により、観光客の流入車両が増加しています。

交通事故発生件数は、平成 19 年に 100 件を切り減少傾向となっているものの、観光シーズンには観光客の車両が増加し、交通事故発生への懸念が高まります。

また、生活の夜型化による夜間交通量の増加や、高齢化に伴い高齢者が交通事故の被害者や加害者になるケースも増えています。

交通事故を未然に防ぐために、市民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図っていくとともに、交通安全施設の充実を進めていく必要があります。

(7) 環境の保全

◆環境保全

本市は、男鹿国定公園として、海・山・湖と変化に富んだ地形と海岸植生やブナ自然林、寒風山の半自然草原などの多様な植生に恵まれた優れた自然環境と美しい景観を有しています。これらの資源を次代に引き継ぐため、自然景観の保全と景観の維持に配慮する必要があります。

また、市民の健康と生活環境を良好に保つため、市民の環境保全に対する意識の高揚を図る必要があります。

さらに、新エネルギーの導入促進を図るなど、地球環境保全への取組も必要です。

◆環境美化

健康で快適な生活環境を維持するため、各地域では町内会や各種団体等により、道路・海岸・河川等の清掃活動を行っています。しかし、空缶やペットボトルなどの投げ捨てや山林への不法投棄は横ばいで推移していることから、豊かな自然環境を保全し、環境美化意識の啓発と不法投棄の防止を図る必要があります。

近年、海洋環境に深刻な影響を及ぼすおそれのある海洋のプラスチック問題が取り上げられ

ており、観光が基幹産業である本市としては、より一層の清掃活動が求められています。

(8) 自然災害への対処・備えの充実

◆自然災害への対処

本市は山岳丘陵地が多く、地形、地質上からもがけ崩れ、土石流、地すべり、浸水等の災害が多く発生していることから、今後も災害の未然防止のため、危険箇所の実態把握、危険区域の指定、避難体制の確立に努めるとともに、急傾斜地、砂防、地すべり・治山の各災害対策事業のほか河川改修事業等を推進する必要があります。

また、本市は、自然災害による被害を受けやすい地形であることから、避難場所や避難路などの情報提供のためハザードマップ（土砂災害等）を作成し、警戒避難体制の充実を図る必要があります。

◆防災

東日本大震災の教訓を踏まえ、地震津波対策の抜本的強化を図るため、避難誘導対策や多様な情報伝達手段の確保、災害備蓄品の備蓄体制の強化等を推進しています。今後は、大規模広域災害発生時における被災者支援や受援体制の確立、多様化している各種災害への対応など一層の防災対策の充実を図る必要があります。

また、災害時には地域住民の自発的な活動が被害の軽減につながることから、防災知識の普及と自主防災活動の推進を図る必要があります。

さらに、近年、管理不全な危険空き家が増加していることから、空家等対策計画に基づき、所有者等への適正な管理に係る意識の啓発など空家対策を推進する必要があります。

(9) 防犯体制の充実

本市における犯罪発生件数は減少傾向にあるものの、子供やお年寄りを狙った弱者への犯罪や、電話による特殊詐欺など、犯罪の多様化、広域化が顕著になっています。

このことから、犯罪の未然防止のため、防犯協会、防犯指導隊や沿岸防犯協会などの関係機関と連携を強め、市民総参加での防犯体制の強化を図る必要があります。

(10) バリアフリーの推進

すべての人が安全で快適に生活できる社会の実現のため、これまでも市街地や公共施設でバリアフリー化の整備を進めてきました。しかし、高齢化の急速な進行への対応や障がい者が積極的に社会参加できる環境づくりが必要なことから、さらなる環境整備が求められています。

このため公共施設や住宅のバリアフリー化を推進するとともに、高齢者や障がい者などが快適に生活できるまちづくりに取り組む必要があります。

3 その対策

(1) 上水道、下水処理施設等の整備

◆上水道

水源周辺の環境保全

- ・滝ノ頭、一ノ目淵を中心とした良質な水源の確保と環境保全に努め、水質の保全と水源涵養機能の充実を図るとともに、根木浄水場周辺の水源調査を進めます。

施設、設備及び老朽管の更新

- ・漏水等の原因となる老朽管を耐震化と併せ早期の更新に努めます。
- ・滝ノ頭水源浄水場のろ過設備及び電気設備を計画的に整備します。

需要の確保

- ・下水道の普及等に併せて井戸水の使用の上水道への切り替えを促進し、上水道の普及向上を図るとともに上水道の広域供給化を図ります。

◆都市ガス

保安の確保

ガス事業法に基づく本支管漏洩検査、内管検査、消費機器調査を確実に実施し、保安の確保及び安全性の向上を図ります。また、令和2年度末で経年管取替事業終了後は、ガス本支管の耐震化計画を実施し、耐震化率の向上に努めるとともに、老朽化の進んでいるガス製造供給設備の更新を計画的に実施し、安定供給と保安の確保に努めます。

原料ガスの安定確保

申川鉱場産出の天然ガスの有効利用を図り、輸入天然ガス（LNG）との組み合わせにより、原料ガスの安定確保に努めます。

需要の開発

新規立地予定施設の情報収集により、設計事務所等への積極的な営業活動を推進します。

また、ガスの利便性や環境にやさしい天然ガスの周知を図り、ガス発電・給湯暖房システムなどの需要家を増やし、収益の確保に努めます。

◆生活排水処理施設

公共下水道

- ・下水道整備地区の環境改善を図るため、加入率向上の啓発活動を推進します。
- ・下水道事業を持続的に運営していくためには、今後増大することが予想される改築需要に対して施設全体の管理を最適化する長寿命化計画を策定し、効率的な管理に努めます。

農業集落排水施設・漁業集落排水施設

- ・農業集落及び漁業集落の環境改善を図るため、加入率向上の啓発活動を推進します。
- ・農業集落排水施設及び漁業集落排水施設は、事業の効率化と設備更新を見据え長寿命化計画を策定します。

合併処理浄化槽

- ・集合処理区域以外の地域の環境改善を図るため、循環型社会形成推進地域計画に基づいて合併処理浄化槽の設置を計画的に推進します。

◆廃棄物処理施設

ごみ処理施設

ごみ処理施設の整備計画

- ・大半のごみを処理する広域の中間処理施設「八郎湖周辺クリーンセンター」の修繕計画に基づく整備について、適正な維持管理と併せて、八郎湖周辺清掃事務組合との連携を図り、実施します。
- ・廃棄物を安定的、継続的に処理するため、一般廃棄物最終処分場等の適正な維持管理に努めます。
- ・最終処分に係る廃棄物処理施設整備計画に取り組み、適正な処理体制を確保します。

ごみの分別収集計画、体制整備

- ・「八郎湖周辺クリーンセンター」の熱回収施設及びリサイクル施設の処理品目と整合性のある分別処理体制の整備を図ります。

ごみの減量化、資源化の促進

- ・家庭から排出される生ごみの自己処理及び減量化を促進するため、生ごみ処理機などの購

入に対する支援を行います。

- ・粗大ごみの有料戸別収集を継続します。
- ・家庭系ごみの有料化により、ごみの発生抑制やリサイクルの促進を図ります。また、ごみの排出量の減少により、施設の適正な維持管理及び延命化を図ります。
- ・ごみの減量化、資源の有効利用促進を図るため、適正な分別方法や排出ルールが浸透されるよう広報周知活動に努めるとともに、ごみの排出抑制に関する取組の先進的事例の情報収集に努め、本市への施策への活用を検討します。

また、ごみ処理に要する経費やごみ減量メリットなど、町内会や各種団体等を対象とした出前講座などの機会を捉えて市民に分かりやすく啓発し、地域における3R活動の意識向上に努めます。

◆し尿処理施設

- ・し尿の収集・運搬については、計画的な収集を図るとともに、許可業者に対し衛生管理などの適正な指導に努めます。
- ・施設の適正な維持管理と整備のため、男鹿地区衛生処理一部事務組合と連携を図ります。
- ・男鹿地区衛生センターにおけるし尿処理量は、公共下水道等の普及や人口減により減少しており、流域下水道への放流や広域化処理の可能性について、県及び男鹿地区衛生処理一部事務組合と連携を図り検討します。

(2) 斎場の整備

公共施設等総合管理計画の個別施設計画に沿って、火葬炉及び建物内外装の整備を推進するとともに、施設の安定した稼働・運営を維持します。

(3) 消防・救急施設の整備

◆消防

火災予防の徹底

- ・市広報や防災行政無線を通じて、火災予防意識の高揚を図るとともに、住宅火災から市民の生命と財産を守るため、住宅用火災警報器の設置を促進します。
- また、防火対象物や危険物施設の査察を実施し、防火管理体制の徹底など火災の未然防止に努めます。

消防力の充実強化

- ・消防団員数の減少を防ぐため、地域における若手の団員確保をはじめ、女性消防団員や公務員等の積極的な入団促進を行うほか、男鹿市消防団協力事業所表示制度や学生消防団活動認証制度の推進、退職消防団員等に機能別消防団員としての入団促進等を図り、消防団員の定数確保に努めます。
- ・火災発生時には、迅速かつ安全に対応ができるよう、消防施設年次整備計画に基づいて消防器具置場や消防水利、消防資機材や安全装備品等の更新、整備を行い、消防力の強化を図ります。

特殊災害の防止対策

- ・国家石油備蓄基地等の特殊災害の防止については、関係機関との協力体制強化に努めます。

◆救急

- ・増加する急病者、交通事故などの救急措置に対応するため、救急車の更新整備や救急救命士の増員と育成、感染症対策に向けた装備等の充実に努めるほかドクターヘリの有効活用による救急業務体制の強化を図ります。

- ・市民への応急手当の普及啓発を推進し、救命率の向上に努めます。
- ・水難事故防止のため、広報やホームページ・防災行政無線等により、市民への注意喚起を行います。
また、水難救助隊の救助艇や水上バイクなどの救助資機材等の更新整備を図り、救助体制の強化に努めます。

(4) 公園・緑地の整備

- ・老朽化した公園施設については、公共施設等総合管理計画に基づき、各施設の状況に応じて整備を実施し、施設利用者の利便性の向上を図ります。
また、都市計画決定済みの未整備公園については、都市公園の充足状況や公園施設の充足状況を検証し、整備方針を見直します。
- ・地域住民やボランティア等と連携をとりながら安全と快適性を保持するため、適切な維持管理に努めます。
- ・良好な居住環境を創出するため、開発行為等宅地造成に際し、公園・緑地の設置を積極的に指導するとともに、その保全を図ります。
また、景観的機能や防災機能を果たす緑の公有地は、オープンスペースとして保全します。

(5) 公営住宅の整備

安全で良好な居住環境を創出するため、ストック総合改善事業と計画的な維持補修を実施することにより、多様なニーズに対応した公営住宅の整備を推進します。

(6) 交通安全施設の整備

- ・安全安心まちづくり市民大会、街頭キャンペーンなどを実施し、交通安全意識の高揚を図ります。
- ・男鹿市交通安全協会、男鹿市交通安全母の会、男鹿市交通安全推進地域連絡協議会等の諸団体と連携を密にした街頭指導を実施するなど、交通事故の未然防止に努めます。
- ・車両や歩行者の安全確保を図るため、車道、歩道の整備や区画線、ガードレール、カーブミラー、道路照明灯、道路標識など、交通安全施設の定期的な点検を実施するとともに、整備充実を図ります。

(7) 環境の保全

◆環境保全

環境汚染の未然防止

- ・市民の健康の保護及び生活環境を保全するため、環境基本法に基づく、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音等に係る環境基準の達成状況を調査するとともに、健康や生活環境を害する原因者に対してその改善指導に努めます。
- ・河川及び海域等の公共用水域の定期調査を実施し、水質保全に努めます。
- ・八郎湖の水質汚濁防止のため、秋田県と八郎湖周辺の9市町村（秋田市、能代市、男鹿市、潟上市、三種町、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村）により組織された八郎湖水質対策連絡協議会による「八郎湖に係る湖沼水質保全計画」を推進するとともに、下水道等の普及や水田からの濁水の流出防止を促進します。

環境保全意識の高揚

関係機関と連携して啓発活動を推進し、環境保全意識の高揚に努めます。また、既存の蛍光灯をLED街灯に更新することにより、CO2の削減に貢献します。

新エネルギーの導入促進

民間事業者との連携により風力、太陽光など新エネルギー関連の施設整備を促進するとともに、公共施設における新エネルギーの導入を推進します。

◆環境美化

- ・市民の美化意識の高揚と啓発に努めます。
- ・市民総参加による全市一斉清掃及び八郎湖クリーンアップを実施し、環境美化活動の推進を図ります。また、地元町内会や各種団体等との連携を図り、道路、海岸及び河川等の清掃活動を推進します。
- ・不法投棄防止のため、広報活動を行うとともに、看板の設置や不法投棄監視員による指導の強化を図ります。

(8) 自然災害への対処・備えの充実

◆自然災害への対処

危険区域への災害未然防止対応

地域防災計画に基づき、水害や土砂災害等の危険箇所の実態を把握し、危険区域の指定、災害対策事業の推進、避難体制の確立等総合的な対策を実施します。

また、危険箇所をパトロールし、災害の未然防止に努めます。

災害防止施設整備の推進及び危険区域崩落等防止対策

- ・がけ崩れから家屋及び公共施設等を守るため、急傾斜地法に基づき、急傾斜地崩壊危険区域に指定された区域において、施設整備事業の推進に努めます。
- ・危険土石流域による土砂災害から下流に存在する家屋、公共施設等を守るため、砂防法に基づき、指定された区域において、施設整備事業の推進に努めます。
- ・地すべり、山地崩落による災害を防止するため、地すべり防止法及び森林法に基づき、指定された区域において、地すべり対策、治山等の施設整備事業の推進に努めます。

◆防災

地域防災力の充実

- ・防災出前講座や防災リーダー認定講習会等を実施し、防災知識の普及啓発と防災意識の醸成を図り、自主的で活発な防災活動が展開されるよう一層の推進を図ります。
- ・少子高齢化の進行や人口減少による地域の防災力低下を防ぐため、自主防災組織が相互に連携して防災活動が実施できるよう体制の強化を推進します。
- ・保育園や幼稚園、小・中学校に対して防災教育の実施を推進するとともに、子供と家族、自主防災組織等が一体となった防災研修会や防災訓練等を実施し、正しい防災知識の習得と防災意識の醸成に努めます。

災害対策体制の強化

- ・災害が発生した際に迅速かつ安全な避難ができるよう、各種ハザードマップの作成配布や避難看板・避難路等の整備を図ります。
また、防災行政無線やテレドーム、防災情報等メール配信サービスのほか、ツイッター等のSNSや秋田県情報集約配信システムなど、多様な情報伝達手段を活用し、確実に正確な情報伝達に努めます。
- ・避難行動要支援者の避難対策のため、関係機関と連携し、名簿の更新や個別計画の策定など、避難体制の強化に努めます。
また、災害発生時における各種応急復旧活動や人的・物的支援の協力体制の確立と活動支援基盤の強化を図るため、民間企業や関係機関、他自治体との災害時協定締結を推進しま

す。

- ・指定避難所及び福祉避難所において、必要な備品・器材等を整備するとともに、感染症対策の徹底に努め、避難所としての機能の強化を図ります。備蓄物資は、秋田県及び県内市町村との共同備蓄、災害協定に基づく流通備蓄のほか、家庭内備蓄の推進を図ります。また、拠点となる指定避難所や孤立する可能性のある集落へ分散備蓄することにより体制の強化を図ります。

危険空き家対策の推進

- ・関係機関及び地域住民等と連携し、市内における危険空き家の実態把握に努め空家等情報のデータベース化を図ります。
また、空き家所有者等からの除却などの相談に対応するため、関係団体等と合同による空き家相談会を定期的を開催するなど相談受入体制の充実を図ります。
- ・危険空き家の所有者等に対し、腐朽等の情報提供や適正な管理に関する行政指導を行うとともに、国のガイドライン等の基準により危険度が高いと判断した空き家については、除却費の補助制度の活用等により早期の除却を促進します。
また、空家等対策計画に基づき、適切な管理が行われず地域住民の生活環境に悪影響を及ぼす「特定空家等」と認定された建築物は、地域住民の安全確保、健全な生活環境の保全を図るため、優先して必要な措置を講じます。
- ・空き家等の除却、利活用、管理などに関するリーフレット等を作成し、固定資産税の納税通知書に同封するなど、所有者への意識啓発を図ります。

武力攻撃等災害への対処

武力攻撃事態が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、男鹿市国民保護計画に基づき、関係機関と相互に協力し市民の生命、財産の保護に努めます。

(9) 防犯体制の充実

- ・安全安心まちづくり市民大会や市広報、ポスター、チラシなどを活用した啓発活動により、市民の防犯意識の高揚を図ります。
- ・安全に暮らせる地域社会の構築のため、警察などの関係機関と連携し、安全・安心まちづくり条例に基づき、防犯協会、防犯指導隊などによる防犯パトロールを実施するとともに、街頭防犯カメラの設置や市内各小学校の子ども見守り隊の普及育成に努めるなど、防犯体制の強化を図ります。
- ・犯罪防止に関する知識の普及や情報の提供に努めます。

(10) バリアフリーの推進

- ・市街地や主要公共施設においてバリアフリー整備基準を十分に考慮しながら整備を進めます。
- ・高齢者や障がい者、子供連れの親子など一人ひとりが尊重され、だれもが暮らしやすいまちづくりに努めます。
- ・市内の観光案内・避難場所・避難経路などの表示や公共の施設整備に関して、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた整備を推進します。

4 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業概要	事業主体	備考	
5 生活環境 の整備	(1) 水道施設	上水道	老朽管更新事業	市	
			配水管布設替		
			重要給水施設配水管事業		
			配水管布設		
		水道施設整備事業	滝の頭浄水場ろ過池電動弁取替等	市	
	簡易水道				
	その他				
	(2) 下水処理施設	公共下水道	秋田湾・雄物川流域下水道事業	秋田県	負担金
			流域関連公共下水道事業（雨水） 船越ポンプ場改築等	市	
		農村集落排水施設			
		地域し尿処理施設			
		その他	浄化槽設置整備事業 生活環境と公共用水域の水質保全を図るため、個人設置型の合併処理浄化槽の設置整備に対して補助金を交付する。	個人	補助金
	(3) 廃棄物処理施設	ごみ処理施設			
	(4) 火葬場	火葬炉設備更新、建築一式工事、備品購入		市	
				市	
	(5) 消防施設	消防施設更新整備事業 漏水防火水槽の修繕工事を計画的に実施するもの 消火栓の分解修繕を計画的に実施するもの 消防装備・施設整備事業 消防施設の整備を年次計画に基づき整備するもの		市	
				市	
	(6) 公営住宅				
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 生活環境 危険施設撤去	公共施設（市有建物）除却事業	①事業の必要性 老朽化に伴う新築移転や過疎化の進行による学校その他公共施設の統廃合並びに老朽化した未利用の公共施設（市有建物）が増加している。住民が将来にわたり安全に暮らすことのできる地域社会の実現を図るためには、倒壊や飛散等を未然に防止しなければならないため、未利用公共施設（市有建物）を適正に管理する必要がある。	市	
			②具体的な事業内容 老朽化した未利用の公共施設（市有建物）を除却する。		
	③事業の効果 倒壊や飛散の恐れがある等、危険な状態にある老朽化した未利用の公共施設（市有建物）を除却することで、市民が安全に暮らせる生活環境の実現が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。				
	公共施設（市有建物）維持補修・管理事業	① 事業の必要性 人口減少が進む中で、効率的かつ効果的な公共施設サービスの提供が必要となることから、既存施設の長寿命化及び質と量の最適化を図る必要がある。	市		
	② 具体的な事業内容 公共施設（市有建物）の予防保全型修繕を行い、施設の長寿命化とトータルコストの縮減・平準化を図る。				
	③ 事業の効果 公共施設（市有建物）の安全・安心な状態を保持し、劣化進行による市民への影響を抑制することで施設の効率的かつ効果的な利活用が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的な発展に資する事業である。				

		<p>危険空き家等除却促進事業</p> <p>①事業の必要性 建物の適正管理は「空き家等の適正な管理に関する条例」第3条の規定により、所有者の責務と明記されており、除却を要する建物を新たに作らず減らしていくために除却促進は必要である。</p> <p>②具体的な事業内容 管理不全状態の除却すべきものとして助言又は指導する空き家等に対し、所有者等が除却する空き家解体費の30%若しくは30万円を空き家対策総合支援事業費補助金（国庫補助率1/2）をもって補助する。</p> <p>③事業の効果 危険空き家として周囲に悪影響を及ぼす前に除却を促進することにより、防犯や景観、生活環境等様々な方向に好結果が波及し、土地取引の活発化ひいては移住定住につながる場合も想定され、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	個人	補助金
	防災・防犯	<p>LED避難誘導灯修繕事業</p> <p>①事業の必要性 災害時の夜間停電時の避難を想定し、暗闇の中でも住民を避難所への確に誘導する光源が必要である。</p> <p>②具体的な事業内容 整備から経過10年を目途にバッテリーの交換が必要となるため、計画的に実施する。</p> <p>③事業の効果 有事夜間の避難誘導を円滑化するだけでなく、平常時夜間は発光特性から防犯面でも効果があり、地域の安全が図られるとともに将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	
		<p>津波時避難路等整備事業</p> <p>①事業の必要性 沿岸部の住民や観光客等来訪者の津波被害を予防すべく避難路を整備する必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 手摺、階段、スロープ等自主防災組織等から要望のあった津波避難路を計画的に整備するものである。</p> <p>③事業効果 防災意識の向上と共助をはじめとする地域コミュニティの維持活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	
		<p>津波避難場所誘導看板等整備事業</p> <p>①事業の必要性 津波避難時は高台避難場所への的確な誘導手段としてピクトグラムを利用した方向指示が欠かせない。</p> <p>②具体的な事業内容 地域防災計画の指定避難所について、避難場所表示や経路誘導表示の案内板を適所に設置する。</p> <p>③事業の効果 一旦の整備で10年以上も効果が持続し、整備年次計画に基づき整備していることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	
	その他	<p>空き家等除却事業</p> <p>①事業の必要性 管理不全の空き家は、老朽化により部分破損や倒壊など、周囲に危険をもたらす等景観や防犯にも悪い影響を与えるので、諸問題を抱え放置されている危険空き家を早期に除去するものである。</p> <p>②具体的な事業内容 倒壊等著しく危険となる空き家や、適正な管理が行われず防災、衛生、景観などの地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす恐れのある空き家等を計画的に除却する。</p> <p>③事業の効果 周辺の危険除去、景観維持などを目的に、多角的な有閑地利用の推進が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	
		<p>寒風山山焼き実行委員会補助金</p> <p>①事業の必要性 山焼きの実施により、良好な景観が保たれるとともに、自然環境の保全を図る。</p> <p>②具体的な事業内容 寒風山にて山焼きを実施。</p> <p>③事業の効果 植生の保全及び良好な自然景観が保持されることにより、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	実行委	補助金

	基金積立	公共施設（市有建物）除却・維持補修・管理事業基金積立 ①事業の必要性 公共施設（市有建物）の除却・維持補修・管理事業の実施に要する経費の財源を確保する必要がある。 ②具体的な事業内容 基金を設置し、公共施設（市有建物）除却・維持補修・管理事業の経費を積み立てる。 ③事業の効果 基金を活用することで、公共施設（市有建物）の安全・安心な状態を保持し、劣化進行による市民への影響を抑制すること及び他用途での利用が困難な施設の除却により、施設の効率的かつ効果的な利活用が図れることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	市	
	(8) その他	河川維持事業 護岸整備等 N=1式	市	

5 公共施設等総合管理計画との整合

生活環境の整備に係る施設の整備等については、公共施設等総合管理計画で定める施設類型ごとの適正管理に関する実施方針及び個別施設計画、各長寿命化計画との整合性を図りながら過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

第7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

1 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針

人口減少問題は、本市の最大の課題であり、我が国全体の傾向として避けられない状況となっておりますが、人口減少の要因を改善する出産・子育て支援などの施策を重点的に展開します。

また、みんなが役割を持ち、参加してつくる共生社会の地域づくりを進め、福祉の増進を図ります。

(1) 子育て環境の確保

子育て支援事業の充実や子育て支援拠点の整備などにより社会全体での子育て支援を図るとともに、子育てにかかる経済的・精神的負担を軽減することで、次の1子を産み育てやすい環境を整えます。

(2) 地域福祉の増進

◆高齢者福祉

地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて支え合い、誰もが地域で生き生きと暮らせる共生社会を目指します。

◆介護保険

誰もが住み慣れた地域でいつまでも自分らしく生活ができるよう住まい・医療・介護・介護予防・認知症対策・生活支援及び認知症対策などを一体的に提供できる体制の構築に努めます。

(3) 社会福祉の増進等

◆障がい者福祉・障がい児福祉

障がい者が自立した生活を送れるように、男鹿市障がい者計画及び男鹿市障がい福祉計画・障がい児福祉計画に基づき、障害福祉サービスの充実などにより障がい者の自立支援を推進します。

2 現況と問題点

(1) 子育て環境の確保

近年、本市においては、出生率の低下や若年層の市外流出による人口の減少、核家族化、地域のつながりの希薄化により、地域における妊産婦やその家族を支える力が弱くなっており、妊娠・出産・育児に係る父母の不安や負担が増えてきています。そのため、安心して産み育てられる実感が得られるよう、妊娠・出産・育児期にわたり切れ目のない支援を行う「おがっこネウボラ」の充実を図ることが必要です。

乳幼児施設への入園状況は、一部の施設では3歳未満の低年齢児の増加や人口集中による過密施設がある一方、定員に満たない施設もあり、また、施設利用者や在宅養育者からの保育ニーズも年々多様化しています。

これらに対応するため、保育内容の充実を図るほか保育環境の見直し等、乳幼児施設の再編や老朽化した施設の計画的な整備が必要となります。また、家庭、乳幼児施設、学校、地域社会関係機関及び行政が一体となり活動を展開していく中で、在宅養育者への支援、児童健全育成の充実が求められます。

また、児童虐待は、大きな社会問題であることから、虐待に関する認識を深めるとともに発

生予防から早期発見、早期対応、保護、指導援助のそれぞれの段階において、保健、医療、福祉など様々な分野の機関が連携した総合的な取組が必要です。

(2) 地域福祉の増進

◆高齢者福祉

令和3年4月における本市の65歳以上の高齢者の人口比率（高齢化率）は47%を超えています。高齢化の進行に伴い、ひとり暮らし、寝たきり、認知症等の要介護高齢者の数も年々増加の一途をたどっており、その対策が課題となっています。

このような現状を踏まえ、高齢者の生活と健康に対する不安を軽減するため、引き続き情報の提供と相談体制の充実強化など、福祉サービスの量的拡大と質的向上に努める必要があります。

◆介護保険

高齢化の進行に伴い、寝たきりや認知症などで常に介護を必要とする要介護者又は日常生活に支援が必要な要支援高齢者の増加が見込まれます。

第1号被保険者(65歳以上)における要介護・要支援認定者数は、令和3年4月1日現在2,736人で、認定率は22.2%となっています。

こうした現状を踏まえ、要介護・支援の方が住み慣れた地域で、引き続き生活できるよう、介護予防事業の継続やサービス体系を確立し、生活援助等の一体的な提供のために地域包括ケアシステムを深化・推進する必要があります。

(3) 社会福祉の増進等

◆障がい者福祉・障がい児福祉

障がい者が自立した生活を送れるように、男鹿市障がい者計画及び男鹿市障がい福祉計画・障がい児福祉計画に基づき、障害福祉サービスの充実や雇用機会の拡大等の就労支援を推進し、障がい者の自立支援を図っています。

また、ノーマライゼーションの理念に基づき、障がい者が社会参加できる地域づくりが重要であり、精神障がいを持つ人たちが社会復帰を目指し地域の中で心豊かに暮らすには、地域住民の理解とボランティアによる支援や退院後の受け皿の整備など、障がい者の自立を支援する体制の整備が必要となっています。

障がいのある人が、地域社会において自立して自分らしく生きていけるよう、市民一人ひとりが障がいについて正しい理解と認識を深め、地域全体で支える必要があります。また、障がいのある人への差別を解消し、その権利をおびやかすような言動や虐待を防止するなど、障がいのある人もない人も、すべての市民がお互いの個性と人格を尊重し、支え合い、協力し合って生活できる地域共生社会を推進することが重要です。

◆母子・父子福祉

母子家庭は、幼児などがいる場合には、就労が制限されるなど経済的に不安定な状況にあることから、生活の安定と児童の健全な育成が図られるよう、子育てや生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策等を総合的、計画的に充実する必要があります。

また、父子家庭は、子供の教育、養護などのほか、家事全般に問題を抱えている場合もあることから、家事、教育面における相談、指導、支援等の強化を図る必要があります。

近年、家族構造の変化等により複雑な問題を抱える子育て世帯への支援が重要となっており、関係機関との連携による児童虐待防止対策や要支援児童等に関する支援に取り組んでいます。

また、女性相談所と連携し配偶者等からの暴力（DV）に関する相談等に応じ、定期的な訪問などにより継続した支援を行います。

◆低所得者福祉

本市の生活保護の状況は、平成14年度の10.0パーミル（1パーミルは1,000分の1）から増加傾向にあり、令和2年度には22.7パーミルと国・県の保護率より高い比率となっています。

生活困窮者に対する自立支援策を強化するため、生活困窮者自立支援法が施行され、生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として、機能の充実に努めます。

◆国民健康保険・高齢者医療・福祉医療・国民年金

国民健康保険

国民健康保険の加入率は令和3年3月末現在の加入世帯数が4,428世帯で、総世帯数に対する加入率が34.0%となっているほか、被保険者数は6,742人で、総人口の26.0%となっています。

国民健康保険財政を取り巻く環境は、急速な人口減少と少子高齢化の進行による被保険者数の減少及び年齢構造の高齢化などによる低所得層の増加、疾病構造の変化や医療技術の高度化による医療費の増額により、極めて厳しいものとなっています。

このため、予防保健事業の充実や医療給付の適正化を図るとともに、保険税の収納率向上に努め、財政の健全化を推進する必要があります。

後期高齢者医療

令和3年3月末現在の後期高齢者医療の対象者は6,352人で、令和7年には団塊の世代が75歳以上となることから、医療費の適正化対策を推進する必要があります。

福祉医療

社会的・経済的に弱い立場にある乳幼児や小・中学生、ひとり親家庭の児童、重度障がい児（者）などに対し医療費の自己負担分を助成しています。

今後、制度の周知徹底を図り、少子化対策に資する制度として、適正な運用に努める必要があります。

国民年金

国民年金は、老後の所得保障の柱として重要な役割を果たしています。

少子高齢化社会の進展など社会状況の大きな変化を受け、公的年金制度をはじめとする社会制度を守り、次の世代に受け継いでいくことが重要な課題であることから、市民へ制度内容の周知を図り、年金未加入者の加入促進に努める必要があります。

3 その対策

(1) 子育て環境の確保

◆保育の充実

- ・指定管理者制度を活用し、保育ニーズへの効率的な対応や保育事業の充実に努めます。
- ・認定こども園制度等を活用しながら、充実した幼児教育と乳幼児保育の一体的な推進を図ります。

また、質の高い教育・保育や子育て支援を提供するため、県等関係機関と連携し、研修等の機会を活用しながら、教育・保育や子育て支援に係る専門職の資質向上に努めます。

- ・男鹿市児童施設総合管理計画に沿って、船越保育園、若美南保育園、玉ノ池保育園及び五

里合保育園の4園の統合を視野に、船越地区に保育所型認定こども園を整備し、保育の充実や安全で快適な保育環境の確保を図ります。また、統合により、遠距離の通園となる地域については、実情を踏まえ、ゼロ歳から2歳児は小規模保育事業所を開設しての保育、3歳から5歳児は小規模保育事業所に送迎バスの拠点を併設し、統合園までのバス運行等を検討します。

- ・地域子育て支援センター事業の充実を図り、在宅乳幼児を養育する保護者の育児不安の解消に努めます。また、延長保育、休日保育、一時保育、病後児保育事業などの地域子ども・子育て支援事業や幼稚園などでの預かり保育の充実を図ります。

◆児童健全育成の推進

放課後児童健全育成の充実

- ・放課後児童支援員の資質向上を図るため、各種研修を実施します。
- ・日中、保護者が家庭にいない児童にとって安全な場所を確保するため、関係機関・団体と一体となった運営に努めます。
- ・すべての児童が多様な体験や活動ができるよう、新・放課後子ども総合プランに基づき、「一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室」としての整備を目指します。

環境整備と児童健全育成

児童の地域内での健全な遊びや仲間づくりを支援するため、児童遊園などの環境整備に努めます。

また、地域、関係機関、関連団体と連携し、児童健全育成に取り組めます。

児童虐待防止

児童虐待を早期に発見し防止に努めるため、家庭相談員等による相談体制の充実や関係機関とのネットワークを活用して情報の共有化を図れるよう連携の強化に努めます。

◆おがっこネウボラの充実

- ・妊娠・出産から育児期にわたり、保健師、助産師、臨床心理士の専門職が関係機関と連携し、さまざまな相談や支援をワンストップで行うとともに、すべての妊産婦の状況を継続的に把握し、個別の支援プランの作成など切れ目のない支援体制の充実を図ります。
- ・次の1子を安心して産み育てやすくするため、県と協働しながら保育料や副食費等の助成を図ります。
- ・子育て世帯の経済的負担を軽減するため、対象を中学生まで拡大した福祉医療費の助成を継続します。

(2) 地域福祉の増進

◆高齢者福祉

自立と生きがいづくりの促進

- ・高齢者の豊かな経験と能力を生かし、文化・スポーツ活動やボランティア活動などの社会参加活動の促進を図ります。また、老後の生活を豊かなものにし、明るい長寿社会づくりを目的として、地域の中で活発に活動できる老人クラブの活動の充実を図ります。
- ・シルバー人材センターと連携し、健康で働く意欲のある高齢者の就業を促進します。
- ・コミュニティ・スクールへの参加を促進し、各種事業の中で高齢者の持つ知恵を伝承する機会の充実に努め、世代間交流を推進します。

在宅福祉サービスの充実

- ・介護保険サービスとの調整を図りながら、ホームヘルプサービスとデイサービスの充実・向上に努めます。

- ・ひとり暮らし世帯等に対応するため、高齢者生活援助事業の実施や緊急通報装置を計画的に設置するなど、高齢者が地域や自宅で生活できるよう支援します。

相談体制及び環境の整備

- ・要介護高齢者とその家族に対し、在宅介護に係る総合的な相談に応じるとともに、在宅の介護等に関する各種サービスが総合的に受けられるよう、民生児童委員協議会や社会福祉協議会、市内社会福祉法人等との連絡調整を図ります。
- ・高齢者、特に要介護高齢者に対しては、地域住民の支援が重要となるため、住民組織との連携を図り、地域全体で高齢者等を見守り、支え合う体制づくりを推進します。
- ・高齢者が住み慣れた地域や家庭で生活していけるよう、高齢者に配慮した住宅の改修を支援します。

◆介護保険

介護予防の推進

高齢者がいつまでも元気で過ごせるよう、心身機能の維持・改善を図る介護予防を推進します。

また、要支援・要介護状態への移行を予防することで、住み慣れた地域において元気で自立した生活を送れるよう、生活機能の維持向上、住民の相談支援、権利擁護、介護する家族への支援など地域支援事業を推進します。

生きがいきづくり・社会参加の促進

高齢者が地域社会の中で、生きがいを持って活動することができるよう、生涯学習グループや老人クラブなどの関係団体と連携し、生きがいきづくりの場の活動支援に努めます。

地域包括ケアシステムの深化・推進

- ・地域における医療、介護、介護予防、生活支援等の一体的な提供により、認知症の人も含めたすべての高齢者が尊厳を保ちながら地域で穏やかに暮らすことができる地域包括ケアシステムを深化・推進します。
- ・認知症高齢者のサポート体制の整備を図るため関係機関との連携に努めるとともに、「認知症初期集中支援チーム」の活動及び認知症サポーター養成講座の開催により、認知症高齢者等にやさしいまちづくりを推進します。
- ・高齢者虐待の防止や早期発見のため、地域包括支援センターが中心となり、関係行政機関や介護保険事業所等との連携に努めます。

(3) 社会福祉の増進等

◆障がい者福祉・障がい児福祉

地域での自立生活支援の推進

- ・住み慣れた地域や家庭で日常生活を送れるよう、ホームヘルプサービスやショートステイなどの在宅福祉の充実や障がい者のニーズに適した地域福祉サービスの充実を図ります。また、職業安定所等と連携し、事業主の理解を得ながら就労の場の確保を図ります。
- ・障がい者や家族などの相談に的確、迅速に対応するため、相談からサービス提供まで、関係機関、団体との緊密な連携によるきめ細かい相談体制を整備するため相談支援事業の充実を図ります。
- ・障がい者が地域で積極的に活動できるよう、様々な行事やスポーツなどへの参加を支援するため、手話通訳等派遣事業や移動支援事業及び自動車改造費や自動車運転免許取得費助成制度の活用を促進します。また、重度身体障害者通院移送費給付事業により、経済的負担の軽減を図ります。

障がい者にやさしいまちづくりの推進

様々な行事やイベントを通して、意識啓発に努め、障がい者への理解を求めることに努めます。

障がいの早期発見と療育の充実

専門機関や地域医療機関など保健、医療、福祉分野の連携により、発達の遅れや障がいのある児童などを早期に発見するとともに、療育の充実を図ります。

◆母子・父子福祉

母子・父子自立支援員、家庭相談員による就労支援を含めた生活全般に関する相談機能の充実させるため、母子父子寡婦福祉資金等の活用や技能修得講習会等により、生活意欲の向上を促進し、母子家庭の経済的自立を図ります。

また、関係機関及び関係課との情報共有に努め、連携して児童虐待防止及びDV対策に取り組めます。

◆低所得者福祉

- ・関係機関との連携を強化し、ケースワーカー等の訪問活動の強化と資質の向上に努め相談・指導体制の充実を図ります。
- ・ハローワークと連携した就労自立促進事業を活用し、社会生活自立及び社会的孤立の防止に努め、就労の場の確保や援助活動を行うとともに、生活福祉資金等を活用し経済的自立を促進します。
- ・生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給を行い、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図ります。

◆国民健康保険事業の健全な運用

- ・生活習慣病の発症及び重症化を予防するため、40歳以上の被保険者を対象に、内臓脂肪型肥満に着目した健診及び保健指導の充実強化に努めます。
- ・医療費の伸びを抑制するため、保健事業の充実や重複・頻回受診の改善指導等により保険給付の適正化を推進するとともに、ジェネリック医薬品の使用を促進します。
- ・国民健康保険財政の基盤安定を確保するため、保険税収納率の向上に努めるとともに、見込みを上回る医療費の増加に対しては、保険税の改正など財政の健全化に向けた取組を推進します。

◆高齢者医療の健全な運用

高齢者の健康増進と医療費の適正化を図るため、健診などの保健事業を実施し、生活習慣病の予防や保健指導の充実強化に努めるとともに、制度の周知を図り事業の円滑な推進に努めます。

◆福祉医療制度の充実

乳幼児、ひとり親家庭の児童、身体障がい者、重度心身障がい児（者）及び小・中学生の医療費に助成するため、制度の周知を図ります。

◆国民年金制度の加入促進

市民の老後生活を支える柱である国民年金の受給権を確保するため、PR紙の配布や広報誌等の活用により制度の周知を図り、国民年金未加入者の加入を促進します。

4 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業概要	事業主体	備考	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設	保育所	保育園施設長寿命化事業 施設改修、設備更新等	市	
		児童館			
		障害児入所施設			
	(2) 認定子ども園		認定子ども園整備事業 保育所型認定こども園の整備	市	
	(3) 高齢者福祉施設	高齢者生活福祉センター			
		老人ホーム			
		老人福祉センター			
		その他	北部デイサービスセンター長寿命化事業 外壁等の改修	市	
	(4) 介護老人保健施設				
	(5) 障害者福祉施設	障害者支援施設			
		地域活動支援センター			
		福祉ホーム			
		その他			
	(6) 母子福祉施設				
	(7) 市町村保健センター及び母子健康包括支援センター				
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	児童福祉	小規模保育事業所等整備事業 ① 事業の必要性 少子化による児童数の減少や施設の老朽化が進行している中で、保育規模の適正化や地域のニーズに応じた効率的かつ効果的な保育サービスの提供を図る必要がある。 ② 具体的な事業内容 廃園施設等の改修を行い、小規模保育事業所等を整備する。 ③ 事業の効果 保護者や3歳未満児の遠距離通園の負担を軽減するとともに、保育事業の多様化や利便性の向上が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的な発展に資する事業である。	市	
		高齢者・障害者福祉	老人クラブ助成事業 ① 事業の必要性 老人クラブ活動のより一層の活性化を図り、高齢者の生きがいや健康づくりを推進する必要があるため。 ② 具体的な事業内容 健康づくりや介護予防事業等補助対象事業を実施した団体に対し、基準に基づき予算の範囲内で補助金を交付する。 ③ 事業効果 自らの生きがいの創造の助長と積極的な社会参加、介護予防と高齢者相互の生活援助につながり、将来にわたり過疎地域の持続的な発展に資する事業である。	市	補助金
		高齢者生活援助事業	① 事業の必要性 日常生活の支援を必要とする高齢者等に援助を行うことで自立した日常生活の継続と要介護状態への進行防止を図る必要があるため。 ② 具体的な事業内容 適切に事業運営ができる法人等に、家屋の清掃、家周りの除草、除雪等日常生活上の援助を委託し、利用料の一部を助成する。 ③ 事業の効果 軽易な日常生活上の援助を行うことにより、高齢者が住み慣れた地域社会の中で自立した生活の継続が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的な発展に資する事業である。	市	

健康づくり	<p>緊急通報サービス事業</p> <p>① 事業の必要性 一人暮らし高齢者等に対して、緊急時における連絡体制等を確保することで、不安の軽減及び安全確保を図る必要があるため。</p> <p>② 具体的な事業内容 家庭内で既に機能している電話回線を利用し、専用通報機器等を用い緊急時に外部に通報できると同時にこれを受信し即必要な処置を行う緊急通報装置の設置及び運営を行い、その費用の一部を助成する。</p> <p>③ 事業の効果 一人暮らし高齢者世帯及び高齢者のみの世帯等に対して緊急時における連絡体制等を確保することにより、その不安を解消し、高齢者福祉の増進が図られることから将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	
	<p>重度身体障害者通院移送給付事業</p> <p>① 事業の必要性 重度身体障害者に対し、地域の特性や利用者のニーズに応じた柔軟な形態での移動支援が必要であるため。</p> <p>② 具体的な事業内容 障害の程度が1級又は2級の者が、通院加療において利用する小型タクシーの基本料金を1ヵ月あたり2回の利用を限度として助成する。また、腎臓機能障害により身体障害者手帳の交付を受け、かつ週2回以上、人工透析のため医療機関に通院している者に対し、1ヵ月あたり1,400円を上限額として、燃料費及びバス回数券を助成する。</p> <p>③ 事業の効果 重度身体障害者の通院加療における経済的負担の軽減が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	
	<p>特定健康診査事業</p> <p>①事業の必要性 生活習慣病の予防と早期発見のため、定期的な健診受診を推進する必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 毎年、4～6月及び9月に集団健診を実施。医療機関は5～12月実施。対象者には受診券を郵送し国保加入者は無料。</p> <p>③事業効果 生活習慣病の発症や重症化を予防することで、健康寿命の延伸、健康の維持につながることから、将来にわたり過疎地域の持続的な発展に資する事業である。</p>	市	
	<p>がん検診事業</p> <p>①事業の必要性 がんの早期発見、早期治療のため、定期的ながん検診の受診を推進する必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 毎年、4～6月及び9月に集団健診を実施。子宮がん、乳がん検診は医療機関で5～12月実施。対象者には受診券を郵送し国保加入者は無料。</p> <p>③事業効果 早期発見、早期治療により、自覚症状が出る前にがんを見つけ、がんによる死亡率の減少につながることから、将来にわたり過疎地域の持続的な発展に資する事業である。</p>	市	
	<p>SOS出し方教室</p> <p>①事業の必要性 社会において直面する可能性のある様々な困難やストレスへの対処方法を身につける必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 市内小中学校におけるSOSの出し方教室を開催し、身近にいる信頼できる大人にSOSを出すことができるよう講話を行う。</p> <p>③事業効果 次代を担う健康的な世代の育成につながり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	

		<p>健診受診率向上対策事業</p> <p>①事業の必要性 生活習慣病の予防と早期発見のため、受診率を向上させる必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 健（検）診を受診するきっかけづくりとして、</p> <p>1) 町内会、婦人会等の活動時にミニ講話を実施（市内5カ所） 2) 各地域の町内会長等と協力し、地域の特性に合わせた健（検）診事業を展開 3) 職域との連携（パート、アルバイトの方に事業主を通じて、がん検診の受診勧奨を実施）</p> <p>③事業効果 生活習慣病の正しい知識の普及、疾病の重症化予防の推進が図られ将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	
		<p>男鹿の特産を活用した食育事業</p> <p>①事業の必要性 子どもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくためには「食」が重要であり、地域の特産である食材の収穫や調理等を通じ、食に対する関心及び理解を深め、子どもたちが健康的な食生活を実践できる力を育む必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 親子が地域の特産である食材の収穫・作業体験や調理等を行うとともに、栄養指導を受講する。</p> <p>③事業の効果 食べ物や食事に関する知識を学び、食に対する興味関心を育むことから、将来にわたり過疎地域の持続的な発展に資する事業である。</p>	市	
	その他 基金積立			
	(9) その他			

5 公共施設等総合管理計画との整合

子育て支援施設、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に係る施設の整備等については、公共施設等総合管理計画で定める施設類型ごとの適正管理に関する実施方針に及び個別施設計画、施設再編整備計画との整合性を図りながら過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

第8 医療の確保

1 医療の確保の方針

本市における医療体制の充実を図り、かつ、医療・保健・福祉の包括的で連携のとれたサービス提供を推進します。

(1) 地域医療対策

男鹿みなど市民病院は、地域の拠点病院として市民の生命と健康を守る重要施設であり、医療圏内の病院間の診療情報の交換・連携を推進し、医療機能の整備充実を図りながら、常に新しく良質な医療を受けられる体制づくりに努めます。

(2) 保健対策

社会環境の変化や生活様式の多様化により変化した疾病構造に対応するため、適切な食事、適切な運動など健康に有益な行動変容促進や社会環境の整備のほか、特定健診・特定保健指導、各種がん検診、母子保健活動、感染症の予防対策、健康相談・訪問等の実施体制強化に努めます。

2 現況と問題点

(1) 地域医療対策

男鹿みなど市民病院は、男鹿市の拠点病院として市民の健康と生命を守り、常に新しく良質な医療サービスを提供する重要施設として地域医療の中核を担っています。しかし、地域の人口減少などにより厳しい経営状況が続いていることから、経営の健全化、安定化にも取り組んでいるところです。

市民の誰もが質の高い医療を受けるために、関係機関等に働きかけ医師充足や専門医等の確保を図るなど診療体制の充実に努め、高度化・多様化した医療に対応した体制づくりを推進するほか、国の医療制度改革の動向を注視し、地域医療連携室などを中心に医療圏内における病院間の診療情報の交換・連携を推進し、施設機器の整備、高度医療技術の充実に努め、経営の改善に向けて積極的な対応を図る必要があります。

また、市では医師不在の遠隔地に住む市民の健康を守るために、国保診療所2ヶ所、へき地診療所2ヶ所を週1回の出張診療体制で運営しており、今後とも地域の特殊性を考慮し、地域医療の確保を図っていく必要があります。

(2) 保健対策

市民の健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図るため、がん、循環器疾患、糖尿病、COPDの発症予防と重症化予防対策の徹底が必要です。市民の健康保持・増進を図るため、運動習慣の定着や食生活の改善などにより、生活習慣病予防及び介護予防対策を推進し、乳幼児から高齢者まで、地域において健康な生活が送れるよう保健活動を充実・強化する必要があります。

また、生涯を通じた健康づくりの更なる充実のため、各ライフステージごとの健康課題の把握に努めます。

3 その対策

(1) 地域医療対策

◆経営の健全化

安定的で持続可能な経営基盤の確立に向け、経営改善を継続的に取り組み、経営の健全化に努めます。加えて、男鹿みなど市民病院の基本理念である「まごころの医療サービス」、「信頼され親しまれる病院づくり」、「常に新しく良質な医療の提供」、「健康増進や疾病予防」に努めます。

◆地域医療の確保と診療体制の充実

- ・地域医療を確保し、市民の誰もが良質で安全な医療を受けるために、修学資金貸与制度による医師、看護師など医療従事者の確保により、診療体制の充実を図ります。
- ・男鹿市の拠点病院として救急医療の確保に努めます。
- ・国保診療所及びへき地診療所の効果的な維持補修・管理を図ります。

◆近隣病院・福祉施設等との連携

市内唯一の総合病院として、近隣病院・福祉施設等との連携を深め、地域医療の中心として常に新しく良質な医療の提供を目指します。

また、地域包括ケア病床の稼働と効率的な運用により、急性期治療後の受け入れ、在宅復帰への支援体制の確立を図ります。

(2) 保健対策

◆健康診査や訪問指導・健康相談等の充実

特定健診・特定保健指導及び各種がん検診

特定健診・特定保健指導や各種がん検診を通じて、生活習慣病の正しい知識の普及・啓蒙を図るとともに、疾病の重症化予防を推進し、早期発見・早期治療のための有効性のある検診事業に努めます。

相談体制及び訪問指導等の充実

- ・子供を産み育てられる実感が得られる環境づくりを目指し、妊娠から出産、子育てまで切れ目のない支援に取り組み、相談体制の充実を図ります。
- ・健康診査においては、単に発育の評価や疾病の診査のみならず、子育てに役立つ効果的な相談体制づくりに努めるほか、発達支援及び就学に向けて親子を対象とした健康教室及び健康相談会の実施により教育委員会等関係機関と連携に努めます。
- ・生活習慣病の予防や改善、また高齢者が要介護状況にならないための訪問指導・健康相談・健康教育等の充実に努めます。

生活習慣病予防及び心の健康相談等

- ・健康寿命延伸のため、生活習慣病の原因となる危険因子（高血圧、脂質異常、喫煙、糖尿病等）を早期に発見し、改善する取組を進め、生活習慣病と重症化の予防を図ります。
- ・受診勧奨や啓発キャンペーン活動等を通じ、がん検診の受診率を向上させ、発症予防と早期発見に繋がります。
- ・市民が自分らしく生きがいをもって過ごせるように、心の健康相談・自殺予防等普及啓発活動・地域における声かけ運動等を推進します。

◆健康管理に対する意識の向上

健康を保持・増進し発病を予防する「栄養・食生活、身体活動及び生活習慣」等の一次予

防の活動を充実させるとともに、各種事業や健診事業で早期発見・早期治療の二次予防を図ります。

また、健康診査の結果、要精密検査者に対しては、電話や訪問等による丁寧な事後管理の徹底や健康手帳の活用により健康管理に対する意識の向上を図ります。

◆自主的な健康づくりに取り組める環境整備

住み慣れた地域で生涯に通じる健康づくりを目指すため、各種事業を通して各ライフステージごとの健康課題の把握に努めます。

また、関係機関と連携し市民自ら健康づくりができるよう環境整備に努めます。

4 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業概要	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設			
	病院	医療機器等整備事業 医療機器更新、施設改修等	市	
	診療所			
	患者輸送車（艇）			
	その他			
	(2) 特定診療科に係る 診療施設			
	病院			
	診療所			
	巡回診療車（船）			
	その他			
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 自治体病院	修学資金貸与事業 ①事業の必要性 過疎地域における医療を確保し、市民の誰もが質の高い医療を受けるため、医師、看護師など医療従事者を確保し、診療体制の充実を図り、高度化・多様化する医療に対応した体制づくりを推進する必要がある。 ②具体的な事業内容 男鹿みなど市民病院において医師等の業務に従事しようとする者に修学資金を貸与し、条例で定める返還の免除の規定に該当することとなったときは、返還債務を免除する。 ③事業の効果 医師、看護師など医療従事者の確保により、診療体制の充実が図られるとともに、高度化・多様化した医療に対応した体制づくりが実現されることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	市	
	民間病院			
	その他			
	基金積立			
(4) その他				

5 公共施設等総合管理計画との整合

医療施設については、公共施設等総合管理計画で定める施設類型ごとの適正管理に関する実施方針及び個別施設計画、長寿命化計画との整合性を図りながら過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

第9 教育の振興

1 教育振興の方針

子供たちの学ぶ意欲を高め、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む学校教育を目指すとともに、学校教育環境の維持向上を図ります。

また、生涯にわたって市民一人ひとりが学び続けたりスポーツに親しんだりできる環境を整備し、「健幸都市」づくりを推進します。

(1) 学校教育の質の向上

地域住民が学校運営に参画するコミュニティ・スクール制度の充実により学校の活性化を図るとともに、地域に根差した教育の一層の充実に努めます。

また、ICTの活用による学力向上や小・中学校が連携した英語教育を推進するとともに、学校における健康づくりの取組を通して、運動能力の向上及び規則正しい生活習慣の確立を図ります。

(2) 学校教育環境の整備

児童生徒が安全な教育環境で学び、充実した学習活動が展開できるよう、学校施設・設備の整備に努めます。

(3) 生涯学習の推進

各公民館、図書館、市民文化会館等で、いつでも、だれでも自由に学習機会を選択して学びあえる環境整備と、個人の学習成果が地域社会に還元されるような生涯学習を推進します。

また、家庭、学校、地域が連携・協働して子育ての支援体制の充実を図るとともに、青少年の豊かな人間性や社会性、地域の教育力の向上に努めます。

(4) 生涯スポーツ活動の推進

市民が年齢や体力に応じて気軽にスポーツ活動を行うことができるよう、指導者の育成を図るとともに、スポーツ施設の整備・充実に努めます。また、「健幸都市」づくりを推進していくために、各種スポーツイベントを開催するのほか、健康の保持増進のため、生涯スポーツ活動の充実・普及を図ります。

2 現況と問題点

(1) 学校教育の質の向上

◆幼児教育

少子化や核家族化の進行、女性の社会進出の拡大など、幼児を取り巻く環境は大きく変化しており、就学前の幼児教育に対する市民の期待は高くなってきています。

今後も、生きる力の基礎を培う幼児教育の充実を図るとともに、子育て世代を支援する体制の構築や地域・関係機関との一層の連携を推進していく必要があります。

◆義務教育

本市の小中学校では、少子化の進行に伴い児童生徒数の減少が続いており、学校が小規模化する中での活力ある学校づくりや、統合により学区が広域化する状況で地域とのつながりを維持することが課題となっています。

また、全国学力・学習状況調査では、全国平均を上回るものの秋田県平均には及ばない状況も認められ、授業改善を中心として一層の学力向上を図っていく必要があります。

さらに、複雑化・多様化する学校課題を解決していくためには、学校と家庭・地域が協働して子供たちの豊かな成長を支えていく新たな仕組みづくりが求められます。

このようなことから、本市においては学校と家庭・地域が一体となった教育の推進を基軸として、「生きる力」の基盤となる確かな学力や豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力の育成を目指す教育を展開していく必要があります。

(2) 学校教育環境の整備

学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であり、公教育を支える基本的施設であるとともに、地域住民にとっては、生涯にわたる学習、文化、スポーツなどの活動の場として利用される身近な公共施設として、また、災害発生時の応急的な避難場所ともなる施設として重要な役割を担っています。

しかし、近年の児童生徒数の減少傾向により、学校の小規模化が生じてきています。そのため児童生徒の集団規模としての教育環境を見直し、小・中学校の再編整備を図ることが課題となっています。あわせて老朽化した施設の改築、長寿命化改修などを検討し、地域における学校施設の役割を踏まえながら、校舎、屋内運動場、屋外運動場、プール、共同調理場、ICT設備機器の整備など児童生徒の安全で豊かな教育環境を整備していく必要があります。

(3) 生涯学習の推進

変化の激しい社会状況において、市民の生涯学習に対する要望は高まっています。このことから、各公民館や図書館、市民文化会館で、いつでも、だれでも自由に学習機会を選択して学びあえる環境整備と、個人の学習成果が地域社会に還元されるような生涯学習の実現が求められています。

近年、コミュニティ機能の低下が指摘される中、こうした個人の行動が新たな学習に結び付き、更には周囲を巻き込み、知と行動が循環する中で、人と人との結び付きを生み出し、地域社会の活性化につなげていく必要があります。

このため、家庭、学校、地域が連携・協働し、子育ての支援体制の充実を図るとともに、青少年の豊かな人間性や社会性、地域の教育力向上が急務となっており、地域を支える青年や成年期の地域参画、高齢期の生きがい探しと自己実践などにどう対応するかが課題となっています。

(4) 生涯スポーツ活動の推進

生涯にわたり心身ともに健康で充実した生活を送る上で、スポーツ活動は欠かせないものであり、高齢化の進行が著しい本市において、その重要性は増しています。

本市では、体育施設の指定管理者や総合型地域スポーツクラブ等により、各種スポーツ教室の開催やウォーキングなどのスポーツ活動が活発に行われています。今後も市民が体力や年齢に応じて気軽にスポーツ活動が行うことができるよう、各種スポーツ施設の一層の活用を図っていく必要 があります。

また、「健幸都市」づくりを推進していくために、体力や年齢、目的、障がいの状況に応じたスポーツ活動の充実・普及を図る必要があります。

3 その対策

(1) 学校教育の質の向上

◆幼児教育

妊娠・出産・子育てから就学時まで、子育て世帯の支援に努めるとともに、就学前教育と小学校教育との円滑な接続を推進し、幼児教育の一層の充実を図ります。

◆義務教育

連携・交流を軸とした学校経営の推進

- ・コミュニティ・スクールの充実を図り、地域や学校の特色を活かした学校経営を推進します。
- ・文化財やジオパーク等を活用して、地域への関心や理解を深め、ふるさとのよさを再発見し発信する学習を展開します。また、職場体験や地元企業経営者の講話などによるキャリア教育の充実を図ります。
- ・春日井市児童との交流や秋田大学男鹿なまはげ分校、国際教養大学などとの連携を通して、伝統や文化の違いを学ぶとともに、英語を含めた多様なコミュニケーション能力の向上を図ります。

豊かな人間性と健やかな体の育成

- ・自らを律しつつ他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心を育むために、道徳教育や地域における体験活動の充実を図ります。
- ・学校と保護者や地域が連携し、いじめの未然防止や不登校を生み出さない学校づくりに努めます。
- ・たくましさや生きる力の基礎となる心身を育むため、地産地消を取り入れた食育や健康教育を推進します。学校における健康づくりの取組を通して、運動能力及び規則正しい生活習慣の確立を図ります。

基礎学力の向上

- ・基礎的・基本的な知識、技能を確実に習得させるとともに、「主体的・対話的で深い学び」の推進に努めます。
- ・ICT機器の整備や効果的な活用の推進により、児童生徒の学力向上を支援します。
- ・インクルーシブ教育システムを構築し、通常の学級での生活サポート、通級による指導、特別支援学級など連続性のある「多様な学びの場」の充実を図ります。

(2) 学校教育環境の整備

- ・老朽化が進む施設の長寿命化を図りながら、小・中学校再編による施設の新築・建て替えも視野に入れた校舎、屋内運動場、屋外運動場、プール、共同調理場など施設の整備を推進し、児童生徒の安全と豊かな教育環境の確保に努めます。
- ・各学校に整備されたICT設備、施設設備の適切な維持・管理に努め、児童生徒にとって良好な学習環境の確保に努めます。
- ・少子化の実情を踏まえ、共同調理場の集約を図ります。

(3) 生涯学習の推進

◆生涯学習推進体制の充実

人材の発掘や育成に努め、活躍できる場の提供を図ります。また、学んだことが地域社会に還元される社会の実現を目指します。

◆学習機会の拡充

青少年期から高齢期までの生涯各時期における学習機会の拡充を図ります。

青少年教育

- ・放課後子ども教室の開催等を通じた自然体験など多様な活動を展開するとともに、子供の読書活動を推進します。
- ・地域への理解が深まるよう、伝統行事や地域行事への参加を働きかけます。
- ・社会性や思いやりの心など豊かな人間性を育むため、奉仕活動などへの参加を促進します。

成人教育

- ・各公民館で学習活動の促進、情報化社会に対応した学習機会の充実に努めるなど、市民の学習意欲の高揚を図ります。
- ・多様化、高度化する学習ニーズに対応するため、経験豊富な人材バンク登録指導者や生涯学習奨励員と連携し、生涯学び続けるための学習意欲の高揚を図ります。

家庭教育

- ・家庭教育講座や親子のふれあい講座などの開催を通して子育てや教育への支援体制の充実に努め、父親の積極的な家庭教育への参加を促し、家庭の教育力の向上に努めます。
- ・家庭教育支援チームや関係機関などとの連携を図り、親同士が自由に情報交換のできる場の提供を支援します。

高齢者教育

- ・高齢者の学習ニーズを的確に把握し、趣味や教養、健康づくりなど生きがいにつながる学習機会の提供に努めます。
- ・社会教育や福祉、地域づくり等に関するボランティア活動の場の提供に努めます。

◆学習環境の整備

- ・生涯学習活動の拠点となる公民館や図書館、市民文化会館などの社会教育施設で、ICT 機器から学習に必要な情報が得られるよう、ホームページやアプリケーションの充実に努めます。
- ・市民文化会館の効率的な管理運営を行い、自主事業を通して、優れた芸術鑑賞の場を市民に提供します。
- ・図書館の老朽化に伴い、将来的な図書館整備について検討します。

(4) 生涯スポーツ活動の推進

◆「健幸都市」づくりとスポーツ活動の普及推進

- ・市民が心身ともに健康で幸せな生活を営める「健幸都市」づくりを推進するため、日常生活の中で気軽にスポーツを取り入れ、健康づくりや体力の保持増進を図ることができるよう、チャレンジデー・ミニチャレンジデーやウォーキングなどの普及を図ります。また、体力や年齢、目的、障がいの状況に応じた各種スポーツ教室の充実・普及に努めます。
- ・スポーツ推進委員等の活動を促進することにより、生涯スポーツ活動の充実・普及に努めるとともに、スポーツに対する理解と関心を深め、市民が自発的に参加できる環境づくりに努めます。
- ・他分野との連携・協力により、体育施設の来場者数の増加を図るほか、スポーツ参画人口の拡大に努めます。
- ・市民の健康増進を図るため、市総合体育館のトレーニングルームへトレーナーを配置し、個別の運動指導を実施するなど運動機会の創出に努めます。

◆スポーツ施設の整備充実

- ・スポーツ施設の整備及び効果的な維持補修・管理を図るとともに、各種スポーツ大会やスポーツ合宿の誘致に努めます。
- ・市総合体育館のトレーニングルームの利用を促進するため、トレーニング機器の更新など設備の充実に努めます。

◆スポーツによるまちづくりの推進

- ・競技レベルの高いスポーツ大会を継続して開催することで、競技人口の拡大や競技力向上に努めます。
- ・各種スポーツ団体や各地区体育協会の自主的な活動を支援することにより、地域のスポーツ活動を促進します。
- ・地域社会における子どものスポーツ機会の充実に努めます。

◆ボランティアの育成

- ・「する」だけでなく、「見る」、「支える」という関わり方を含めたスポーツの価値を再認識するとともに、すべての市民が多面にわたるスポーツの価値を共有しながら、互いに支えあうまちづくりを推進します。

4 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業概要	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
	校舎	船越小学校校舎整備事業	市	
	屋内運動場	船越小学校屋内運動場整備事業	市	
	屋外運動場	船越小学校屋外運動場整備事業	市	
	水泳プール	船越小学校水泳プール整備事業	市	
	寄宿舎			
	教職員住宅			
	スクールバス・ボート	スクールバス更新事業	市	
	給食施設	共同調理場整備事業 調理場内の器具・器材・機械等の老朽化及び技能技師（市職調理員）の退職により、共同調理場の維持が困難になってきている。衛生面・安全面などに関する事故を防ぐためにも、また民間委託も検討中であるので、現在の共同調理場を整備していく必要がある。	市	
	その他			
	(2) 幼稚園			
	(3) 集会施設・体育施設等			
	公民館	五里合市民センター長寿命化事業 脇本公民館長寿命化事業	市 市	
	集会施設			
	体育施設	公園長寿命化事業 (運動公園) 高圧気中開閉器更新 N=1台 (野球場) 高圧負荷開閉器更新 N=1台 内野側鉄扉2カ所 他 (陸上競技場) スコットトランス更新 N=1台 (体育館) 直流電源装置鉛蓄電池更新 N=18台 自動ドアモーター2カ所更新 (浄化槽) 高圧負荷開閉器更新 N=2台 他 (若美総合体育館) 屋根防水改修 (陸上競技場) 暗渠改修 開発緑地(那場掛1号・八郎谷地・サッピ) フェンス改修	市	
	体育施設改修等事業 市民の健康増進とスポーツ振興のため、体育施設の修繕等を実施する	市		

		図書館	図書館設備等補修事業 既設地下タンク内部ライニング工事、高圧区分開閉器・高圧交流負荷開閉器取替、階段室修繕	市	
		その他	市民ふれあいプラザ設備等補修事業 ホールワイヤレスマイク設備更新、ギャラリー照明器具交換、屋上スチールドア、ブロック、玄関庇工事、駐車場照明器具新設	市	
(4)		過疎地域持続的発展特別事業			
		幼児教育 義務教育	スクールバス運行事業 ①事業の必要性 学校統合により、統合先の学校までの通学が遠距離になった児童・生徒に対し、スクールバスを運行する。 ②具体的な事業内容 令和4年に男鹿北中学校、令和5年に潟西中学校、令和7年に払戸小学校が、令和7年以降に北陽小学校が統合予定となっており、スクールバスを運行する。 ③事業の効果 安全安心な通学手段の確保により、児童・生徒の良好な教育環境を提供することができ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	市	
		高等学校 生涯学習・スポーツ	スポーツ大会等補助事業 ①事業の必要性 日常生活の中に気軽にスポーツを取り入れ、市民の絆、まちづくり、健康増進を図る。 ②具体的な事業内容 ・チャレンジデー補助金 ・全県駅伝補助金 ・地区市民運動会等補助金 ・総合型スポーツクラブ会員拡大事業補助金 ③事業の効果 市民が気軽にスポーツに取り組むことにより、スポーツ振興と健康寿命の延伸につながるとともに、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	実行委等	補助金
		その他 基金積立			
(5)		その他			

5 公共施設等総合管理計画との整合

教育施設、スポーツ施設については、公共施設等総合管理計画で定める施設類型ごとの適正管理に関する実施方針及び個別施設計画、長寿命化計画、施設再編整備計画との整合性を図りながら過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

第10 集落の整備

1 集落整備の方針

本市では、まちづくりの運営に当たり、住民への適切で迅速な情報提供を図ることや、地域の住民が主体的に行う地域活動を支援し、地域コミュニティの維持・活性化に取り組み、効率的・計画的な行財政運営を行いながら、住民と行政が知恵を出し合い、ともに育む地域づくりを推進します。

集落の再編整備

人口の減少や少子高齢化の進行、社会情勢の変化に伴い、町内会などの住民自治組織は、役員の高齢化や地域活動の担い手不足が進んでいることから、地域コミュニティの中核をなす住民自治組織の強化を図ります。

2 現況と問題点

集落の再編整備

人口の減少や少子高齢化の進行、社会情勢の変化に伴い、町内会などの住民自治組織は、役員の高齢化や地域活動の担い手不足が進んでいることから、集落機能を維持するための支えあいの仕組みづくりを進め、地域コミュニティの中核をなす住民自治組織の強化を図る必要があります。

また、市民の生活意識や価値観が多様化し、市民の心のふれあいや地域の連帯意識の希薄化が進んでいることから、地域活動の人材育成を図るとともに、市民憲章の実践活動により、地域の活性化を推進する必要があります。

多様化する市民ニーズや地域の課題に対応するためには、地域が一体となって段階的かつ持続的にコミュニティ活動を推進することが必要であることから、市民と行政がそれぞれの役割を分担しながら、まちづくりに対する認識を同じくし、ともに行動することが必要です。

3 その対策

◆集落の再編整備

住民自治組織の強化

- ・住民自治組織相互の連携を促進し、地域活動に関する情報の共有化を図ります。
- ・地域振興基金活用事業などにより住民の自主的な活動を支援し、人材の育成に努めます。
- ・地域の特性を生かした自主的な活動を支援し、住民自治組織の強化を図るとともに地域コミュニティの主体的な取組を促進するためのサポート体制の強化に努めます。

地域活動の推進

- ・生涯学習活動を通じて、人材の育成・活用を図りながら、社会教育団体や各種団体等との連携を強化し、地域活動を推進します。
- ・市民憲章の積極的な普及・啓発に努めます。
- ・地域づくりのための実践活動を展開し、地域間の交流や連携を深め地域の連帯意識の醸成を図ります。

市民主体の開かれた市政の推進

- ・市民に開かれた市政を推進するため、行政施策の計画過程の段階から、市民が参加できる機会の創出に努めます。
- ・市民の意向を的確に把握し、市民の声を市政に反映するため、町内会長等市政懇談会の開

催など、広聴活動を一層推進するとともに、市職員の積極的な地域活動への参画を促進します。

- ・住民自治組織、ボランティア団体、NPOなどと連携し、それぞれの役割の中で主体的に活動していくまちづくりを促進します。

4 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業概要	事業主体	備考
9 集落の整備	(1) 過疎地域集落再編整備			
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	行政協力事務交付金事業 ①事業の必要性 地域社会の維持、発展のため自治意識と地域の一体感を醸成し、行政の円滑な運営及び効率の向上を図る。 ②具体的な事業内容 市の依頼により自治会が行う行政協力事務に対し交付金を交付する。 ③事業の効果 行政情報の円滑な伝達、自治会の維持・活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	市	
	基金積立	コミュニティ活動推進事業 ①事業の必要性 人口減少や高齢化、生活の多様化による地域連携の希薄化を防ぎ、安心して暮らし続けることのできる地域コミュニティを維持・強化する。 ②具体的な事業内容 自治会が地域課題解決のために行う自主的で公益性のある取組を支援する。 ③事業の効果 地域コミュニティの活性化、地域課題の解決が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 職員の地域担当制事業 ①事業の必要性 住民と行政がより身近な存在として協働のまちづくりを推進するため、職員が地域の実態を把握するとともに行政情報を地域へ提供する必要がある。 ②具体的な事業内容 市内各地域に地域担当職員を配置する。 ③見込まれる事業効果 地域活動の活性化、行政運営の円滑化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	市	
	(3) その他			

5 公共施設等総合管理計画との整合

集落整備に関する地域コミュニティ施設については、公共施設等総合管理計画で定める施設類型ごとの適正管理に関する実施方針及び個別施設計画との整合性を図りながら過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

第 1 1 地域文化の振興等

1 地域文化の振興等の方針

本市に伝わる民俗行事や文化財、郷土芸能などの保護・保存活動を通じて、後世に継承し、地域の心のよりどころとする、文化・伝統のまちづくりを推進します。

地域文化の振興等に係る施設の整備等

重要無形民俗文化財「男鹿のナマハゲ」（ユネスコ無形文化遺産）や史跡脇本城跡など数多くの指定文化財は、市民の共有財産であり、今後も保護・継承していくとともに、貴重な地質遺産や景観についても、保護・教育・持続可能な開発が一体的に実施されるジオパーク事業を展開します。

また、教養の向上や趣味のための芸術文化活動を活性化するため、芸術文化交流や発表、鑑賞機会の充実を図ります。

2 現況と問題点

地域文化の振興等に係る施設の整備等

「男鹿のナマハゲ」、「東湖八坂神社祭のトウニン（統人）行事」、「脇本城跡」など数多くの文化財は市民共有の財産であり、その特性に応じて適切に保護していくと共に、活用により文化財の大切さを伝え、理解を深めてもらうことで、次世代へ継承していく必要があります。また、過去 7,000 万年間の大地の歴史をほぼ連続で観察できる地層が揃っている、男鹿半島・大潟ジオパークの保全と活用を推進する必要があります。

教養の向上や趣味のための芸術文化活動も各種団体やグループ等により広く実践されていますが、一層の活性化を目指して、男鹿市民文化会館の利活用の推進や芸術文化交流及び発表、鑑賞機会の充実を図ることが必要です。

3 その対策

◆文化財の保護・継承

文化財保護意識の高揚と収蔵施設の整備

- ・文化財保護に対する意識の高揚を図るため、本市に残る歴史民俗資料の収集や各種施設を活用した文化財の展示に努めます。
- ・文化財に関連する調査報告書を刊行します。
- ・地域文化振興施設の効果的な維持補修・管理を行います。

民俗文化財の継承と史跡の整備・活用

- ・重要無形民俗文化財「男鹿のナマハゲ」「東湖八坂神社祭のトウニン（統人）行事」などの保存及び振興を図ります。
- ・民俗文化財の継承を図り、保存団体への支援や後継者育成を推進します。
- ・史跡「脇本城跡」の調査、整備や城歩き等の認知度を向上させるとともに、ふるさと学習や観光拠点としての機能向上に努めます。

ジオパーク活動の推進

- ・男鹿半島・大潟ジオパークの保護・保全に努めるとともに、観覧環境の向上を図り、地域の文化財や伝統行事、食や自然等と結びつけた魅力あるメニューを造成するなど、交流人口の拡大に努めます。

- ・認定ジオガイドによるジオツアーの充実を図ることにより、ジオツーリズムの質の向上に努めます。
- ・各種大会等の誘致や、他地域のジオパークとの連携により、グローバルな視点に立った活動を展開し、世界へ向けて男鹿半島・大潟ジオパークを発信していきます。

◆芸術文化の振興

芸術文化活動の奨励

市民文化祭などの充実にも努め、市民の芸術文化に親しむ意識の高揚を図るとともに、公民館の講座など各種教室を通じた創作活動を推進します。

芸術文化団体の育成

芸術文化団体の活動を活性化するため、情報提供や支援を行います。

芸術文化鑑賞機会の充実

各種団体による舞台公演、音楽会などを開催し、芸術や文化に関する鑑賞機会の充実に努めます。

4 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業概要	事業主体	備考
10 地域文化 の振興	(1) 地域文化振興施設等			
	地域文化振興施設	市民文化会館施設修繕計画事業 男鹿市民文化会館は昭和55年に建設され男鹿市の芸術文化活動の拠点として市内外の方々から活用されている。市民が集う施設の安全を確保するため、計画的に施設の修繕や機器の更新を行う必要がある。	市	
		市民文化会館非常用発電機更新事業 男鹿市民文化会館は昭和55年に建設され男鹿市の芸術文化活動の拠点として市内外の方々から活用されている。市民が集う施設の安全を確保するため、計画的に施設の修繕や機器の更新を行う必要がある。	市	
	その他			
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	秋田船方節全国大会補助金 ①事業の必要性 男鹿市は民謡「秋田船方節」の発祥地である。これを正しく保存伝承し、広く普及することで豊かな文化が築き上げられ、地域の発展と文化意識の向上が図られるために必要である。 ②具体的な事業内容 秋田船方節全国大会の開催（実行委員会に補助金交付） ③事業の効果 日本遺産北前船寄港地の構成文化財の一つである秋田船方節の保存伝承が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	実行委	補助金
	地域文化振興	芸術文化振興事業 ①事業の必要性 市民文化祭や各種芸術文化活動の支援を行うことを通じて、市民の芸術文化に対する意識を高揚させるとともに、ふるさと男鹿への愛着と誇りを持たせるために必要である。 ②具体的な事業内容 男鹿市民文化祭の開催（実行委員会に補助金交付） 芸術文化活動の振興と推進（市芸文協に補助金交付） ③事業の効果 芸術文化の保存・伝承の普及に努めるとともに、芸術団体を育成することで、市民の芸術文化に対する意識が高まり、地域の発展及び文化意識の向上が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	市	

	<p>脇本城跡環境整備事業</p> <p>① 事業の必要性 史跡脇本城跡を学習・観光拠点として活用するため、見学環境を整備するとともに、開発行為等の対象となった市内埋蔵文化財を記録保全する必要がある。</p> <p>② 具体的な事業内容 脇本城跡の草刈り等による環境整備の他、ガイド育成、城歩きイベントの開催等、来城者が快適に城歩きをする環境を整える。市内埋蔵文化財の調査を実施し記録保全をする。</p> <p>③ 事業の効果 地域学習の拠点として郷土への誇りを醸成するとともに、観光の拠点として、城・歴史に興味を持つ新たな層の誘客が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	
	<p>民俗行事保存会・文化財愛護団体補助金</p> <p>① 事業の必要性 指定無形民俗文化財行事を保存継承するため、人口減少により資金調達が困難となっている実施団体を支援する必要がある。</p> <p>② 具体的な事業内容 適切に行事を実施するための経費を補助する。</p> <p>③ 事業の効果 男鹿市の風土・歴史に根差した特有の指定文化財行事を未来へ継承することができるように、行事を通じた多世代交流によって地域力を高め、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	
	<p>男鹿のナマハゲ保存・継承費補助金</p> <p>① 事業の必要性 重要無形民俗文化財 ユネスコ無形文化遺産「男鹿のナマハゲ」を保存継承するため、実施団体及び行事再開を検討している団体を支援する必要がある。</p> <p>② 具体的な事業内容 行事を実施する団体に、用具調達への経費を補助する。</p> <p>③ 事業の効果 行事実施に係る経費を補助するとともに、行事を行っていない町内が再開する環境を整え、行事の実施・継続を支援し、文化財・観光の主要なコンテンツとなっている「ナマハゲ」行事の基盤を支える事業であり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	
	<p>北前船寄港地遺産活用事業</p> <p>①事業の必要性 平成29年度に日本遺産として認定された「北前船寄港地」を持つ全国の自治体による北前船日本遺産推進協議会に参画し、日本各地の魅力あふれる有形・無形の様々な文化財を統合的に整備・活用し、国内外へ発信していくことで男鹿市の活性化を図る。</p> <p>②具体的な事業内容 ・北前船日本遺産寄港地フォーラムへの参加、出展。 ・参画自治体と連携したツアー造成 ・ホームページによる情報発信など</p> <p>③事業の効果 日本遺産という新たなブランドを得たことで、当市の観光誘客への素材が増え、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	
基金積立	<p>ジオパーク推進事業</p> <p>①事業の必要性 貴重な地質資源とそれに立脚する特徴的な自然、多様な文化を観光資源として持続可能なやり方で活用していくためにはジオパークの仕組みが不可欠である。</p> <p>②具体的な事業内容 ・質を高める事業（ジオガイド養成、ツアー催行、HP等情報発信、環境整備等） ・ネットワークへの貢献（JGN自然災害伝承碑WG、JGN中間計画策定委員会、ジオ県連協／学術研究支援）</p> <p>③事業の効果 男鹿観光の新コンテンツとして、教育旅行誘致やガイドツアー造成等、DMOと連携し存在感を発揮している。またSDGsの普及にも貢献しており、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	協議会	負担金

	(3) その他	脇本城跡保存整備事業 ① 事業の必要性 史跡脇本城跡を学習・観光拠点として公開・活用するため、史跡脇本城跡整備基本計画に基づき、保存整備する必要がある。 ② 具体的な事業内容 ・史跡の価値・魅力を伝える説明板等や休息施設の整備、標識の設置 ・史跡を適切に保存するための公有化 ③ 事業の効果 整備を進めることで満足度を高め、更なる来城者を促し、史跡の価値を高め、未来へ引き継ぐ機運を醸成することができることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	市	
--	---------	---	---	--

5 公共施設等総合管理計画との整合

文化施設については、公共施設等総合管理計画で定める施設類型ごとの適正管理に関する実施方針及び個別施設計画との整合性を図りながら過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

第12 再生可能エネルギーの利用の促進

1 再生可能エネルギーの利用の促進の方針

地球温暖化対策の取組みとして、本市の特性を生かし、有効な資源としての風力、太陽光等を活用した再生可能エネルギーの導入を促進します。さらには、関連産業の集積を図ることで地域産業の振興を目指します。また、公共施設での再生可能エネルギー利用を促進することでエネルギーの地産地消や災害時のエネルギー確保を図ります。

2 現況と問題点

本市を含む秋田県沿岸地域は国内屈指の風力発電の適地として、陸上風力発電だけでなく、洋上風力発電の導入に向けた動きが加速している状況であり、地球温暖化対策の取組みが進んでいますが、この再生可能エネルギーを活用した地域の新たな産業の創出、振興に繋げる取組みが必要です。

市内公共施設では再生可能エネルギーの利用及び災害時のエネルギー確保のため、太陽光発電、蓄電設備を設置しています。今後は、引き続き再生可能エネルギーの導入を促進していくほか、継続的な運用を行うために設備の維持管理をしていく必要があります。

3 その対策

- ・洋上風力発電のほか、再生可能エネルギーの導入を促進し、地域の産業振興を図ります。
- ・公共施設での再生可能エネルギーの導入促進及び適切な維持管理に努めます。

4 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業概要	事業主体	備考
11 再生可能 エネルギーの 利用の推進	(1) 再生可能エネルギー利用施設	公共施設再生可能エネルギー等推進事業 災害時等においても活用可能な再生可能エネルギー設備等を市内公共施設に設置する。	市	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用 基金積立	公共施設再生可能エネルギー等設備更新事業 ①事業の必要性 地球温暖化対策として再生可能エネルギーを利用しつつ、安心・安全な市民生活を維持するため、災害時等の非常電源を確保する必要がある。 ②具体的な事業内容 公共施設に設置している再生可能エネルギー及び蓄電設備について、災害時等の非常電源として常に活用できるよう設備等の更新を行う。 ③事業の効果 再生可能エネルギー利用による脱炭素化、非常電源確保による市民の安心・安全な環境づくりが期待でき、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	市	
	(3) その他			

5 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等統合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

第 13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 少子化対策

おがっこネウボラによる妊娠・出産から子育て期にわたる切れ目のない継続的な支援の充実を図ります。

また、本市では20代から30代の約6割が未婚であることから、結婚を望む独身男女の出会いの場や情報の提供など、結婚支援を推進します。

(2) 市街地活性化による賑わいの再生

男鹿駅周辺の整備により、新たな人の流れがうまれており、中心市街地における賑わいやふれあいを創出するとともに、新規創業等による空き店舗の利用を促進するなど、既存商店街の振興を図ります。

(3) 男女共同参画社会の推進

男女がお互いを尊重し認め合う、まごころと思いやりに満ちた社会の実現を目指して意識改革を図るとともに、政策・方針決定過程への女性の参画、男女の固定的な役割分担の解消など、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進します。

(4) 行財政の効果的・効率的な運営

ICTを活用した行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化、さらには職員の資質の向上など図ります。

1 現況と問題点

(1) 少子化対策

本市では20代から30代の約6割が未婚であることから結婚を望む独身男女の出会いの場や情報の提供など地域に密着した魅力ある結婚支援を実施し、未婚率の改善や定住人口の増加を図る必要があります。

また、子育て支援事業の充実や子育て支援拠点の充実の整備などで、社会全体で子育て支援の充実を図るとともに、子育てにかかる経済的負担を軽減することで、次の1子を産み育てやすい環境を整えるなど、若者が男鹿市で妊娠、出産、子育てができるような環境づくりを図る必要があります。

(2) 市街地活性化による賑わいの再生

本市では、産業構造の変化や郊外型の大型店舗の進出、車社会の進展に伴う生活行動範囲の変化など、都市構造の複合的な要因により、市内中心部や各駅前周辺エリアが空洞化し、既存商店街が沈滞化、地区全体の活力低下が進んでいます。

こうした中、平成30年7月、新たな観光拠点として複合観光施設「オガーレ」がオープンし、それと同時にJR男鹿駅が移転新築しました。それ以来、船川地区では、民間事業者による飲食店の開業や空き店舗を活用したレンタサイクル事業などの動きがあり、また既存商店街の沈滞化による空き店舗の増加・空洞化等の課題に取り組む家守会社の設立など、駅周辺整備による波及効果が着実に表れてきています。この機会を逃さず、男鹿駅周辺が本来持つ求心力の回復をさらに図り、併せて船川地区の商店街エリアにも駅周辺の賑わいを送り込み、船川エリア全体に新しい活気を創り出していく上では、複合観光施設や新駅舎を含めた駅周辺のさらなる整備が不可欠であり、それによる集客及び町中への誘客の強化が欠かせません。そのためには、

複合観光施設「オガーレ」や旧駅舎を含め、駅周辺の空間を連続的かつ一体的に整備していく必要があります。

(3) 男女共同参画社会の推進

すべての人が性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮するとともに、お互いの人権を尊重しつつ、喜びも責任も共に分かち合う男女共同参画社会の実現が求められています。

しかし、家庭・職場・地域などのあらゆる場において、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会通念・慣習は依然として存在している状況にあります。

変化の著しい社会経済情勢の変化に柔軟に対応していくためには、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にとらわれることなく、家庭で、職場で、学校で、地域で、それぞれの個性と能力を十分に発揮できるような社会づくりが必要です。

(4) 行財政の効果的・効率的な運営

本市を取り巻く現状は依然として厳しい状況にあり、効率的な行政システムの確立、ICTの活用による行政サービスのデジタル化、さらには職員の資質の向上などが求められています。

2 その対策

(1) 少子化対策

若者の結婚への支援

- ・結婚を希望する独身男女の出会いの場の創出を図ります。
- ・地域住民、企業等が主催する婚活イベントに支援するほか、市外や首都圏からの体験型ツアーを実施する事により、結婚や移住へのきっかけづくりを行います。
- ・あきた結婚支援センターや「結婚サポーター」のネットワークなどの活用により、結婚を希望する独身男女の情報交換をし、マッチングに向けた調整を図ります。

不妊・不育症治療費への支援

不妊に悩む夫婦に対し、経済的負担の軽減を図り、妊娠出産への支援を行います。

妊娠・出産に対する支援

妊娠期に必要な妊婦健康診査費を助成し、妊婦や胎児の疾病の早期発見、早期治療に努め、安全な妊娠や出産を支援します。

また、新生児を出産した保護者に祝金を支給するなど、生まれた子供の健やかな成長を支援します。

(2) 市街地活性化による賑わいの再生

- ・市街地における地域コミュニティ活動を促進することにより、地域内の連帯感を強めるとともに、市街地へのアクセスの利便性向上や居住環境、生活道路の整備に努め、市街地機能の向上を図ります。
- ・JR男鹿駅の移設開業、オガーレのオープンにより、男鹿駅周辺は、更なる賑わいの創出が期待されることから、駅前周辺に人が集い、滞留できる環境・設備等を整備するとともに、駅前周辺が本来持つ求心力を回復させ、賑わい創出の効果を周辺商店街のみならず、エリア全体、男鹿市全域へ波及させるように、各地域間が連携した取組を促進します。

(3) 男女共同参画社会の推進

慣行の見直しと教育、広報、啓発の推進

- ・人々の意識の中に長い時間をかけて形成されている固定的な役割分担意識を見直し、性別にとらわれず、生き生きと暮らしていくため、男女が共に社会を構成し、地域を支えていくという意識が深く浸透するようさまざまな啓発活動に取り組みます。
- ・男女平等や男女共同参画の意識の定着を促進するため、子供のころから男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実を図ります。
- ・世代を越えた性別役割分担意識の解消を図り、男女が対等なパートナーシップで生涯を過ごせるよう、男女平等意識の高揚を図ります。

家庭における男女共同参画の推進

- ・男女が共同で育児や介護を行い、仕事と両立させることで、男女が共に育児休暇や介護休業を取得しやすい環境の整備や啓発を図ります。
- ・多様な生き方を選択・実現し、就業・起業にチャレンジできるよう支援します。
- ・長時間労働の是正・休暇の取得促進、ハラスメントの防止等の取組を促進します。

地域や職場における男女共同参画の推進

- ・地域社会をより豊かなものとし、家庭、職場と並んで、地域社会が男女を問わず生きがいの場となるよう、男女の地域生活への積極的な参画の促進を図ります。
- ・女性の経営参画の促進による経済的自立を促すとともに、地域における方針決定の場に女性の参画を促進します。
- ・市民の幅広い意見を反映させるため、委員会・審議会等に女性委員の参画を推進します。

(4) 行財政の効果的・効率的な運営

組織・機構の効率化と人材の育成

- ・新たな行政課題や市民の多様なニーズに対応するとともに、今後の行政需要の動向を見極めながら、より効率的な行政運営ができるよう、事務事業の見直しや公共施設の統廃合などを進め、組織・機構の簡素・合理化、定員管理の適正化に努めます。
- ・政策形成能力、法務能力等を有する人材の育成と意識改革のため、職場における実務研修及び職場外研修の充実を図ります。
- ・職員の意識改革や幅広い見識、先進的行政手法の取得などのため、人事交流を推進します。

財政の健全化と事務の効率化

- ・市税の収納率向上を図るほか、国・県からの交付金等を活用し、安定した財源の確保に努めます。また、事務事業の見直しにより、歳入に見合った効率的な財政運営に努めます。
- ・男鹿市公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設計画に沿った施設の統廃合や複合化を推進することにより、維持補修経費の節減と施設の長寿命化に努めます。
- ・行政事務の効率化を図るため、情報システムの整備を計画的に行うとともに、個々の手続、サービスが一貫してデジタルで完結することができるよう、複数の手続、サービスのワンストップ化を推進します。

情報公開の推進

- ・市広報やホームページをはじめとする多様な媒体を通して、様々な行政情報を市民に的確に提供するため、広報機能の充実を図ります。
- ・市政に対する市民の理解と信頼を深め、公正で開かれた市政を一層推進するため、市民が容易に必要な行政情報を共有することができるよう、各種行政資料等の提供に努めるほか、男鹿市情報公開条例の適正な運用を図り、プライバシーの保護に配慮しながら、行政のアカウンタビリティを果たします。
- ・高度情報通信ネットワーク社会の進展に伴い、個人情報の利用が著しく拡大していること

から、男鹿市個人情報保護条例の適正な運用により、個人の権利利益の侵害の防止を図ります。また、マイナンバー制度による国・県等との情報連携も進んでいることから、不正アクセスなどによる行政情報の漏えいや破壊等を防ぐため、自治体情報強靱性向上モデルに基づき情報セキュリティ対策を強化します。

(5) 過疎地域持続的発展基金の設置

市民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るためのソフト事業（過疎地域持続的発展特別事業）の実施に要する経費の財源とするため、男鹿市過疎地域持続的発展基金を設置し積み立てます。

基金は必要に応じて取り崩し、公共施設（市有建物）除却事業及び公共施設（市有建物）維持補修・管理事業の事業費に充てることとし、この計画期間が終了した後においても、過疎対策事業の事業費に充てることのできるものとします。

3 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業概要	事業主体	備考
12 その他地域持続的発展に関する必要事項	(1) 過疎地域持続的発展特別事業	不妊不育症治療費助成事業 ①事業の必要性 近年不妊治療を受ける方は増加しており、身体的・精神的負担が大きいことから、相談・支援の重要性が高まっている。 ②具体的な事業内容 治療者の申請により助成金を交付する。 ③事業の効果 不妊治療を行う上での経済的負担の軽減を図り、治療の継続と出生数の増加につなげ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	市	補助金
		出産祝金支給事業 ①事業の必要性 人口増加を願い、出産やその後の育児を支援する必要がある。 ②具体的な事業内容 新たに出生した子の父又は母に対し、第1・2子は3万円、第3子以降は10万円を支給する。 ③事業効果 子育て世帯の経済的負担を軽減し、次の1子を産み育てやすい環境を整えるなど、若者が男鹿市で妊娠、出産、子育てができるような環境づくりを推進し、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	市	

◆再掲

事業計画（令和3年度～7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業概要	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住定住	<p>移住定住交流促進事業</p> <p>①事業の必要性 人口が減少する中でも活気のある地域づくりを継続していくため、価値観の多様な人材を含む移住者の受入れを推進する必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 本市への移住を促進するため、暮らしや地域の情報を発信するほか、首都圏でのイベントや移住者交流会を開催し、移住定住を促進する。</p> <p>③事業の効果 移住者、関係人口の増加等につながり、地域の活性化や地域活力の維持が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	移住者、関係人口の増加等につながり、地域の活性化や地域活力の維持が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
		<p>地域おこし協力隊誘致事業</p> <p>①事業の必要性 移住者目線での地域価値の再発見など地域と外部とのマッチングにより地域活性化、関係人口や移住者の増加に寄与する。</p> <p>②具体的な事業内容 地方での生活に興味をもつ都市部居住者を「地域おこし協力隊」として任用、本市の魅力を発信する。</p> <p>③事業の効果 地域内外のコミュニケーションの構築、移住者、関係人口の増加等につながり、地域の活性化や地域活力の維持が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	地域内外のコミュニケーションの構築、移住者、関係人口の増加等につながり、地域の活性化や地域活力の維持が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
		<p>移住者住宅取得等支援事業</p> <p>①事業の必要性 市内空き家等住宅の取得を奨励し、本市への移住を促進する。</p> <p>②具体的な事業内容 市外から転入する世帯の住宅の取得、改修、住宅の賃貸に要する費用の一部を助成する。</p> <p>③事業の効果 移住者の増加、空き家の利活用が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	移住者の増加、空き家の利活用が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
		<p>移住支援事業</p> <p>①事業の必要性 首都圏から本市への移住を促進し、地域で働く人材を確保する必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 首都圏から移住し、人材を募集する本県の企業に就業した場合に移住支援金を交付する。</p> <p>③事業の効果 移住者の増加、人材の確保が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	移住者の増加、人材の確保が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
		<p>移住活動支援事業</p> <p>①事業の必要性 移住検討に対するきめ細かな対応をすることで、移住者の増加につなげる。</p> <p>②具体的な事業内容 移住の実現に向け、本市での暮らし、仕事、住居の下見を実施する際の交通費の一部を助成する。</p> <p>③事業の効果 移住者、関係人口の増加等につながり、地域の活性化や地域活力の維持が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	移住者、関係人口の増加等につながり、地域の活性化や地域活力の維持が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
		<p>奨学金返還助成事業</p> <p>①事業の必要性 地域活性化や関係人口や移住者の増加への寄与度が比較的高いとされる若者層の転入促進及び転出抑制の強化を図る。</p> <p>②具体的な事業内容 就職等により市内へ転入、定住する若者を促進し、転出の抑制を図るため、奨学金の返還を支援する。</p> <p>③事業の効果 移住者、関係人口の増加、若者の地域事業への参加等が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	移住者、関係人口の増加、若者の地域事業への参加等が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
		<p>奨学金返還助成事業</p> <p>①事業の必要性 地域活性化や関係人口や移住者の増加への寄与度が比較的高いとされる若者層の転入促進及び転出抑制の強化を図る。</p> <p>②具体的な事業内容 就職等により市内へ転入、定住する若者を促進し、転出の抑制を図るため、奨学金の返還を支援する。</p> <p>③事業の効果 移住者、関係人口の増加、若者の地域事業への参加等が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	移住者、関係人口の増加、若者の地域事業への参加等が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。

	地域間交流	<p>地域振興基金活用事業</p> <p>①事業の必要性 地域事業の担い手の確保が困難になる中、広域での取組による事業の継続により、安心して暮らし続けることができる地域を目指す必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 複数の町内会を構成員として組織する団体が主体となって実施する地域振興事業に対し助成する。</p> <p>③事業の効果 地域事業の継続によるコミュニティの活性化、地域間交流の促進が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	地域事業の継続によるコミュニティの活性化、地域間交流の促進が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
		<p>ふるさと交流事業</p> <p>①事業の必要性 現地秋田県人会との交流を含め、現地事業者との商流構築にむけた関係づくりを行う。</p> <p>②具体的な事業内容 【首都圏男鹿の会】研修会や見学会、男鹿市の産業振興及び活性化に資する事業などを実施する。 【春日井交流】児童交流、JAによる梨等の即売、地元業者による商品の販売などを実施する。</p> <p>③事業の効果 現地秋田県人会等との連携した本市及び本市商品の知名度向上と観光誘客、商工業の振興と地域活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	現地秋田県人会等との連携した本市及び本市商品の知名度向上と観光誘客、商工業の振興と地域活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
		<p>スポーツ大会等補助事業</p> <p>①事業の必要性 大会や合宿等を実施することにより、競技力向上を図るとともに、県外選手等との交流人口拡大を推進する。</p> <p>②具体的な事業内容 ・男鹿駅伝競走大会補助金 ・なまはげカップ中学生バスケットボール大会補助金 ・日本海メロンマラソン補助金 ・スポーツ合宿等誘致促進事業</p> <p>③事業の効果 全国各地から参加者が集まるスポーツ大会及び合宿等を実施することにより、地域経済の活性化、関係人口の拡大につながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	実行委	補助金 全国各地から参加者が集まるスポーツ大会及び合宿等を実施することにより、地域経済の活性化、関係人口の拡大につながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
	人材育成	<p>シルバー人材センター活用事業</p> <p>①事業の必要性 高齢者就業機会を確保し、高齢者の生きがいをづくりを推進する。</p> <p>②具体的な事業内容 男鹿市シルバー人材センターが行う高齢者就業機会確保事業の実施に要する経費に対し助成する。</p> <p>③事業の効果 地域社会に密着した臨時的・短期的業務を通じて社会参加することによる生きがいをづくりの充実、高齢者の就業機会の増大と社会福祉の増進が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	補助金 地域社会に密着した臨時的・短期的業務を通じて社会参加することによる生きがいをづくりの充実、高齢者の就業機会の増大と社会福祉の増進が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
	その他 基金積立			
2	産業の振興	<p>(10) 過疎地域持続的発展特別事業</p> <p>第1次産業</p> <p>担い手育成研修支援事業</p> <p>①事業の必要性 農業従事者の高齢化が急速に進展する中、持続可能な力強い農業を実現するには、青年等の新規就農者及び経営継承者の確保が必要であり、新規就農または新たな部門開始に必要な技術身につけようとする者の研修を支援し、地域農業の優れた担い手の確保・育成を図る必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 県の研究機関等で技術取得研修する研修生や新規就農を支援、また公的雇用・研修制度の受入れ等の取組を行う農業法人等に支援する。</p> <p>③事業の効果 農業従事者の高齢化並びに後継者不足は依然として厳しい状況であるが、研修期間中に支援することで生活面での不安を軽減し、研修生が増えることにより、地域における担い手の確保・育成が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	農業従事者の高齢化並びに後継者不足は依然として厳しい状況であるが、研修期間中に支援することで生活面での不安を軽減し、研修生が増えることにより、地域における担い手の確保・育成が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。

		<p>間伐材有効活用事業</p> <p>①事業の必要性 木材価格の低迷や、森林所有者の高齢化により、森林所有者独自で森林の適切な管理が困難な状況にあり、森林の荒廃が進んでいる中、計画的に間伐を行い森林の持つ公益的機能を保全する必要があり、間伐材の運搬費用の負担軽減により、森林整備意欲を向上させ、私有林の間伐促進と間伐材の有効活用を図る必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 合板工場及び製材工場への私有林間伐材の運搬経費の1/2を助成する。</p> <p>③事業の効果 計画的に実施することにより、森林の公益的機能の維持増進が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	補助金 計画的に実施することにより、森林の公益的機能の維持増進が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
		<p>漁村再生交付金事業</p> <p>①事業の必要性 底質悪化により効用の低下した天然漁場において、海底耕耘を実施し底曳き網漁業等の漁獲量増加を図る必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 秋田県沖の底曳き網漁場において、底質改善を図るため5カ年で海底耕耘を行う。事業主体は県、実施主体は秋田県漁業協同組合、関係市町村は八峰町、にかほ市、男鹿市。</p> <p>③事業効果 底曳き網漁業等の漁獲量の増加により漁業者所得の向上につながり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	秋田県	負担金 底曳き網漁業等の漁獲量の増加により漁業者所得の向上につながり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
		<p>種苗等放流事業</p> <p>①事業の必要性 つくり育てる漁業による継続的な種苗放流と資源管理型漁業の推進により、重要魚種の生産拡大と資源の維持・増大を図る必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 秋田県漁業協同組合等が実施する中高級魚等の種苗放流、増養殖、ハタハタふ化放流及びサケふる里回帰放流などに要する費用の一部を支援する。</p> <p>③事業の効果 放流魚種の漁獲量の増加により漁業者所得の向上や資源管理が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	秋田県漁協等	補助金
		<p>新時代を勝ち抜く農業夢プラン応援事業</p> <p>①事業の必要性 米依存からの脱却による複合型生産構造への転換を進め、戦略作物の産地づくりを一層強化するとともに、将来の農業を担う新規就農者の経営確立や6次産業化の推進による新たなビジネスの創出など、競争力の高い多様な経営体の確保育成を図る必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 戦略作物の産地拡大や経営の複合化、新規就農者の早期定着、6次産業化への発展等により付加価値の創出が期待できる取組に必要な機械・施設等の導入を支援する。</p> <p>③事業の効果 長年継続され農家に最も浸透し、複合化を進める契機となる事業であり、需要が増加している野菜等の生産の機械化、省力化などの効率のよい生産体制を推進していくことにより、農業経営の安定対策と体質強化の確立や戦略作物の生産拡大による経営規模の拡大が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	農業者	補助金 長年継続され農家に最も浸透し、複合化を進める契機となる事業であり、需要が増加している野菜等の生産の機械化、省力化などの効率のよい生産体制を推進していくことにより、農業経営の安定対策と体質強化の確立や戦略作物の生産拡大による経営規模の拡大が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
		<p>農業経営法人化支援事業</p> <p>①事業の必要性 地域において将来にわたって農地を維持できるよう、農業の法人化の推進を図る必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 経営相談・診断を受けた集落営農等が農業経営を法人化する取組へ支援する。</p> <p>③事業の効果 農業を取り巻く国内外の情勢の変化に対して、競争力のある法人を育成していくことにより、戦略作物の生産拡大、担い手の確保、農地の安定的な利用、対外的な信用力の向上等が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	補助金 農業を取り巻く国内外の情勢の変化に対して、競争力のある法人を育成していくことにより、戦略作物の生産拡大、担い手の確保、農地の安定的な利用、対外的な信用力の向上等が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。

		<p>農林漁業後継者奨励制度事業</p> <p>①事業の必要性 農業従事者の高齢化が急速に進展する中、持続可能な力強い農業を実現するには、青年等の新規就農者及び経営継承者の確保が必要であり、事業の実施により新規就農者の資金面での負担軽減を図る。</p> <p>②具体的な事業内容 本市の農業の振興及び活性化を図るため、新たに農業を承継、経営する者に対し、条件を満たす場合50万円を交付する。</p> <p>③事業の効果 農業従事者の高齢化並びに後継者不足は依然として厳しい状況であるが、国の事業と併せて新規就農を支援することにより、営農の定着及び経営不安の軽減が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	<p>補助金</p> <p>農業従事者の高齢化並びに後継者不足は依然として厳しい状況であるが、国の事業と併せて新規就農を支援することにより、営農の定着及び経営不安の軽減が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>
		<p>市内直売所等生産活動支援事業</p> <p>①事業の必要性 国や県の農業者支援が認定農業者や農業法人等へ特化する中、農産物直売所等での直接販売活動に大きな役割を果たしている女性、高齢者及び小規模農家の農業生産活動に支援し、農業所得の向上と地域の活性化を図る必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 市内直売所等を主とした、農業生産拡大に向けた周年を通じた取組に必要な園芸用パイプハウスの導入を支援する。</p> <p>③事業の効果 生産及び売上の拡大を図るためには、冬期間の野菜等の生産ができるパイプハウスなどの施設が必要であり、周年栽培を推進することにより、地域の活性化及び直売所の農産物売上の拡大が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	<p>生産及び売上の拡大を図るためには、冬期間の野菜等の生産ができるパイプハウスなどの施設が必要であり、周年栽培を推進することにより、地域の活性化及び直売所の農産物売上の拡大が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>
		<p>鳥獣被害防止対策事業</p> <p>①事業の必要性 カラス・カルガモ・ムクドリ・アナグマ・タヌキ等の有害鳥獣から、農作物の被害を防止し、収量、品質の安定生産を図るため、男鹿市有害鳥獣駆除対策協議会の有害鳥獣駆除対策に関する活動を支援し、農業生産や地域住民生活の安定を図る必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 カラス・ムクドリ等の水稻等への被害やアナグマ・タヌキ等による農作物への被害が広がっていることから、被害の拡大防止に取り組む男鹿市有害鳥獣駆除対策協議会の有害鳥獣駆除対策に関する活動を支援する。</p> <p>③事業の効果 有害鳥獣対策は現体制において最大限の成果が見られ、従来の鳥類、獣類の捕獲に加え、数年前からツキノワグマの目撃情報も寄せられており、市内の有害鳥獣駆除を的確かつ効率的に実施することにより、被害の拡大防止及び地域住民生活の安定が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	<p>有害鳥獣対策は現体制において最大限の成果が見られ、従来の鳥類、獣類の捕獲に加え、数年前からツキノワグマの目撃情報も寄せられており、市内の有害鳥獣駆除を的確かつ効率的に実施することにより、被害の拡大防止及び地域住民生活の安定が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>
		<p>森林環境保全整備事業</p> <p>①事業の必要性 市有林の健全な森林整備を実施することにより、国土の保全、水源かん養機能の維持向上を図るとともに、計画的な間伐及び除伐等を実施することにより、森林の機能の維持向上を図る必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 市有林の計画的な間伐及び除伐に対して国51%、県17%の補助を受け実施する。</p> <p>③事業の効果 計画的に実施することにより、森林の公益的機能の維持増進が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	<p>補助金</p> <p>計画的に実施することにより、森林の公益的機能の維持増進が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>
		<p>松くい虫防除対策事業</p> <p>①事業の必要性 松くい虫被害予防のための樹幹注入及び被害木の伐倒処理を実施することにより、松くい虫被害の拡大防止と景観の保全を促進し、森林の持つ公益的機能の確保を図る必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 被害拡大防止を図るため、地上散布や樹幹注入を実施する。国50%、県25%補助。</p> <p>③事業効果 松くい虫被害の拡大防止や景観保全が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	<p>松くい虫被害の拡大防止や景観保全が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>

商工業・6次産業化	<p>ナラ枯れ防除対策事業</p> <p>①事業の必要性 ナラ枯れ被害予防のための樹幹注入及び被害木の伐倒処理を実施することにより、ナラ枯れ被害の拡大防止と景観の保全を促進し、森林の持つ公益的機能の確保を図る必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 被害拡大防止を図るため、伐倒くん蒸や樹幹注入を実施する。国50%、県25%補助。</p> <p>③事業効果 ナラ枯れ被害の拡大防止や景観保全が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	ナラ枯れ被害の拡大防止や景観保全が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
	<p>マツ林・ナラ林等健全化事業</p> <p>①事業の必要性 森林病害虫被害により、貴重な森林が消失し、自然景観を損ねている現状から、森林病害虫被害による枯損木の伐倒処理を実施することにより、倒木等の危険防止と景観の保全を図る必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 松くい虫及びナラ枯れ被害による枯損木の伐倒処理を行う。森づくり税100%。</p> <p>③事業の効果 森林病害虫被害による枯損木の伐倒処理を実施することにより景観保全が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	森林病害虫被害による枯損木の伐倒処理を実施することにより景観保全が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
	<p>森林整備推進事業</p> <p>①事業の必要性 森林整備の停滞により、森林の荒廃、公益的機能の低下につながることから、森林所有者の森林整備の費用負担を助成し、計画的な森林整備の推進を図る必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 私有林の下刈りや除伐に対し、受託金額から国（51%）、県（17%）補助を差し引いた事業費（個人負担分）の1/2を補助する。</p> <p>③事業の効果 計画的に実施することにより、森林の公益的機能の維持が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	林業者	補助金 計画的に実施することにより、森林の公益的機能の維持が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
	<p>商工業振興促進事業</p> <p>①事業の必要性 雇用の場の確保、市内経済の振興及び商工業振興促進条例制度など独自の支援策等による企業誘致を促進する。</p> <p>②具体的な事業内容 男鹿市商工業振興促進条例に適用する事業者に対して、施設整備に係る費用への助成及び所有する資産に対する税の減免、新たな雇用に対する助成を行う。</p> <p>③事業の効果 秋田県企業誘致推進協議会との連携による誘致活動の展開（あきたリッチセミナーへの参加）、既存企業の事業拡大、船川港臨港部の未利用地活用など、企業立地の促進や創業支援による雇用機会の拡大が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	補助金 秋田県企業誘致推進協議会との連携による誘致活動の展開（あきたリッチセミナーへの参加）、既存企業の事業拡大、船川港臨港部の未利用地活用など、企業立地の促進や創業支援による雇用機会の拡大が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
	<p>販路拡大支援事業</p> <p>①事業の必要性 道の駅おがの課題である商品不足や、産業振興に直接作用する事業となっており、地域産業の発展に寄与する。</p> <p>②具体的な事業内容 販路拡大を目的とした商品開発等への補助。販路拡大支援事業補助金により支援した商品の売込に関する補助。地場産品のPRを目的としたイベント事業の実施。</p> <p>③事業の効果 地域資源の販路拡大事業を展開することで、地域産業の発展と雇用の安定が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	地域資源の販路拡大事業を展開することで、地域産業の発展と雇用の安定が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。

		<p>男鹿市中小企業振興資金預託金</p> <p>①事業の必要性 中小企業者等の運転資金のほか、創業に関する経費の下支えを行う。</p> <p>②具体的な事業内容 中小企業者等に融資する原資を規則で定める金融機関6支店に預託する。各金融機関は預託金に自己資金を加え、保証融資として預託金の5倍を限度として貸付する。</p> <p>③事業の効果 市内中小企業者等に必要な資金の融資をあっせんすることにより産業の振興が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	<p>貸付金</p> <p>市内中小企業者等に必要な資金の融資をあっせんすることにより産業の振興が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>
		<p>男鹿市中小企業振興資金保証料補給金</p> <p>①事業の必要性 中小企業者等の運転資金のほか、創業に関する経費の下支えを行う。</p> <p>②具体的な事業内容 男鹿市中小企業振興資金融資あっせんに関する条例に基づき、秋田県信用保証協会と保証料補給契約を締結。融資利用者に代わって同協会に保証料を補給する。</p> <p>③事業の効果 保証料を補給することにより、男鹿市中小企業振興資金保証制度運用の円滑化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	<p>補給金</p> <p>保証料を補給することにより、男鹿市中小企業振興資金保証制度運用の円滑化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>
		<p>クルーズ船寄港誘致推進事業</p> <p>①事業の必要性 船川港の利用拡大や観光誘客、関係人口拡大につなげる。</p> <p>②具体的な事業内容 県やあきたクルーズ振興協議会等と連携した商談会への参加、国内船社及び船川港に入港可能な外国客船の代理店等を対象とした市長のトップセールス及びフォローアップを行うことによりクルーズ船の寄港誘致を図る。</p> <p>③事業の効果 船川港への寄港促進とクルーズをきっかけとした誘客推進による観光入込数・関係人口の増を推し進めることにより、地域の活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	<p>船川港への寄港促進とクルーズをきっかけとした誘客推進による観光入込数・関係人口の増を推し進めることにより、地域の活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>
		<p>船川港港湾振興会補助金</p> <p>①事業の必要性 港湾に関連する産業振興のため、港湾計画の在り方、施設整備に向けた研究、要望など同会の取組に対する支援は必要なもの。</p> <p>②具体的な事業内容 船川港港湾振興会の活動に対し、運営費の一部補助を行う。</p> <p>③事業の効果 港湾に関連する企業、団体等で組織される当会の育成・強化を図り、官民一体となった港湾振興を図るとともに、各種行事を通じ、海洋・海事思想の普及、地域の活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	<p>補助金</p> <p>港湾に関連する企業、団体等で組織される当会の育成・強化を図り、官民一体となった港湾振興を図るとともに、各種行事を通じ、海洋・海事思想の普及、地域の活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>
		<p>男鹿市商工会補助金</p> <p>①事業の必要性 市内商工業者の経営強化、安定に向けた独自の取組を実施するなど、市施策の推進を図る。</p> <p>②具体的な事業内容 経営改善普及事業に要する経費に対し、その一部を助成する。</p> <p>③事業の効果 地域振興活動や市内事業者への経営支援事業等積極的な取組を促し、市内商工業の安定が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	<p>補助金</p> <p>地域振興活動や市内事業者への経営支援事業等積極的な取組を促し、市内商工業の安定が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>

情報通信産業 観光	<p>男鹿市経営安定資金危機関連枠利子補給金</p> <p>①事業の必要性 新型コロナウイルス感染症の影響により、資金繰りがひっ迫している中小企業者支援のために設けられた秋田県経営安定資金危機関連枠の融資を受ける市内中小企業者の経営基盤の安定と地域経済の活性化に向けた取組である。</p> <p>②具体的な事業内容 新型コロナウイルス感染症対応（危機関連枠）で設けられた県資金の融資を市内事業者が受ける際に借入れから2年間利子補給を行う。</p> <p>③事業の効果 市内中小企業者の経営基盤の安定と地域経済の活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	<p>補給金</p> <p>市内中小企業者の経営基盤の安定と地域経済の活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>
	<p>なまはげ柴灯まつり補助金</p> <p>①事業の必要性 観光需要の落ち込む冬季間に、観光誘客を図る必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 全国的にも有名な「男鹿のなまはげ」と、真山神社で毎年1月3日に行われている神事「柴灯祭」を組み合わせた観光イベントを毎年2月の第2土曜日を含む金・土・日の3日間で開催。</p> <p>③事業効果 国内外の観光客の増加や冬期に減少する観光客数の増加、宿泊事業者や観光事業者への送客が見込まれるほか、なまはげ文化の継承と地域の活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	実行委	<p>補助金</p> <p>国内外の観光客の増加や冬期に減少する観光客数の増加、宿泊事業者や観光事業者への送客が見込まれるほか、なまはげ文化の継承と地域の活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>
	<p>男鹿版DMO推進事業</p> <p>①事業の必要性 男鹿市及び関係諸団体と連携して、地域に所在する景勝地、史跡、文化、祭り等を宣伝し、観光客の誘致、観光産業の振興を図り、地域経済の発展と生活・文化の向上に努める。</p> <p>②具体的な事業内容 本市の観光事業者と密接な関係を築き、観光資源のブラッシュアップや誘客促進、受入れ体制の強化を行うとともに、地域観光事業者や所有者がより、稼げる仕組みづくりを促進するとともに、母体である観光協会そのものの収入増加を図る。</p> <p>③事業の効果 観光協会の稼ぐ力を向上させることで観光産業の振興が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	<p>観光協会の稼ぐ力を向上させることで観光産業の振興が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>
	<p>連携誘客イベント推進事業</p> <p>①事業の必要性 関係人口拡大のため、男鹿の観光資源を活用したイベントを関係者と連携して実施し誘客を図る。</p> <p>②具体的な事業内容 観光関係者、地元関係者との連携により、寒風山、男鹿駅前広場、道の駅おが、入道埼灯台等での新たなイベントの企画・開催をし交流人口の拡大と市内全域への波及効果に繋げる。</p> <p>③事業の効果 観光産業の振興及び地域経済の活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	<p>観光産業の振興及び地域経済の活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>
	<p>インバウンド促進事業</p> <p>①事業の必要性 海外からの誘客、宿泊客の増加を図るために、県と連携した旅行エージェント等へのトップセールス、T商談会等の現地イベントへ参画することにより、男鹿の売り込みを図る。</p> <p>②具体的な事業内容 県と連携して台湾・タイの旅行エージェント等へのトップセールスの実施をはじめとする、AGT商談会等の現地で開催されるイベントへ市内事業者と合同で参画することにより男鹿・秋田を積極的に売り込むと同時に、多言語化による情報発信・販売促進により、海外（主に東アジア）からの誘客、宿泊客の増加を図る。</p> <p>③事業の効果 外国人観光客の増加により、地域経済の活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	<p>外国人観光客の増加により、地域経済の活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>

	<p>教育旅行誘致推進事業</p> <p>①事業の必要性 滞在型観光の主要メニューである教育旅行誘致を促進し、関係人口拡大と経済効果を図る。</p> <p>②具体的な事業内容 教育旅行担当教諭の招聘、県及び県内各地域と一体となった説明会・キャラバンの実施により誘致を図るほか、教育旅行を本市で実施した生徒に対し、市内の宿泊施設及び観光施設等で使用できるお土産割引券を配布することで、市内観光施設への経済波及効果が図られる。</p> <p>③事業の効果 教育旅行の受入増加及び地域経済の活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	教育旅行の受入増加及び地域経済の活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
	<p>船川港クルーズ船寄港歓迎事業</p> <p>①事業の必要性 港湾の利用促進を図り、クルーズ船寄港をきっかけとした産業振興のために必要なもの。</p> <p>②具体的な事業内容 クルーズ船歓迎に係る諸事業を円滑に実施し、また寄港誘致及び観光誘客を推進するため、寄港歓迎事業等を行う実行委員会に対し補助金を交付する。</p> <p>③事業の効果 船川港の利活用促進、交流人口の増加、観光振興や地域活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	補助金 船川港の利活用促進、交流人口の増加、観光振興や地域活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
	<p>首都圏等誘客キャンペーン</p> <p>①事業の必要性 首都圏等でのキャンペーンによる露出機会を創出することにより、秋田県・男鹿市への誘客を促進し、観光客入込みを向上させ地域経済の発展に寄与する。</p> <p>②具体的な事業内容 秋田県やJR等との連携により、誘客効果の高い首都圏等でのキャンペーン活動を実施。</p> <p>③事業効果 観光誘客の増進及び地域経済の活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	観光誘客の増進及び地域経済の活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
	<p>なまはげ太鼓活用事業</p> <p>①事業の必要性 キャンペーン活動や地元地域での、宣伝・受入れ時のなまはげ・なまはげ太鼓の出演により、男鹿のイメージをアピール・PRを実施し、誘客に努める。</p> <p>②具体的な事業内容 誘客キャンペーンや地元イベントで、なまはげ太鼓の演奏、なまはげの練り歩きを実施する。</p> <p>③事業の効果 本市のイメージPR効果及び観光誘客の増進が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	本市のイメージPR効果及び観光誘客の増進が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
	<p>観光情報発信事業</p> <p>①事業の必要性 様々な媒体を通じた観光情報の発信により、観光客入込みを向上させ地域経済の発展に寄与する。</p> <p>②具体的な事業内容 ポスター・パンフレット等の作成・配布及び新聞・雑誌・ウェブ等へ広告を掲出するとともに時代に即したソーシャルネットワークサービスを活用する。</p> <p>③事業の効果 観光イメージの醸成、関係人口の増加等につながり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	観光イメージの醸成、関係人口の増加等につながり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
	<p>スポーツツーリズム推進事業</p> <p>①事業の必要性 男鹿の地形及び環境を利活用し、スポーツに特化した旅行商品を造成すると共に、受入環境も併せて整備していくことで、誘客を図る。</p> <p>②具体的な事業内容 自転車環境の整備及びサイクリングイベント等の実施。</p> <p>③事業の効果 サイクリング環境の整備及び地域経済の活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	サイクリング環境の整備及び地域経済の活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。

		観光旅客船活用事業 ①事業の必要性 旅客船を活用し、西海岸を改めて観光コンテンツとしてブラッシュアップすることで、受入態勢を整備し、観光誘客を図る。 ②具体的な事業内容 門前からの発着で観光遊覧船を運行し西海岸クルーズを実施。 ③事業効果 西海岸地域への誘客及び地域経済の活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	市	西海岸地域への誘客及び地域経済の活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
	企業誘致	空き店舗等利活用推進事業 ①事業の必要性 事業者等を支援することで、地域の空き家や空き店舗を減らし、地域の活性化を図るため必要である。 ②具体的な事業内容 市内の空き店舗を利活用し開業しようとする事業者に対し、店舗等の改修に係る経費及び賃借料の一部を助成する。 ③事業の効果 事業にチャレンジする機運を後押しし、地域の魅力アップ及び賑わい創出が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	市	補助金 事業にチャレンジする機運を後押しし、地域の魅力アップ及び賑わい創出が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
	その他	男鹿市就業資格取得支援助成金 ①事業の必要性 求職者が資格の取得等本人の能力開発等により、正規雇用や昇給など就労するうえでよりよい待遇、経済的自立につながるため必要である。 ②具体的な事業内容 男鹿市就業資格取得支援助成金交付要綱に基づき、求職活動を行っている者又は就業を前提とする高校生に対して、就業する上で有利となる資格の取得に要する費用の半額（1人あたり上限5万円）を助成する。 ③事業の効果 「福祉・介護事業分野」の雇用力が比較的高いことから、医師等就学資金貸付制度とともに制度活用による人材育成が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	市	補助金 「福祉・介護事業分野」の雇用力が比較的高いことから、医師等就学資金貸付制度とともに制度活用による人材育成が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
	基金積立			
3	地域文化の振興における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 情報化 デジタル技術活用 その他 基金積立		
4	交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	市	住民生活に必要な不可欠なバス路線を維持することで、交通弱者の外出支援にもつながるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
	交通施設維持 その他 基金積立	市単独運行バス事業 ①事業の必要性 住民の日常的な交通手段の確保を図るため、路線バス事業者の撤退に伴い廃止となるバス路線を市が単独で運行する。 ②具体的な事業内容 路線バス事業者の撤退に伴い廃止となったバス路線を市が単独で委託運行する。 ③事業の効果 住民生活に必要な不可欠なバス路線を維持することで、交通弱者の外出支援にもつながるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 二次交通整備推進事業 ①事業の必要性 観光誘客の拡大及び地域経済の活性化に資するため、男鹿半島を訪れる観光客の交通利便性の向上を図る。 ②具体的な事業内容 観光関係者で協議会を組織し、リーズナブルに男鹿市内の主要観光スポット巡る「あいのりタクシー」を運行。また、4月から10月までの土日祝日や大型連休などの繁盛期に予約なしで運行する「なまはげシャトルバス」を実施。 ③事業の効果 観光客の利便性向上及び観光誘客の増進が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	協議会	負担金 観光客の利便性向上及び観光誘客の増進が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。

5	生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業			
		生活環境危険施設撤去			
		公共施設（市有建物）除却事業			
		①事業の必要性 老朽化に伴う新築移転や過疎化の進行による学校その他公共施設の統廃合並びに老朽化した未利用の公共施設（市有建物）が増加している。住民が将来にわたり安全に暮らすことのできる地域社会の実現を図るためには、倒壊や飛散等を未然に防止しなければならないため、未利用公共施設（市有建物）を適正に管理する必要がある。	市	倒壊や飛散の恐れがある等、危険な状態にある老朽化した未利用の公共施設（市有建物）を除却することで、市民が安全に暮らせる生活環境の実現が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	
		②具体的な事業内容 老朽化した未利用の公共施設（市有建物）を除却する。			
③事業の効果 倒壊や飛散の恐れがある等、危険な状態にある老朽化した未利用の公共施設（市有建物）を除却することで、市民が安全に暮らせる生活環境の実現が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。					
		公共施設（市有建物）維持補修・管理事業			
		① 事業の必要性 人口減少が進む中で、効率的かつ効果的な公共施設サービスの提供が必要となることから、既存施設の長寿命化及び質と量の最適化を図る必要がある。	市	公共施設（市有建物）の安全・安心な状態を保持し、劣化進行による市民への影響を抑制することで施設の効率的かつ効果的な利活用が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	
		② 具体的な事業内容 公共施設（市有建物）の予防保全型修繕を行い、施設の長寿命化とトータルコストの縮減・平準化を図る。			
		③ 事業の効果 公共施設（市有建物）の安全・安心な状態を保持し、劣化進行による市民への影響を抑制することで施設の効率的かつ効果的な利活用が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。			
		危険空き家等除却促進事業			補助金
		①事業の必要性 建物の適正管理は「空き家等の適正な管理に関する条例」第3条の規定により、所有者の責務と明記されており、除却を要する建物を新たに作らず減らしていくために除却促進は必要である。	個人	危険空き家として周囲に悪影響を及ぼす前に除却を促進することにより、防犯や景観、生活環境等様々な方向に好結果が波及し、土地取引の活発化ひいては移住定住につながる場合も想定され、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	
		②具体的な事業内容 管理不全状態の除却すべきものとして助言又は指導する空き家等に対し、所有者等が除却する空き家解体費の30%若しくは30万円を空き家対策総合支援事業費補助金（国庫補助率1/2）をもって補助する。			
		③事業の効果 危険空き家として周囲に悪影響を及ぼす前に除却を促進することにより、防犯や景観、生活環境等様々な方向に好結果が波及し、土地取引の活発化ひいては移住定住につながる場合も想定され、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。			
		LED避難誘導灯修繕事業			
		①事業の必要性 災害時の夜間停電時の避難を想定し、暗闇の中でも住民を避難所へ的確に誘導する光源が必要である。	市	有事夜間の避難誘導を円滑化するだけでなく、平常時夜間は発光特性から防犯面でも効果があり、地域の安全が図られるとともに将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	
		②具体的な事業内容 整備から経過10年を目途にバッテリーの交換が必要となるため、計画的に実施する。			
		③事業の効果 有事夜間の避難誘導を円滑化するだけでなく、平常時夜間は発光特性から防犯面でも効果があり、地域の安全が図られるとともに将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。			
		津波時避難路等整備事業			
		①事業の必要性 沿岸部の住民や観光客等来訪者の津波被害を予防すべく避難路を整備する必要がある。	市	防災意識の向上と共助をはじめとする地域コミュニティの維持活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	
		②具体的な事業内容 手摺、階段、スロープ等自主防災組織等から要望のあった津波避難路を計画的に整備するものである。			
		③事業効果 防災意識の向上と共助をはじめとする地域コミュニティの維持活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。			

		津波避難場所誘導看板等整備事業 ①事業の必要性 津波避難時は高台避難場所への的確な誘導手段としてピクトグラムを利用した方向指示が欠かせない。 ②具体的な事業内容 地域防災計画の指定避難所について、避難場所表示や経路誘導表示の案内板を適所に設置する。 ③事業の効果 一旦の整備で10年以上も効果が持続し、整備年次計画に基づき整備していることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	市	一旦の整備で10年以上も効果が持続し、整備年次計画に基づき整備していることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
	その他	空き家等除却事業 ①事業の必要性 管理不全の空き家は、老朽化により部分破損や倒壊など、周囲に危険をもたらす等景観や防犯にも悪い影響を与えるので、諸問題を抱え放置されている危険空き家を早期に除去するものである。 ②具体的な事業内容 倒壊等著しく危険となる空き家や、適正な管理が行われず防災、衛生、景観などの地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす恐れのある空き家等を計画的に除却する。 ③事業の効果 周辺の危険除去、景観維持などを目的に、多角的な有閑地利用の推進が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	市	周辺の危険除去、景観維持などを目的に、多角的な有閑地利用の推進が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
	基金積立	寒風山山焼き実行委員会補助金 ①事業の必要性 山焼きの実施により、良好な景観が保たれるとともに、自然環境の保全を図る。 ②具体的な事業内容 寒風山にて山焼きを実施。 ③事業の効果 植生の保全及び良好な自然景観が保持されることにより、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	実行委	補助金 植生の保全及び良好な自然景観が保持されることにより、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
	基金積立	公共施設（市有建物）除却・維持補修・管理事業基金積立 ①事業の必要性 公共施設（市有建物）の除却・維持補修・管理事業の実施に要する経費の財源を確保する必要がある。 ②具体的な事業内容 基金を設置し、公共施設（市有建物）除却・維持補修・管理事業の経費を積み立てる。 ③事業の効果 基金を活用することで、公共施設（市有建物）の安全・安心な状態を保持し、劣化進行による市民への影響を抑制すること及び他用途での利用が困難な施設の除却により、施設の効率的かつ効果的な利活用が図れることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	市	基金を活用することで、公共施設（市有建物）の安全・安心な状態を保持し、劣化進行による市民への影響を抑制すること及び他用途での利用が困難な施設の除却により、施設の効率的かつ効果的な利活用が図れることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉 高齢者・障害者福祉	小規模保育事業所等整備事業 ①事業の必要性 少子化による児童数の減少や施設の老朽化が進行している中で、保育規模の適正化や地域のニーズに応じた効率的かつ効果的な保育サービスの提供を図る必要がある。 ②具体的な事業内容 廃園施設等の改修を行い、小規模保育事業所等を整備する。 ③事業の効果 保護者や3歳未満児の遠距離通園の負担を軽減するとともに、保育事業の多様化や利便性の向上が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	市	保護者や3歳未満児の遠距離通園の負担を軽減するとともに、保育事業の多様化や利便性の向上が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
		老人クラブ助成事業 ①事業の必要性 老人クラブ活動のより一層の活性化を図り、高齢者の生きがいや健康づくりを推進する必要があるため。 ②具体的な事業内容 健康づくりや介護予防事業等補助対象事業を実施した団体に対し、基準に基づき予算の範囲内で補助金を交付する。 ③事業効果 自らの生きがいの創造の助長と積極的な社会参加、介護予防と高齢者相互の生活援助につながり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	市	補助金 自らの生きがいの創造の助長と積極的な社会参加、介護予防と高齢者相互の生活援助につながり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。

		<p>高齢者生活援助事業</p> <p>① 事業の必要性 日常生活の支援を必要とする高齢者等に援助を行うことで自立した日常生活の継続と要介護状態への進行防止を図る必要があるため。</p> <p>② 具体的な事業内容 適切に事業運営ができる法人等に、家屋の清掃、家周りの除草、除雪等日常生活上の援助を委託し、利用料の一部を助成する。</p> <p>③ 事業の効果 軽易な日常生活上の援助を行うことにより、高齢者が住み慣れた地域社会の中で自立した生活の継続が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	<p>軽易な日常生活上の援助を行うことにより、高齢者が住み慣れた地域社会の中で自立した生活の継続が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>
		<p>緊急通報サービス事業</p> <p>① 事業の必要性 一人暮らし高齢者等に対して、緊急時における連絡体制等を確保することで、不安の軽減及び安全確保を図る必要があるため。</p> <p>② 具体的な事業内容 家庭内で既に機能している電話回線を利用し、専用通報機器等を用い緊急時に外部に通報できると同時にこれを受信し即必要な処置を行う緊急通報装置の設置及び運営を行い、その費用の一部を助成する。</p> <p>③ 事業の効果 一人暮らし高齢者世帯及び高齢者のみの世帯等に対して緊急時における連絡体制等を確保することにより、その不安を解消し、高齢者福祉の増進が図られることから将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	<p>一人暮らし高齢者世帯及び高齢者のみの世帯等に対して緊急時における連絡体制等を確保することにより、その不安を解消し、高齢者福祉の増進が図られることから将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>
		<p>重度身体障害者通院移送給付事業</p> <p>① 事業の必要性 重度身体障害者に対し、地域の特性や利用者のニーズに応じた柔軟な形態での移動支援が必要であるため。</p> <p>② 具体的な事業内容 障害の程度が1級又は2級の者が、通院加療において利用する小型タクシーの基本料金を1ヵ月あたり2回の利用を限度として助成する。また、腎臓機能障害により身体障害者手帳の交付を受け、かつ週2回以上、人工透析のため医療機関に通院している者に対し、1ヵ月あたり1,400円を上限額として、燃料費及びバス回数券を助成する。</p> <p>③ 事業の効果 重度身体障害者の通院加療における経済的負担の軽減が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	<p>重度身体障害者の通院加療における経済的負担の軽減が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>
	健康づくり	<p>特定健康診査事業</p> <p>① 事業の必要性 生活習慣病の予防と早期発見のため、定期的な健診受診を推進する必要がある。</p> <p>② 具体的な事業内容 毎年、4～6月及び9月に集団健診を実施。医療機関は5～12月実施。対象者には受診券を郵送し国保加入者は無料。</p> <p>③ 事業効果 生活習慣病の発症や重症化を予防することで、健康寿命の延伸、健康の維持につながることから、将来にわたり過疎地域の持続的な発展に資する事業である。</p>	市	<p>生活習慣病の発症や重症化を予防することで、健康寿命の延伸、健康の維持につながることから、将来にわたり過疎地域の持続的な発展に資する事業である。</p>
		<p>がん検診事業</p> <p>① 事業の必要性 がんの早期発見、早期治療のため、定期的ながん検診の受診を推進する必要がある。</p> <p>② 具体的な事業内容 毎年、4～6月及び9月に集団健診を実施。子宮がん、乳がん検診は医療機関で5～12月実施。対象者には受診券を郵送し国保加入者は無料。</p> <p>③ 事業効果 早期発見、早期治療により、自覚症状が出る前になんを見つけて、がんによる死亡率の減少につながるから、将来にわたり過疎地域の持続的な発展に資する事業である。</p>	市	<p>早期発見、早期治療により、自覚症状が出る前になんを見つけて、がんによる死亡率の減少につながるから、将来にわたり過疎地域の持続的な発展に資する事業である。</p>

		<p>SOS出し方教室</p> <p>①事業の必要性 社会において直面する可能性のある様々な困難やストレスへの対処方法を身につける必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 市内小中学校におけるSOSの出し方教室を開催し、身近にいる信頼できる大人にSOSを出すことができるよう講話を行う。</p> <p>③事業効果 次代を担う健康的な世代の育成につながり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	次代を担う健康的な世代の育成につながり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
		<p>健診受診率向上対策事業</p> <p>①事業の必要性 生活習慣病の予防と早期発見のため、受診率を向上させる必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 健（検）診を受診するきっかけづくりとして、</p> <p>1) 町内会、婦人会等の活動時にミニ講話を実施（市内5カ所） 2) 各地域の町内会長等と協力し、地域の特性に合わせた健（検）診事業を展開 3) 職域との連携（パート、アルバイトの方に事業主を通じて、がん検診の受診勧奨を実施）</p> <p>③事業効果 生活習慣病の正しい知識の普及、疾病の重症化予防の推進が図られ将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	生活習慣病の正しい知識の普及、疾病の重症化予防の推進が図られ将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
		<p>男鹿の特産を活用した食育事業</p> <p>①事業の必要性 子どもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくためには「食」が重要であり、地域の特産である食材の収穫や調理等を通じ、食に対する関心及び理解を深め、子どもたちが健康的な食生活を実践できる力を育む必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 親子が地域の特産である食材の収穫・作業体験や調理等を行うとともに、栄養指導を受講する。</p> <p>③事業の効果 食べ物や食事に関する知識を学び、食に対する興味関心を育むことから、将来にわたり過疎地域の持続的な発展に資する事業である。</p>	市	食べ物や食事に関する知識を学び、食に対する興味関心を育むことから、将来にわたり過疎地域の持続的な発展に資する事業である。
	その他 基金積立			
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 自治体病院	<p>修学資金貸与事業</p> <p>①事業の必要性 過疎地域における医療を確保し、市民の誰もが質の高い医療を受けるため、医師、看護師など医療従事者を確保し、診療体制の充実を図り、高度化・多様化する医療に対応した体制づくりを推進する必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 男鹿みなど市民病院において医師等の業務に従事しようとする者に修学資金を貸与し、条例で定める返還の免除の規定に該当することとなったときは、返還債務を免除する。</p> <p>③事業の効果 医師、看護師など医療従事者の確保により、診療体制の充実が図られるとともに、高度化・多様化した医療に対応した体制づくりが実現されることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p>	市	医師、看護師など医療従事者の確保により、診療体制の充実が図られるとともに、高度化・多様化した医療に対応した体制づくりが実現されることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。
	民間病院 その他 基金積立			
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 幼児教育			

	義務教育	スクールバス運行事業 ①事業の必要性 学校統合により、統合先の学校までの通学が遠距離になった児童・生徒に対し、スクールバスを運行する。 ②具体的な事業内容 令和4年に男鹿北中学校、令和5年に潟西中学校、令和7年に払戸小学校が、令和7年以降に北陽小学校が統合予定となっており、スクールバスを運行する。 ③事業の効果 安全安心な通学手段の確保により、児童・生徒の良好な教育環境を提供することができ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	市	安全安心な通学手段の確保により、児童・生徒の良好な教育環境を提供することができ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
	高等学校 生涯学習・スポーツ	スポーツ大会等補助事業 ①事業の必要性 日常生活の中に気軽にスポーツを取り入れ、市民の絆、まちづくり、健康増進を図る。 ②具体的な事業内容 ・チャレンジデー補助金 ・全県駅伝補助金 ・地区市民運動会等補助金 ・総合型スポーツクラブ会員拡大事業補助金 ③事業の効果 市民が気軽にスポーツに取り組むことにより、スポーツ振興と健康寿命の延伸につながるとともに、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	実行委等	補助金 市民が気軽にスポーツに取り組むことにより、スポーツ振興と健康寿命の延伸につながるとともに、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
	その他 基金積立			
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	行政協力事務交付金事業 ①事業の必要性 地域社会の維持、発展のため自治意識と地域の一体感を醸成し、行政の円滑な運営及び効率の向上を図る。 ②具体的な事業内容 市の依頼により自治会が行う行政協力事務に対し交付金を交付する。 ③事業の効果 行政情報の円滑な伝達、自治会の維持・活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	市	行政情報の円滑な伝達、自治会の維持・活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
		コミュニティ活動推進事業 ①事業の必要性 人口減少や高齢化、生活の多様化による地域連携の希薄化を防ぎ、安心して暮らし続けることのできる地域コミュニティを維持・強化する。 ②具体的な事業内容 自治会が地域課題解決のために行う自主的で公益性のある取組を支援する。 ③事業の効果 地域コミュニティの活性化、地域課題の解決が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	市	地域コミュニティの活性化、地域課題の解決が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
		職員の地域担当制事業 ①事業の必要性 住民と行政がより身近な存在として協働のまちづくりを推進するため、職員が地域の実態を把握するとともに行政情報を地域へ提供する必要がある。 ②具体的な事業内容 市内各地域に地域担当職員を配置する。 ③見込まれる事業効果 地域活動の活性化、行政運営の円滑化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	市	地域活動の活性化、行政運営の円滑化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
	基金積立			
10 地域文化の振興	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	秋田船方節全国大会補助金 ①事業の必要性 男鹿市は民謡「秋田船方節」の発祥地である。これを正しく保存伝承し、広く普及することで豊かな文化が築き上げられ、地域の発展と文化意識の向上が図られるために必要である。 ②具体的な事業内容 秋田船方節全国大会の開催（実行委員会に補助金交付） ③事業の効果 日本遺産北前船寄港地の構成文化財の一つである秋田船方節の保存伝承が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	実行委	補助金 日本遺産北前船寄港地の構成文化財の一つである秋田船方節の保存伝承が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。

		<p>芸術文化振興事業</p> <p>①事業の必要性 市民文化祭や各種芸術文化活動の支援を行うことを通して、市民の芸術文化に対する意識を高揚させるとともに、ふるさと男鹿への愛着と誇りを持たせるために必要である。</p> <p>②具体的な事業内容 男鹿市民文化祭の開催（実行委員会に補助金交付） 芸術文化活動の振興と推進（市芸文協に補助金交付）</p> <p>③事業の効果 芸術文化の保存・伝承の普及に努めるとともに、芸術団体を育成することで、市民の芸術文化に対する意識が高まり、地域の発展及び文化意識の向上が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	<p>芸術文化の保存・伝承の普及に努めるとともに、芸術団体を育成することで、市民の芸術文化に対する意識が高まり、地域の発展及び文化意識の向上が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>
		<p>脇本城跡環境整備事業</p> <p>①事業の必要性 史跡脇本城跡を学習・観光拠点として活用するため、見学環境を整備するとともに、開発行為等の対象となった市内埋蔵文化財を記録保全する必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 脇本城跡の草刈り等による環境整備の他、ガイド育成、城歩きイベントの開催等、来城者が快適に城歩きをする環境を整える。</p> <p>市内埋蔵文化財の調査を実施し記録保全をする。</p> <p>③事業の効果 地域学習の拠点として郷土への誇りを醸成するとともに、観光の拠点として、城・歴史に興味を持つ新たな層の誘客が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	<p>地域学習の拠点として郷土への誇りを醸成するとともに、観光の拠点として、城・歴史に興味を持つ新たな層の誘客が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>
		<p>民俗行事保存会・文化財愛護団体補助金</p> <p>①事業の必要性 指定無形民俗文化財行事を保存継承するため、人口減少により資金調達が困難となっている実施団体を支援する必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 適切に行事を実施するための経費を補助する。</p> <p>③事業の効果 男鹿市の風土・歴史に根差した特有の指定文化財行事を未来へ継承することができるように、行事を通じた多世代交流によって地域力を高め、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	<p>男鹿市の風土・歴史に根差した特有の指定文化財行事を未来へ継承することができるように、行事を通じた多世代交流によって地域力を高め、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>
		<p>男鹿のナマハゲ保存・継承費補助金</p> <p>①事業の必要性 重要無形民俗文化財 ユネスコ無形文化遺産「男鹿のナマハゲ」を保存継承するため、実施団体及び行事再開を検討している団体を支援する必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 行事を実施する団体に、用具調達への経費を補助する。</p> <p>③事業の効果 行事实施に係る経費を補助するとともに、行事を行っていない町内が再開する環境を整え、行事の実施・継続を支援し、文化財・観光の主要なコンテンツとなっている「ナマハゲ」行事の基盤を支える事業であり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	<p>行事实施に係る経費を補助するとともに、行事を行っていない町内が再開する環境を整え、行事の実施・継続を支援し、文化財・観光の主要なコンテンツとなっている「ナマハゲ」行事の基盤を支える事業であり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>
		<p>北前船寄港地遺産活用事業</p> <p>①事業の必要性 平成29年度に日本遺産として認定された「北前船寄港地」を持つ全国の自治体による北前船日本遺産推進協議会に参画し、日本各地の魅力あふれる有形・無形の様々な文化財を統合的に整備・活用し、国内外へ発信していくことで男鹿市の活性化を図る。</p> <p>②具体的な事業内容 ・北前船日本遺産寄港地フォーラムへの参加、出展。 ・参画自治体と連携したツアー造成 ・ホームページによる情報発信など</p> <p>③事業の効果 日本遺産という新たなブランドを得たことで、当市の観光誘客への素材が増え、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	<p>日本遺産という新たなブランドを得たことで、当市の観光誘客への素材が増え、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>

		<p>ジオパーク推進事業</p> <p>①事業の必要性 貴重な地質資源とそれに立脚する特徴的な自然、多様な文化を観光資源として持続可能なやり方で活用していくためにはジオパークの仕組みが不可欠である。</p> <p>②具体的な事業内容 ・質を高める事業（ジオガイド養成、ツアー催行、HP等情報発信、環境整備等） ・ネットワークへの貢献（JGN自然災害伝承碑WG、JGN中間計画策定委員会、ジオ県連協/学術研究支援）</p> <p>③事業の効果 男鹿観光の新コンテンツとして、教育旅行誘致やガイドツアー造成等、DMOと連携し存在感を発揮している。またSDGsの普及にも貢献しており、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	協議会	<p>負担金</p> <p>男鹿観光の新コンテンツとして、教育旅行誘致やガイドツアー造成等、DMOと連携し存在感を発揮している。またSDGsの普及にも貢献しており、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>
	基金積立			
11	再生可能エネルギーの利用の推進	<p>(2) 過疎地域持続的発展特別事業</p> <p>再生可能エネルギー利用</p> <p>基金積立</p> <p>公共施設再生可能エネルギー等設備更新事業</p> <p>①事業の必要性 地球温暖化対策として再生可能エネルギーを利用しつつ、安心・安全な市民生活を維持するため、災害時等の非常電源を確保する必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 公共施設に設置している再生可能エネルギー及び蓄電設備について、災害時等の非常電源として常に活用できるよう設備等の更新を行う。</p> <p>③事業の効果 再生可能エネルギー利用による脱炭素化、非常電源確保による市民の安心・安全な環境づくりが期待でき、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	<p>再生可能エネルギー利用による脱炭素化、非常電源確保による市民の安心・安全な環境づくりが期待でき、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>
	基金積立			
12	その他地域持続的発展に関し必要な事項	<p>(1) 過疎地域持続的発展特別事業</p> <p>不妊不育症治療費助成事業</p> <p>①事業の必要性 近年不妊治療を受ける方は増加しており、身体的・精神的負担が大きいことから、相談・支援の重要性が高まっている。</p> <p>②具体的な事業内容 治療者の申請により助成金を交付する。</p> <p>③事業の効果 不妊治療を行う上での経済的負担の軽減を図り、治療の継続と出生数の増加につなげ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> <p>出産祝金支給事業</p> <p>①事業の必要性 人口増加を願い、出産やその後の育児を支援する必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 新たに出生した子の父又は母に対し、第1・2子は3万円、第3子以降は10万円を支給する。</p> <p>③事業効果 子育て世帯の経済的負担を軽減し、次の1子を産み育てやすい環境を整えるなど、若者が男鹿市で妊娠、出産、子育てができるような環境づくりを推進し、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	<p>補助金</p> <p>不妊治療を行う上での経済的負担の軽減を図り、治療の継続と出生数の増加につなげ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> <p>子育て世帯の経済的負担を軽減し、次の1子を産み育てやすい環境を整えるなど、若者が男鹿市で妊娠、出産、子育てができるような環境づくりを推進し、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>